

沖繩21世紀農林水産業振興計画

(後期:平成29年度～平成33年度)

平成29年5月

沖 縄 県

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨と性格	-----	1
2 計画の期間	-----	2
3 計画の目標	-----	2
4 計画実現に向けた農林漁業者・行政等の役割分担	-----	2

第2章 農林水産業振興の方針

1 農林水産業の現状と基本的課題	-----	4
2 農林水産業・農山漁村の役割	-----	14
3 農林水産業振興計画の目標	-----	18
4 農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向	-----	21
5 振興の基本方向の実現に向けた主要な指標の見通し	-----	37

第3章 施策・事業の展開

1 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化	-----	38
(1)戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立	-----	38
(2)安定品目の生産供給体制の強化	-----	43
2 流通・販売・加工対策の強化	-----	47
(1)物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進	-----	47
(2)農林水産物の戦略的な販路拡大	-----	48
(3)農林水産物の高付加価値化対策	-----	50
(4)製糖企業の高度化促進	-----	51
3 農林水産物の安全・安心の確立	-----	52
(1)食品の安全及び消費者の信頼の確保	-----	52
(2)病虫害対策と防疫体制等の構築	-----	54
(3)環境保全型農業の推進	-----	55
4 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化	-----	59
(1)担い手の育成・確保	-----	59
(2)農地の有効利用と優良農地の確保	-----	62

(3) 農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合の機能強化	-----	63
(4) 金融制度と共済制度、価格制度の充実	-----	64
5 農林水産技術の開発・普及	-----	67
(1) 新技術の開発と試験研究機関の整備	-----	67
(2) 農林水産業技術の普及と情報システムの整備・強化	-----	71
6 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	-----	74
(1) 沖縄の特性に応じた農業の基盤整備	-----	74
(2) 自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備	-----	76
(3) 水産業の基盤整備と漁場環境の保全	-----	77
(4) 離島における効率的かつ安定的な生産に向けた基盤整備	-----	78
7 フロンティア型農林水産業の振興	-----	81
(1) 農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化	-----	81
(2) 多面的機能を生かした農山漁村の活性化	-----	82
(3) アジアなど海外への展開の推進	-----	84
(4) 特色ある離島力を生かした振興	-----	84
第4章 地域特性を生かした圏域別振興方向		
1 北部圏域	-----	86
2 中部圏域	-----	92
3 南部圏域	-----	96
4 宮古圏域	-----	101
5 八重山圏域	-----	105
 (参考資料)	-----	1～12

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨と性格

本県においては、農林水産業の振興のため、国の3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画や県独自の「沖縄県主要事業推進計画」(平成5年9月策定)、「圏域別農業振興方向」(平成6年12月策定)、「沖縄県農林水産業振興ビジョン・アクションプログラム」(平成11年2月策定)、「沖縄県農林水産業振興計画」(平成14年8月策定)等を通じて、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件整備」に努めてきた。

この間、本県農林水産業は、生産基盤整備をはじめ、各種近代化施設の導入、流通体制の整備、ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶などにより、我が国唯一の亜熱帯地域の特性を生かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛、モズク等の生産が多様に展開され、国内における甘味資源、肉用子牛及び冬春期を主体とした農産物を中心とする供給産地としての地位が確保されるとともに、県土の保全、地域社会の維持など、地域の経済・社会の発展にも貢献してきた。

しかしながら、本県の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は、我が国の経済・社会の国際化が進展する中で、石油価格等の高騰による生産資材価格の上昇、農林水産物の輸入増加や長引く景気低迷に伴う農林水産物価格の低迷、農林漁業従事者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の顕在化、相次ぐ気象災害による農林水産物被害の発生など、今なお多くの課題を抱えており、依然として厳しいものがある。

また、我が国が参加する国際的な経済連携協定等が発効した場合、畜産をはじめ、本県農林水産業において、長期的に様々な影響が懸念される。

このような中、平成22年3月、沖縄県の「あるべき姿」「ありたい姿」を示した長期的ビジョンである「沖縄21世紀ビジョン」を策定し、国においては、改正沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興の意義及び方向を明らかにした「沖縄振興基本方針」を平成24年5月に決定した。県においては、沖縄21世紀ビジョンで描いた将来像の実現に向け、同基本方針に基づき、沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)及び実施計画を策定した。同基本計画において自立型経済の構築に向けた重点産業の一つとして位置付けられている農林水産業について、地域特性を生かした振興を図るため、同基本計画及び実施計画を補完するアクションプランとして、平成25年3月に新たな「沖縄21世紀農林水産業振興計画」を策定し、更に平成29年度からは後期計画として策定したものである。本計画は、沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)の目標を着実に達成するよう農林水産業のさらなる振興対策に取り組むこととする。

なお、後期計画は、平成27年に策定された国の「食料・農業・農村基本計画」などの諸方針との整合性に留意し、施策の円滑な推進を図ることとする。

また、計画の進捗状況等について点検を行うなど、適切な進行管理を行い、効率的かつ効果的な施策展開を図ることとする。

2 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5か年計画とする。

3 計画の目標

本計画においては、本県が年間を通して温暖な亜熱帯・海洋性気候にあること等の自然的事情、広大な海域に多数の離島が散在し、本土から遠隔地にあること等の地理的な条件不利性等の軽減に関する農林水産業振興上の課題に積極的に取り組むとともに、消費者・市場等のニーズに対応したおきなわブランドの確立や生産供給体制の強化、農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保、観光・リゾート産業と連携したグリーン・ツーリズム等の推進など各種施策を選択的かつ集中的に展開することによって、「持続的農林水産業の振興」及び「フロンティア型農林水産業の振興」を図ることとする。

4 計画実現に向けた農林漁業者・行政等の役割分担

本計画の実現を図るためには、農林漁業者の主体的な取組を基本として、関係団体・市町村・県・国などが協働し、県民全体の理解を得ながら、その実現に向けて取り組むことが重要である。

(1) 県の役割

県は、本計画の効率的かつ効果的な推進を図るために必要な施策・事業について積極的に支援するとともに、農林水産業・農山漁村振興への県民の理解と協力の促進を図るものとする。

また、市町村、関係団体等と連携し、地域における生産・経営管理技術の普及、地域マネジメント機能の発揮などにより、地域特性を生かした農林水産業・農山漁村の振興を図る。

(2) 市町村の役割

市町村は、地域における農林水産業・農山漁村の振興に直接かかわる行政機関として、地域住民及び関係機関・団体との連携に主導的な役割を發揮するとともに、本計画の施策の展開方向を踏まえ、市町村の地域特性を生かした主体的な施策を推進する。

(3) 農林漁業者の主体的な取組

本県農林水産業・農山漁村の振興を図るには、農林漁業者の主体的な取組が不可欠であり、自らの経営に意欲を持って取り組み、経営を持続的に発展させるとともに、美しい農山漁村や自然環境の保全、地域社会の形成に積極的に取り組むことが重要である。

(4) 関係団体の役割(農林水産業関係団体、NPO等)

農林水産業関係団体は、地域における農林水産業・農山漁村の振興を図っていく上で、生産

活動の計画的推進、生産効率の向上及び営農指導など、農林水産業・農山漁村の振興につながる農林漁業者の取組を支援する。

また、ボランティアやNPO等には、農地・森林・海岸域等の維持・保全の新たな担い手として、行政等と連携して取り組むことが期待される。

(5) 県民への期待

県民には、農林水産業・農山漁村の役割やその必要性を十分に理解し、食生活の改善や地産地消への参加、都市と農山漁村の交流、多面的機能の維持・保全等、農林水産業・農山漁村の振興に対し積極的に協力をすることが期待される。

(6) 食品関連企業への期待(食品加工業、食品流通業等)

食品関連企業には、県産農林水産物の積極的な利用や高付加価値化等による特産品の開発・販路の開拓等が期待される。

また、新たな観光の魅力として、観光・リゾート産業と連携し、地域農林水産物を原料とする特産品の販売体制を強化することが期待される。

(7) 6次産業化を含めた農山漁村地域への期待

農山漁村地域には、観光リゾート産業など他産業と連携し、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所等の整備を促進し、農林漁業体験型観光や魅力ある特産品開発など農林水産業の6次産業化への取組を強化することで、都市住民や観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農林水産物の需要拡大が期待される。

第2章 農林水産業振興の方針

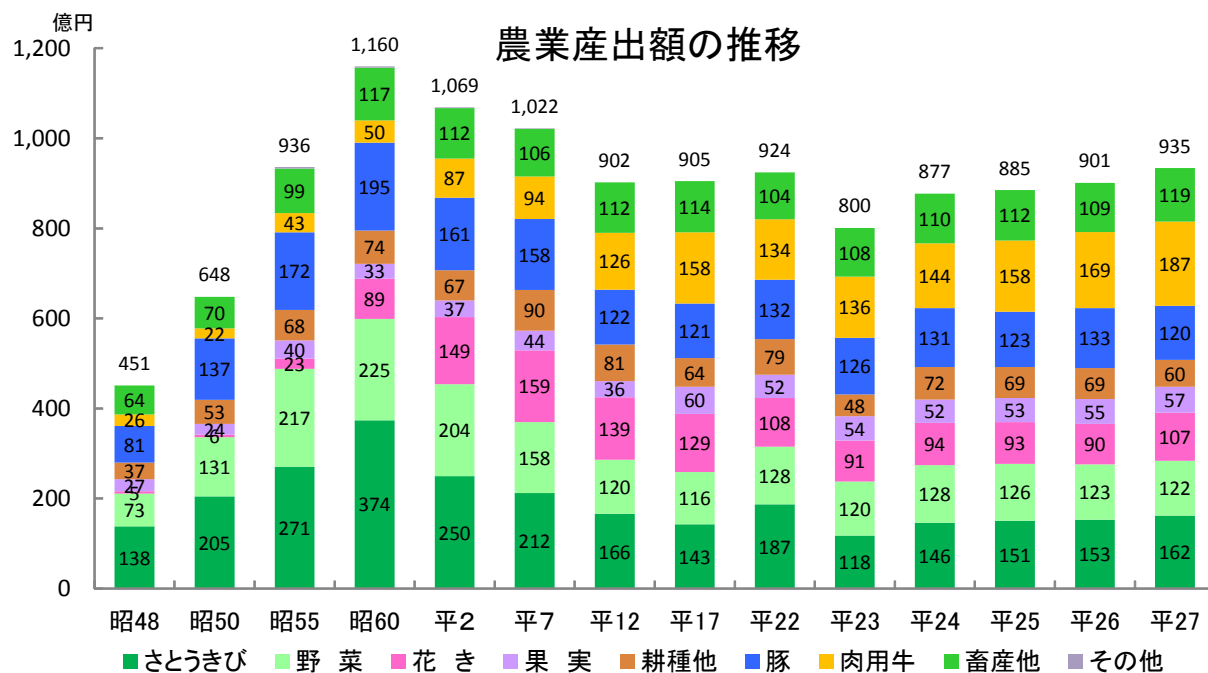
1 農林水産業の現状と基本的課題

(1) 農業の現状と課題

ア 農業産出額

本県の農業産出額は、復帰後、生産基盤整備や各種近代化施設の導入等各種施策の展開により、国内における甘味資源及び冬春期を主体とした農産物を中心とする供給産地として発展してきたこと等により、昭和48年から昭和60年までの12年間に、2.6倍、1,160億円と顕著な増加を示した。しかしながら、その後は国内外との産地間競争の激化、農業従事者の減少・高齢化等により、さとうきび、野菜等の生産が減少してきたことから、平成8年以降、1,000億円を割り込み、平成27年には935億円と、依然として厳しい情勢にある。

このような中において、肉用牛、マンゴー、ゴーヤー、きく等の品目については、生産が増加傾向で推移しており、これらの有望品目を中心とした、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制を強化し、おきなわブランドの確立を図ることで農業生産の建て直しを図ることが急務となっている。



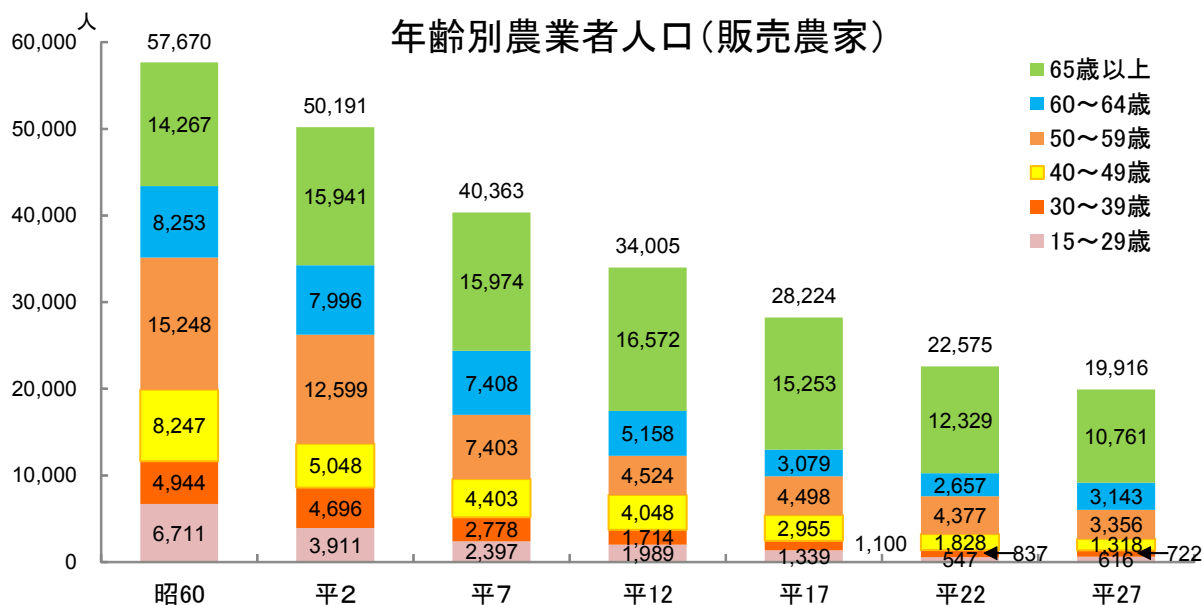
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

イ 農業労働力

農業就業人口については減少傾向にあり、平成27年では約20千人となり、平成17年の約28千人と比較して約29%減少している。

年齢別の構成比を平成17年以降の推移でみると、30歳未満の層が平成17年の4.7%から平成27年には3.1%に低下しているのに対して、65歳以上の層は54.0%から割合は変わらず、農業就業者の半数以上を65歳以上の高齢者が占めている状況である。

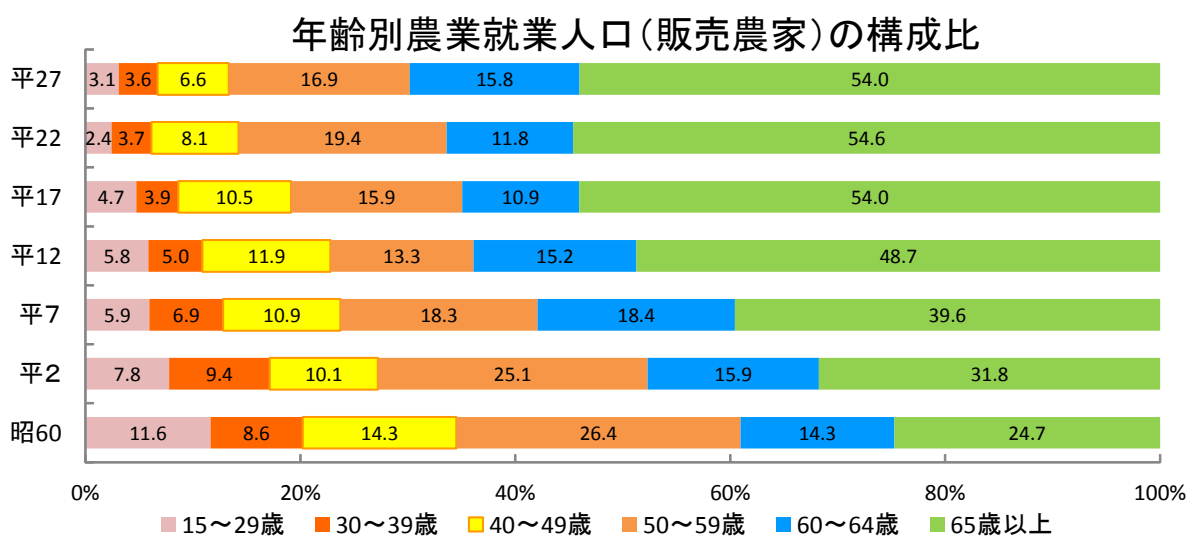
農業・農村の持続的な発展を得るためには、農業就業者の確保、とりわけ若年層の新規就農者の確保が喫緊の課題である。



資料:内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

農林水産省「2015農林業センサス」

※農業就業人口は平成2年度より販売農家で集計



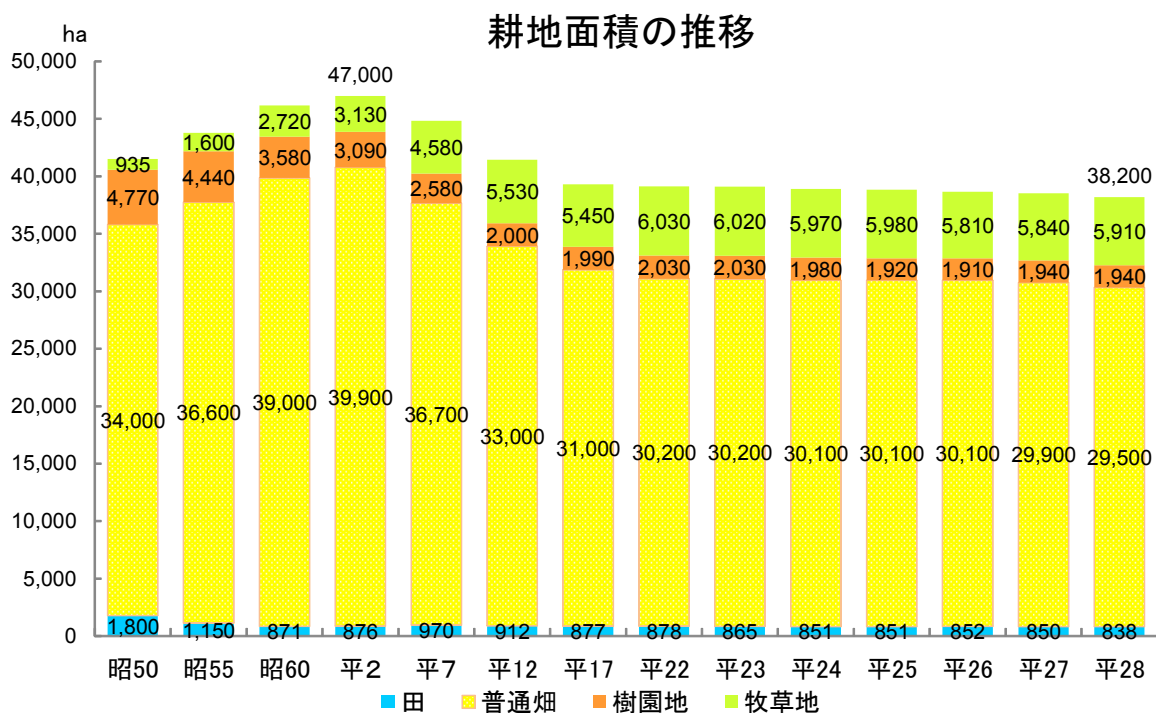
資料:内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

農林水産省「2015農林業センサス」

ウ 耕地面積

本県の耕地面積は、復帰直後の農外土地需要の増大によってかい廃が進み、大きく減少したが、農地の買戻しや生産基盤整備等により平成2年には約47,000haまで回復した。しかしながら、その後は都市化の進展、農業就業者の減少・高齢化による耕作放棄地等の増加などにより耕地面積は再び減少傾向に転じており、平成28年は38,200haとなっている。中でも、さとうきび等の減少により、普通畑が減少している状況にある。

今後とも、農業生産の基盤となる優良農地の確保に努める必要がある。



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

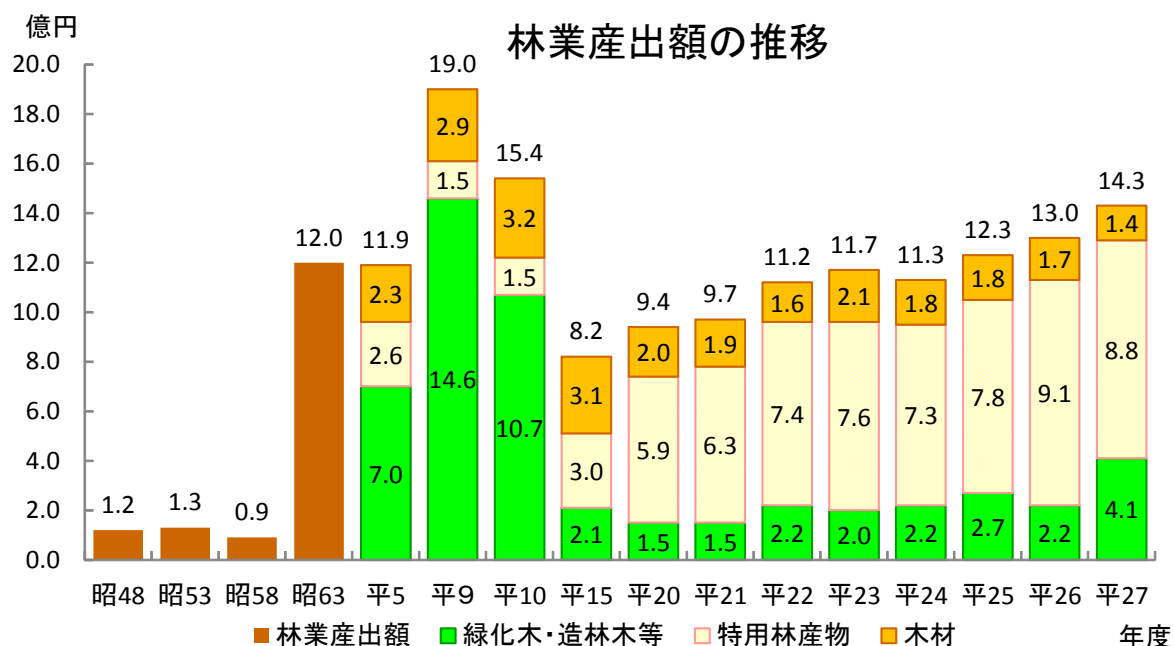
(2) 林業の現状と課題

ア 林業算出額

林業産出額は、「県民100万本植樹運動」や第44回全国植樹祭会場跡地の森林公園整備等に伴う緑化木需要の高まりなどから平成9年度に約19億円に達したが、森林公園の整備等が平成10年度までに完了したため、その後、減少した。しかし、平成14年度以降、えのきたけ、ぶなしめじなど、きのこ類の生産施設等が整備されたことにより、特用林産物の生産が増え、林業産出額は近年、増加傾向にある。

とりわけ、きのこ類は、安定した県内需要やアジア諸国への市場開拓などを背景に、林業産出額に占める割合を着実に伸ばしていることから、今後も、特用林産物の重要な品目として、生産拡大が期待されている。

このような中、本県の林業の中心地であるやんばる地域は、国立公園指定(平成28年9月)や、世界自然遺産登録(平成30年予定)など、森林への社会的要請が、多様化する情勢にあることから、これまで以上に、森林の利用と環境の保全を両立させる、持続的な林業・林産業の推進が求められている。



資料：県森林管理課「木材需給調査」、「特用林産物需給動態調査」、「緑化木等生産額調べ」

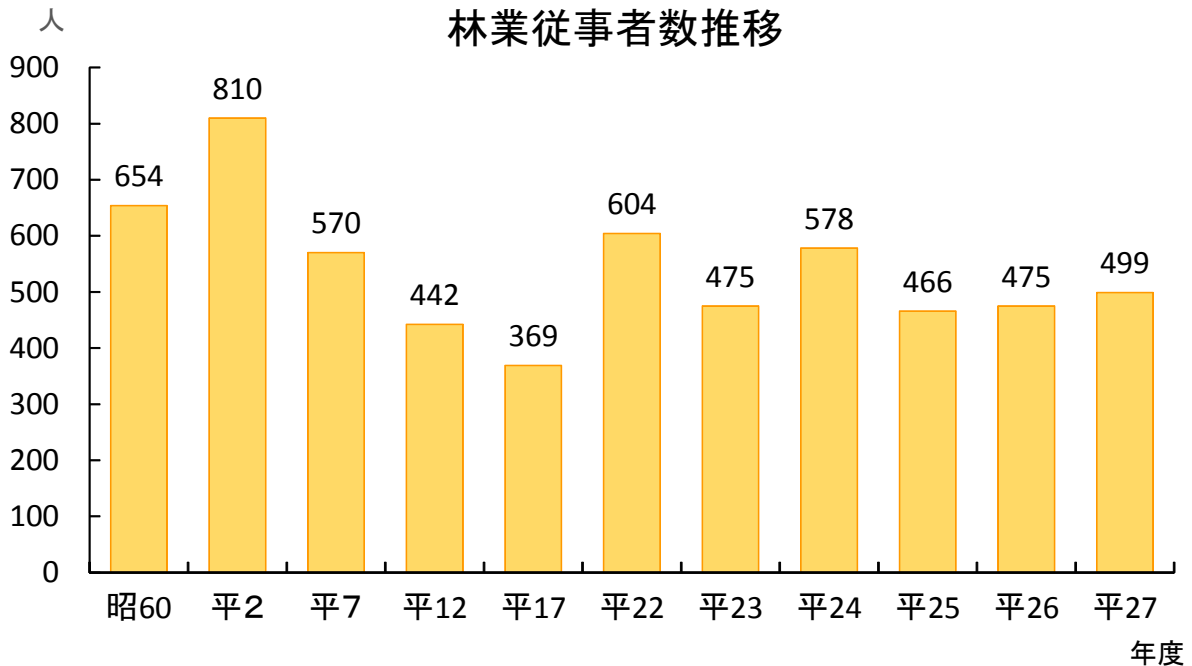
※平成元年以前は、緑化木・造林木等、特用林産物、木材の区別がないため、合算して表示

イ 林業労働力

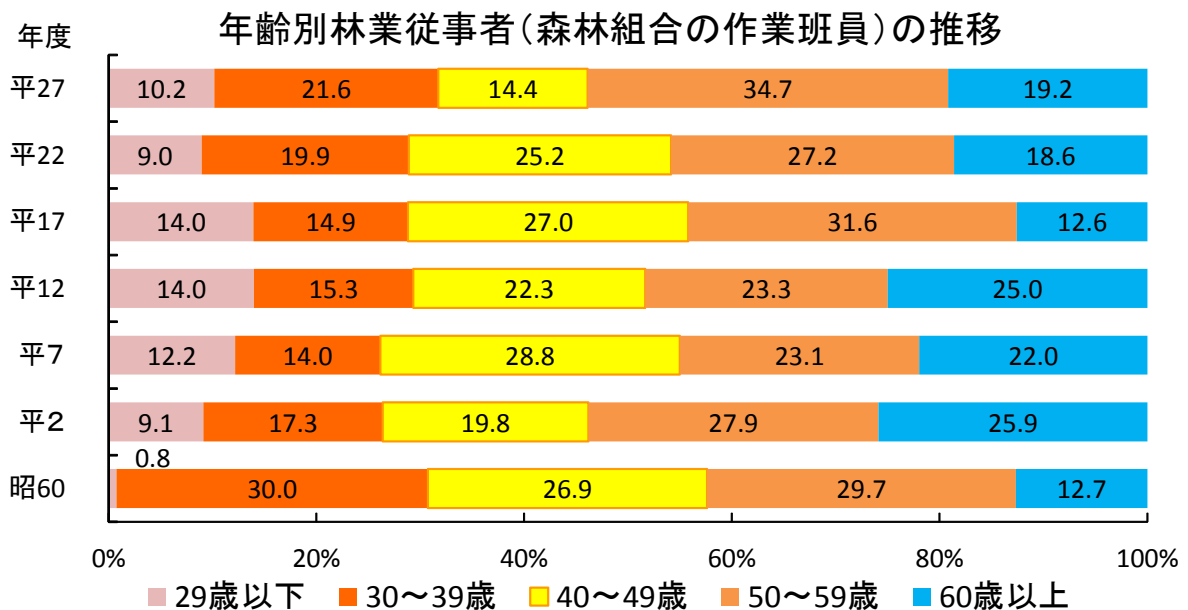
林業就業人口については、収穫面積や森林整備量の減少などから年々減少傾向にあり、近年は、約5百人前後で推移している。

年齢別の構成比は、「緑の雇用」事業等の担い手対策事業の効果により、40歳未満の就業者が平成2年度以降増加傾向で推移するなど、若返りが図られているが、50代以上の割合が過半数を超え、世代交代の時期を迎えている。

森林・林業の持続的な発展を図るためには、引き続き、林業就業者の安定的な確保・育成を図る必要がある。



資料：県森林管理課「林業従業者数調べ」、「特用林産物需給動態調査」



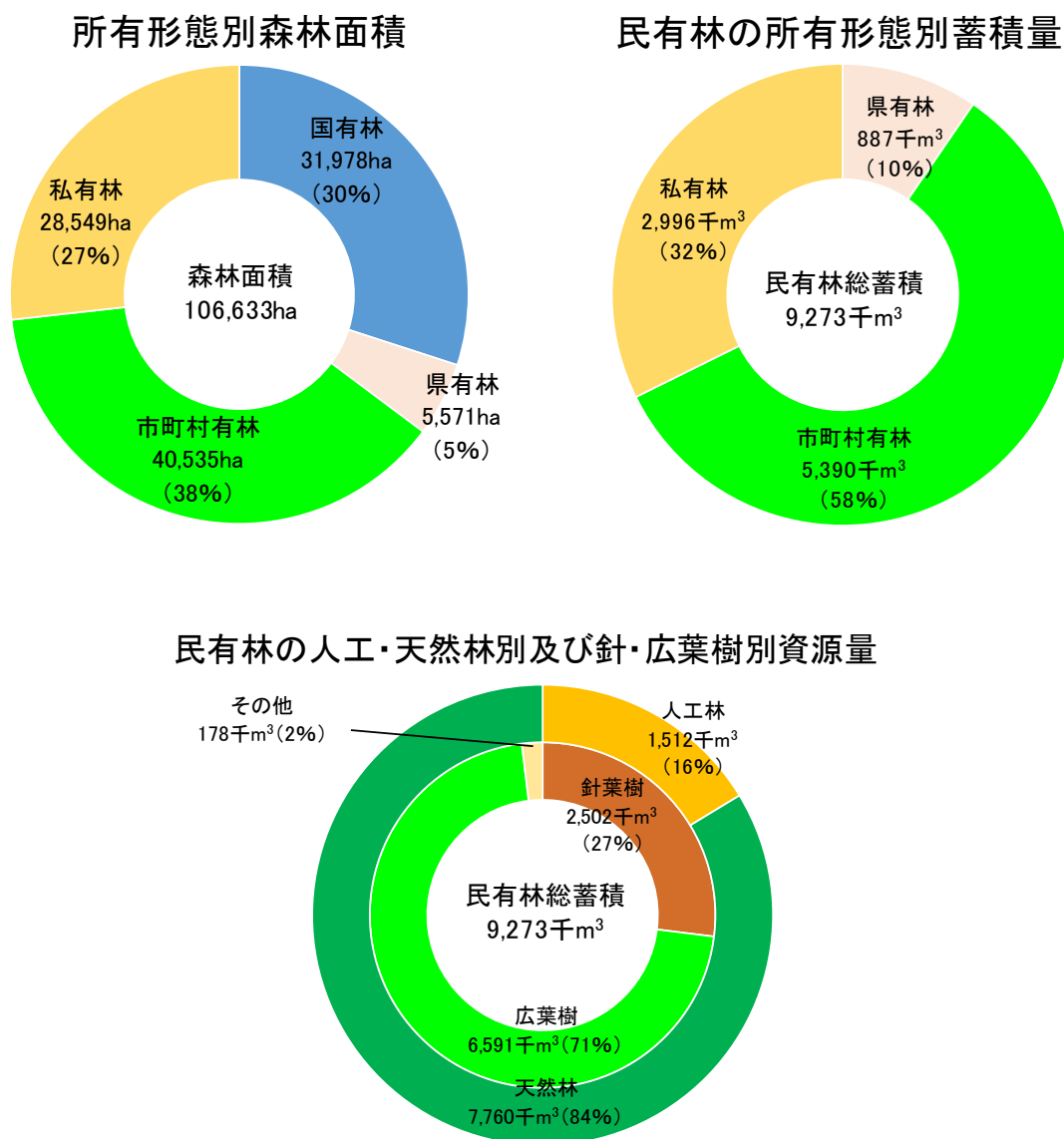
資料：県森林管理課「沖縄県森林組合一斉調査」

ウ 森林資源

本県における平成27年度の森林面積は、106,633haでこのうち民有林74,655ha(70%)、国有林が31,978ha(30%)となっている。民有林における森林資源(蓄積)量は9,273千 m^3 で、人工林は16%となっている。また、民有林における森林資源量を所有形態別にみた場合、市町村有林58%、私有林32%、県有林10%となり、市町村有林が高い比率を占めている。

本県の森林は、戦中戦後の乱伐によって著しく荒廃したが、これまでの造林の推進や保安林の整備等により漸次回復し、製材をはじめ様々な用途で利用可能となる50年生以上の森林蓄積量が、全体の約84%に達している。

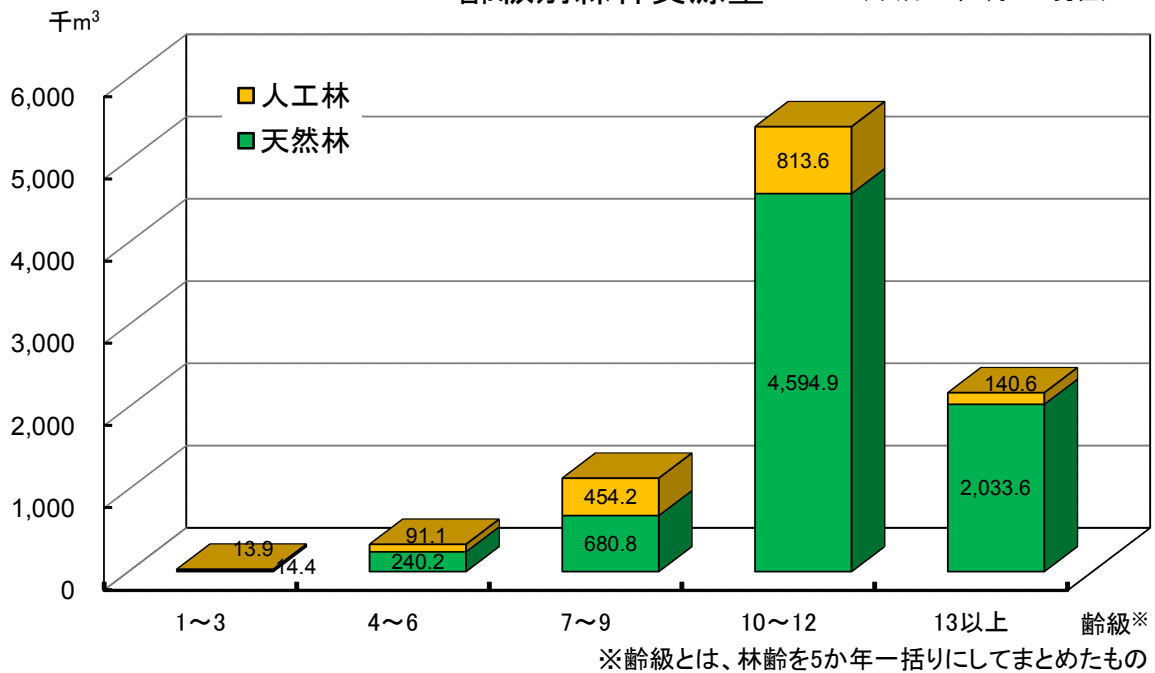
今後、県民の森林に対する期待と関心の高まりを踏まえ、森林の多面的機能の高度発揮や林業の持続的かつ健全な発展を図るため、森林の整備・保全を推進するとともに、利用期を迎えつつある人工林等の森林資源の利活用を促進していくことが課題である。



資料: 県森林管理課「沖縄の森林・林業」(平成27年度)

齢級別森林資源量

(平成28年4月1日現在)



資料: 県森林管理課「沖縄の森林・林業」(平成27年度)

エ 森林・林業施策

亜熱帯気候及び島しょ性の地理的条件を生かした林業振興、新たな森林利用の推進のための各種施策の積極的な実施及び森林の整備、保全を図っている。

(ア) 多面的機能を有する森林の保全・整備

森林の有する機能については、8つの機能(水源かん養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、地球環境保全、生物多様性保全、木材等生産)を基礎的な指標として、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、適切な森林施業の実施、林内路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する必要がある。

また、森林生態系等貴重な自然環境を有する森林についてはその保全を図り、県民と森林のふれあいの場として利用する森林については、自然環境と調和した森林の利用区分を行うとともに、環境に配慮した森林の整備を実施する。併せて、森林ツーリズム等、新たな森林の利用を推進する。

さらに、木材の生産を目的とした森林について、計画的な伐採、造林等を実施するとともに、その作業に必要な森林作業道等を整備し、農山漁村地域の振興を図る。

(イ) 林産物の安定的供給及び利用の促進

木材は、拠点産地を認定して計画的な生産体制を整備してきたが、県民の森林に対する社会的要請が多様化し、自然環境の保全に配慮した森林資源の循環が求められていることから、安定した木材の生産が図れるよう、環境に配慮した伐採、搬出方法の確立、材の有効な利用及び付加価値の高い材の利用に向けた技術の開発・普及が必要である。特に、人工造林後伐期に達しているリュウキュウマツ材の利用促進が重要である。

きのこ等の特用林産物については、これまでの生しいたけやきくらげ、ひらたけ類などに加え、えのきたけ、ぶなしめじ及びエリンギの大規模生産施設の導入により、飛躍的に生産が拡大している。今後は、新たに菌床しいたけ等の生産技術の向上のほか、施設整備を進め生産拡大を行う必要がある。また、特用林産物の品質保持や表示の徹底、産地情報の発信等による消費拡大を図り、引き続き、消費者に信頼される生産・供給体制の確立に取り組む。

(3)水産業の現状と課題

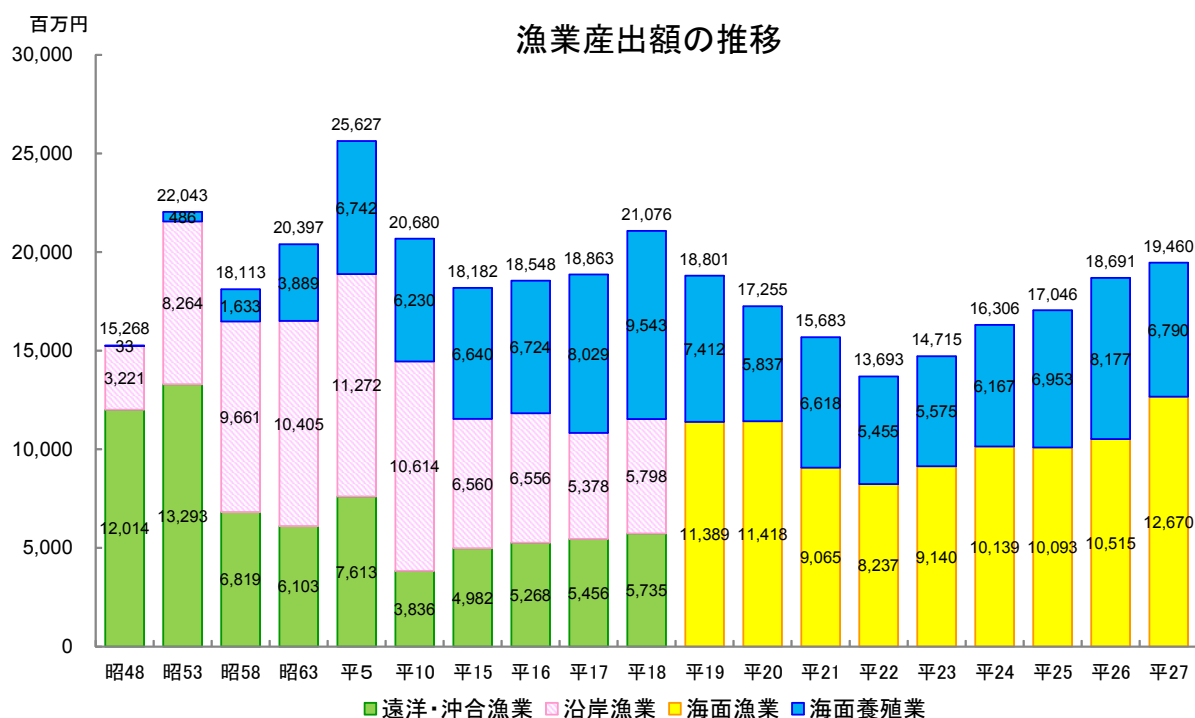
ア 漁業産出額

漁業産出額は、平成5年の約256億円に達したあと水産資源の減少に伴い低下したが、平成22年以降は徐々に産出額が増加し、平成27年は約195億円となっている。

この間、漁業構造は、大きく変化し、南方基地カツオ漁業や遠洋マグロ漁業が衰退したのに対し、昭和50年代後半から県内各地域に設置されたパヤオ(浮魚礁)を利用した漁業やマグロ延縄漁業及び旗流し漁法の導入によるソデイカ漁業が増加した。

また、海面養殖業は、クルマエビやモズク、海ブドウなどが増加し、平成27年には、約68億円の産出額となっており、重要な地位を占めるまでに進展している。さらに、平成25年度からはマグロやモズク、クルマエビなどの水産物の販路拡大に積極的に取り組んでおり、さらなる生産拡大が期待される。

今後とも、資源管理型漁業に代表される生物資源の持続的利用技術及び水産資源の再生産を意識した海洋環境保全を推進することにより、生産拡大及び資源の持続的利用を図る一方、沖縄型のつくり育てる漁業技術を利用して、安定した漁家経営を確保することが課題となっている。



資料：内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

※平成19年以降は沿岸漁業、遠洋・沖合漁業の区別ができないため、合算して表示

※国において平成27年から「漁業生産額」を「漁業産出額」に改定

イ 漁業就業者

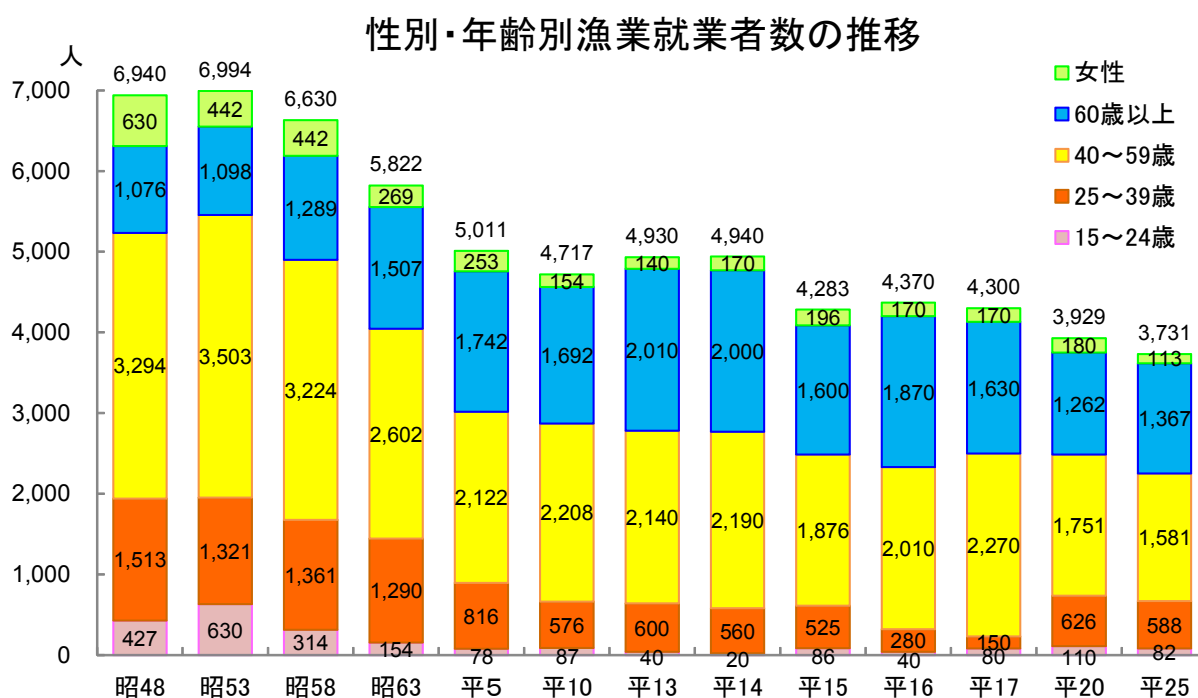
漁業就業者は、平成15年に4,283人であったが、平成25年には3,731人と減少傾向が続いている。

男性の漁業就業者を年齢別に見てみると、平成15年は60歳以上が39.1%、平成25年は60歳以上が37.8%と高齢化の状況にあるが、平成20年以降では39歳以下の就業者が増加しつつある。

また、総就業者に占める女性就業者の割合は、平成15年の4.6%に対し、平成25年は3.0%とその割合が低下している。

このような状況から、新規及び中途就業者の参入を進め、新たな担い手を確保するために、小中学生を対象にした漁業体験や新規漁業就業者に対し漁具等の漁労経費の一部を支援する事業を実施している。

しかし、魚価の低迷、水産資源の減少など漁業を取りまく環境は厳しさを増していることから漁業経営は悪化しており、新規就業者の確保・育成を図るには「儲かる漁業」の構築が喫緊の課題である。



資料：内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

農林水産省「漁業センサス」

ウ 水産物の流通・加工・販売対策

生産量の減少に伴う産出額の減少に対し、増産対策はもとより、新たな価値を付加することによる単価の向上が非常に重要である。本県は、離島県であり、流通面においてコスト的、距離的な制約があることから流通システムの効率化を推進するとともに付加価値の高い加工品

の開発を図る必要がある。

また、消費者等の多様化したニーズに的確に対応するための情報収集・発信等が重要であることから、市場競争力強化に向けたマーケティング戦略を作成し、水産物の販路拡大を図っているところである。

今後も、食品表示法に基づく食品表示の適正化を推進するとともに、流通段階での衛生管理を徹底し、安全・安心な水産物の供給体制を確立する必要がある。

2 農林水産業・農山漁村の役割

(1)新鮮・良質・安全な食料の安定供給

本県の農林水産業は、さとうきび、パインアップル、ゴーヤー、マンゴー、肉用牛、豚、マグロ類、モズク等の品目に代表されるように、亜熱帯性気候という地域特性を反映し、多彩な農林水産物が生産され、県内外の消費者に供給されているところである。

今後はよりきめ細やかな消費者・市場ニーズに対応した、新鮮・良質かつ安全・安心な食料を安定的に供給することに努め、健康で豊かな国民・県民生活を支えるものとする。

(2)産業の振興と地域の均衡ある発展

農林水産業については、第一次産業における就業者数が、全産業就業者の4.7%を占めていることに加え、製糖企業、農林水産業資材の生産・販売、食品加工・販売などの関連産業を幅広く支え、地域経済の活性化に大きく貢献しているところである。また、離島地域においては、主要な産業として地域社会の維持に不可欠な産業となっているとともに、県民の食料供給地としても重要な地域となっている。

このため、沖縄経済の持続的発展と地域の均衡ある発展に向けて、農林水産業の積極的な振興を図るものとする。

(3)農山漁村地域の有する多面的機能の発揮

農山漁村地域は、農林水産物の供給や生活・就業の場としてだけでなく、人々にゆとりと安らぎを与える空間であり、自然や生活環境の保全、水源のかん養、伝統文化の継承、教育や保健保養の場の提供、領海・領土や排他的経済水域（EEZ）の確保等といった多面的機能も有している。

このような多面的機能は、農山漁村地域での恒常的な農林水産業の生産活動によって初めて発揮されることから、今後とも、農林水産業の生産条件や生活環境の整備等を推進するものとする。

ア 主な農林水産物(食料)の生産量

区 分	単位	実 数		割合	備考
		沖 縄 県	全 国	沖縄/全国 (%)	
さとうきび	トン	754,671	1,259,080	59.9	平成27年
野 菜	トン	58,255	13,764,000	0.4	平成26年
花き	千本	310,435	4,983,100	6.2	平成26年度
パインアップル	トン	7,660	7,660	100.0	平成27年
果樹類	トン	13,529	2,770,000	0.5	平成26年度
水 稻	トン	2,320	7,986,000	0.0	平成27年
肉用牛	頭	70,487	2,489,000	2.8	平成27年
乳用牛	頭	4,375	1,371,000	0.3	平成27年
豚	頭	210,863	9,537,000	2.2	平成27年
採卵鶏	羽	1,553,033	174,806,000	0.9	平成26年
ブロイラー	羽	634,148	135,747,000	0.5	平成26年
特用林産物(きのこ類)	トン	1,328	458,298	0.3	平成26年
まぐろ類	トン	10,533	189,972	5.5	平成27年
いか類	トン	2,256	167,525	1.3	平成27年
モズク	トン	13,396	13,396	100.0	平成27年
クルマエビ	トン	397	1,314	30.2	平成27年

資料:内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

農林水産省「作物統計」、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」、「畜産統計」、
「海面漁業生産統計」、林野庁業務資料「特用林産物生産動向」

イ 人口、就業者

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総 人 口	千人	1,222	1,273	1,318	1,362	1,393	1,434
就 業 者 数	千人	510	542	556	560	579	566
第1次産業就業者	千人	47	40	34	33	29	27
構 成 比	%	9.2	7.4	6.1	5.9	5.0	4.7

資料:総務省「国勢調査」

ウ 県内生産額、県内総生産

単位：億円

区 分	県内生産額		県内総生産額	
	(中間投入+粗付加価値)	割合	(粗付加価値)	割合
全 産 業	62,187	100.0	35,030	100.0
農林漁業・関連産業	2,415	3.9	808	2.3
農 林 漁 業	1,049	1.7	401	1.1
関 連 産 業	1,366	2.2	407	1.2

資料：県統計課「沖縄県産業関連表」(平成23年)

※関連産業：製糖業、飼料、肥料、農薬、と畜、畜産食料品、農林関係公共事業等

エ 沖縄の農林水産業・農山漁村の多面的機能評価

単位：億円/年(名目値)

分類	評価手法	多面的機能	評価額
農 業 ・ 農 村	仮想市場評価法	自然環境を守る	182
		伝統文化を保存する	79
		アメニティを提供する	81
		国境・領土を守る	114
		計	456
水 産 業 ・ 海	仮想市場評価法	豊かな自然環境	149
		アメニティを提供する	64
		伝統文化を保存する	67
		国境・領土を守る	94
		計	374
森 林	代 替 法	二酸化炭素吸収	20
		化石燃料代替	1
		表面侵食防止	1,028
		表面崩壊防止	356
		洪水緩和	359
		水資源貯留	447
		水質浄化	656
	トラベルコスト法	保健・レクリエーション	213
	計	3,080	

資料：県農林水産総務課「沖縄の農業・農村、漁業・漁村の多面的機能に関する調査」

(平成27年度)

注：1) 森林は森林率や算出単位の変更がないものとして平成11年時点の値を使用した。

2) 機能によって評価方法が異なっていること、また、評価されている機能が多面的機能全体のうち一部の試算値であること等から、全体の合計額は記載していない。

- 3) 森林に係るいずれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」等一定の仮定における数値であり、試算の範疇をでない数値であるなど、その利用に当たっては細心の注意が必要である。
- 4) 森林の有する公益的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、災害の発生頻度等によっても変化することに留意する必要がある。

3 農林水産業振興計画の目標

目標とするすがた	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
農 林 漁 業 産 出 額	億円	1,109	1,455	1,540
農 業 産 出 額	億円	924	1,200	1,220
林 業 産 出 額	億円	11	15	20
漁 業 産 出 額	億円	174	240	300
第 1 次 産 業 就 業 者 数	人	28,713	24,500	24,500

(1)おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
園芸品目の生産量(野菜)	トン	54,000	76,500	92,900
園芸品目の生産量(花き)	千本	331,000	443,000	499,000
園芸品目の生産量(果樹)	トン	15,800	28,600	20,500
拠 点 産 地 数	地区	94 (23年度)	130	150
栽 培 面 積	ha	27,370	29,000	30,000
さとうきびの生産量	トン	820,403	961,000	851,000
家 畜 頭 数	家畜単位	162,157	175,400	155,885
特 用 林 産 物 生 産 量	トン	1,204	1,745	1,770
漁 業 生 産 量	トン	14,812	15,320	15,554
海 面 養 殖 業 生 産 量	トン	9,677	25,931	33,938

(2)流通・販売・加工対策の強化

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
県中央卸売市場の取扱量	青果	トン	62,452	74,000
	花き	千本	57,826	64,677
水産卸売市場の取扱量	トン	14,228	14,228	15,157
全国シェアが上位3位以内の 県産農林水産物品目数	品目	14	17	20
食肉加工施設における 処 理 頭 数	頭/日	1,548	1,728	1,912
甘 しゃ 糖 の 産 糖 量	トン	96,608	119,650	104,450
「おきなわ食材の店」 登 録 店 舗 数	店	134 (23年度)	230	340

(3) 農林水産物の安全・安心の確立

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
環境保全型農業に取り組む農家数	件	704 (23年度)	1,000 (27年度)	1,300
G A P 導入産地数	産地	4	29	54
総合的病害虫防除体系が確立された作物数	品目	1	3	5
生鮮食品表示の未表示店舗の割合	%	21 (23年度)	10	5
農業環境コーディネーター組織数	組織	0	5	10
水質保全対策整備量 (整備率)	ha	5,748 (32.7)	7,200 (41.0)	8,800 (50.0)
うち重点監視区域 (整備率)	(%)			2,536 (70.0)

(4) 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
農業就業人口	人	22,575	20,300	20,300
漁業就業者数	人	3,929	3,740	3,790
新規就農者数(累計)	人	244	1,500	3,000
認定農業者(累計)	経営体	3,045	3,250	3,850
耕作放棄地解消面積 (解消率)	ha (%)	140 (20)	350 (50)	700 (100)
農業共済加入率 畑作物	%	40	70	70
園芸施設	%	16	70	70
家族経営協定締結数	戸	488	580	670

(5) 農林水産技術の開発・普及

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
品種登録数	件	26	34	41
農林水産技術の試験研究機関による特許等出願件数	件	24	30	35
普及に移す技術	件	64	325	650
技術普及農場の設置数	件	70	350	830

(6) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
農業用水源施設整備量 (整備率)	ha (%)	22,953 (56)	24,700 (63)	26,700 (69)
かんがい施設整備量 (整備率)	ha (%)	17,107 (42)	19,200 (49)	21,600 (56)
ほ場整備量 (整備率)	ha (%)	19,043 (54)	20,200 (61)	21,600 (66)
農業水利施設保全 (機能保全計画策定数)	施設	—	18	85
農村地域防災減災対策 (農業用ため池の ハザードマップ作成地区数)	地区	—	5	14
造林面積	ha	4,906	5,146	5,346
流通拠点漁港の陸揚岸壁の 耐震化量(耐震化率)	m (%)	902 (52)	1,300 (75)	1,470 (85)
漁船が台風時に安全に避難 できる岸壁整備量(整備率)	m (%)	3,478 (61)	4,685 (70)	5,918 (75)
更新整備された浮魚礁数 (更新整備率)	基 (%)	0 (0)	38 (54)	71 (100)
保全対象松林における 松くい虫被害量	m ³	1,433	1,288	1,053
保安林の防風・防潮林 整備面積	ha	533 (23年)	563	593

(7) フロンティア型農林水産業の振興

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
グリーン・ツーリズムにおける 交流人口	万人	4	7	13
沖縄からの農林水産物・ 食品の輸出額	百万円	—	2,065	2,636
県産食肉の海外輸出量	トン	0	6	100
沖縄型植物工場の導入品目数	品目	0	3	5
6次産業化関連事業者の 年間販売額	百万円	—	19,400	24,800
6次産業化関連事業の 従事者数	人	—	4,900	5,400
汚水処理人口普及率 (農業集落排水施設)	% (人)	73 (63,276)	83 (71,795)	79 (79,214)
農業集落排水施設長寿命化 (対策地区数)	地区	—	9	15
多面的機能保全推進取組面積 (取組率)	ha (%)	9,402 (26)	11,000 (30)	22,000 (57)

4 農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向

農林水産業・農山漁村の現状、基本的課題及び役割を踏まえたうえで、亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、農林水産物の安全・安心の確立、農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化、農林水産技術の開発・普及、亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備、フロンティア型の農林水産業の振興の7つの柱を基本に、県関係部局等と連携し、食料の安定供給、持続的農林水産業の振興と6次産業化など新たな取組により付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業の振興に向けた施策・事業を推進する。

また、我が国が参加する国際的な経済連携協定等が発効した場合、本県農林水産業において長期的に様々な影響が懸念されることから、国の動向を注視しつつ、本県農林水産業の体質強化対策等に取り組む。

離島の農林水産業については、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることから、生産の増大及び経営の安定化、輸送コストの低減などによる効率的な流通体制の構築などの課題に継続して取り組む必要がある。

また、水資源に恵まれない地域の貯水池等の農業基盤整備や漁港・漁場の整備、森林の適正管理・保全・整備等に加え、グリーン・ツーリズム等を通じた、都市との地域間交流による農山漁村地域の所得向上等に向けた取組を強化する必要がある。

さらに、さとうきびは、離島・過疎地域における重要品目であり、その生産が関連産業とともに、地域の経済社会において重要な位置を占めていることなどから、安定的な生産のため、担い手の育成・確保、機械化推進による作業の省力化、優良種苗の供給等を図る必要がある。

併せて、含蜜糖製造事業者においては、離島地域である地理的不利性に加え、台風等の気象災害の影響により原料のさとうきび生産が不安定になることなどから、経営の合理化や生産性の向上を図る必要がある。

(1) おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

年間を通して温暖な亜熱帯性気候等の優位性を生かした活力ある産地を形成し、健康長寿や観光・リゾート地にふさわしい高品質かつ安全で安心な農林水産物を消費者や市場に安定的に供給し、認知度向上を図ることにより、おきなわブランドを確立する。

このため、優位性の発揮や生産性向上が期待され重点的に推進すべき品目を定め、このうち市場競争力の強化による生産拡大及び付加価値を高めることが期待される品目等を「戦略品目」、社会経済施策等の観点から現制度を堅持しつつ生産確保を図るべき品目等を「安定品目」として位置づけ、これらの品目に集中的な振興施策を講じる。

ア 戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立

園芸作物、肉用牛、豚、木材、魚介藻類などの戦略品目については、市場競争力の強化に

より生産拡大が大きく期待されており、近年、拠点産地を核に、ゴーヤー、マンゴー等の品目で生産量を伸ばしている。

しかしながら、園芸作物の大部分については、生産規模が小さく、生産地が分散していることから、技術・経営指導の徹底や各種生産振興策の集中的な実施が行われにくく、生産の安定と品質の向上が重要となっている。

また、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、マンゴー等の園芸品目は台風等気象要因により生産が不安定であるとともに、原油、鉄鋼等の高騰による生産施設・資材の高騰や鳥獣類による農作物被害が増加し、安定生産の妨げとなっている。

肉用牛については、産肉能力や子牛出荷成績、良質な自給粗飼料確保及び流通体制等に課題があるため、低コスト生産と高品質化、流通体制の強化等を図ることが必要となっている。

特に、県産牛肉については、観光客等の需要が増加しており、おきなわブランド牛の安定的な供給体制確保を図るため、優良子牛の生産拡大、肥育農家の人材育成及び生産基盤を強化し、品質の高いおきなわブランド牛の生産拡大を図ることが必要である。

養豚については、経営規模の拡大や生産コストの低減を図るとともに、畜舎等の整備や環境対策を推進し、生産基盤の安定強化を図る。また、人工授精の普及や系統造成豚活用により、肉豚の安定供給を推進する。さらに、価格安定対策を推進するとともに、家畜伝染病対策や飼養衛生管理並びに動物用医薬品の適正使用を徹底し、安全・安心な豚肉の安定供給を図る。特に本県の地域資源である「沖縄アグー豚」については、高品質化と生産の安定化によるブランド力の強化を図り、その優位性や認知度を最大限に活用し、国内外への販路拡大を推進する。

さらに、我が国が参加する国際的な経済連携協定等が発効し、畜産物等の関税が撤廃・削減等された場合、安価な外国産畜産物の流入による県産畜産物及び子牛価格の低迷等が懸念されることから、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備や経営安定化対策等を講じる必要がある。

木材については、森林資源の多くが天然林となっているが、リュウキュウマツなどの人工林については、用材の計画的な供給により、需要に応える必要がある。

また、きのこについては、栽培技術の向上、生産基盤や加工施設等の整備、流通体制の整備を行うことが重要となっている。

モズク、海ブドウなどの海藻類養殖では、天候の影響による不安定な生産、価格の安定、また、魚介類養殖については、良質な種苗の供給や魚病対策、さらに、マグロ、ソデイカ等は価格の向上・安定を図るための流通加工システムの改善が必要である。希望と活力にあふれる豊かな沖縄の形成の一翼を担う水産業振興のため、沖縄の海域特性を生かした養殖及び漁船漁業を積極的に推進する必要がある。

このため、さやいんげん、ゴーヤーなどの野菜、きくなどの花き、マンゴーなどの果樹、かんしょ、薬用作物、肉用牛、豚、木材、きのこ、魚介藻類などの戦略品目については、生産性及

び品質の向上を目的に、農業用水の確保、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の整備、畜舎、養殖場などの生産施設整備、新品種・技術の開発・普及などを積極的に推進する。さらに、生産・出荷者の組織化や県内外の消費者に高品質かつ安全で安心な農林水産物を計画的、安定的に供給する拠点となる産地の形成を図り、おきなわブランドの確立を促進する。

イ 安定品目の生産供給体制の強化

さとうきび、パインアップル、水稲、葉たばこ、生乳、鶏、特用林産物、沿岸魚介類などの安定品目については、厳しい自然条件下においても比較的安定した生産が可能であるとともに、これらの品目の供給先である製糖企業、パインアップル缶詰企業、牛乳・乳製品企業などの食品加工業の存立を支えるなど、地域経済に大きく寄与していることから、安定した生産量の確保が求められている。

しかしながら、さとうきび、パインアップルについては、土地生産性が低く、かつ、収穫作業や植付等栽培管理が重労働であるにもかかわらず機械化が遅れていることなどから、生産量が減少している。

また、酪農については、牛乳消費量が低迷しているため、牛乳や乳製品の消費拡大対策を推進するとともに、乳用子牛育成及び県外導入による乳牛の確保や収量増加が見込まれる新草種等の活用等により低コスト化を図る必要がある。

養鶏については、鶏卵、鶏肉とも、県内自給率の向上に大きく貢献している畜産物である。鶏卵は安全・安心で高品質の鶏卵供給が求められており、また、需給調整が最も難しい生鮮畜産物であることから、余剰卵対策や消費拡大への取組を強化し、需給バランスの向上と鶏卵価格の安定化を図る必要がある。また、鶏肉は良質な県産鶏肉の国内外展開に向けた取組強化を図る。鶏卵、鶏肉ともに、今後も環境問題等に配慮しつつ規模拡大による生産コストの低減を図るとともに、衛生管理の向上に努め、振興を図る必要がある。

沿岸魚介類については、沿岸の埋立、赤土等の流入等による環境悪化及び漁獲圧力の増加により、資源量は概ね減少傾向で厳しい状況にあることから、資源管理型の漁業を推進する必要がある。

これらのことから、安定品目については、生産基盤を整備するとともに、農地の利用集積等の経営基盤の強化、新技術の開発・普及、機械及び生産施設の整備、畜産環境対策、水産資源の適切な維持・管理等を推進し、生産性の向上を図り、安定的な生産供給体制を確立する。

特に、さとうきびについては、台風、干ばつ等の厳しい気象条件下においても比較的安定した生産が可能な本県の基幹作物であり、また、輪作作物として持続的な畑作物生産を支えるとともに、有機物の供給源として大きな役割を果たしており、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることから、増産を図る必要がある。このため、さとうきび経営安定対策及び平成27年度に策定された「さとうきび増産計画」を踏まえ、担い手

の育成、生産組織・受託組織・生産法人の育成、担い手の経営規模拡大、機械化一貫作業体系の導入・定着、水源・末端かんがい施設等の生産基盤及び農地防風施設等の整備の促進・強化などを図る。

(2) 流通・販売・加工対策の強化

大消費地から遠隔にある島しょ県の流通条件の不利性を低減するとともに、県内外の消費者・市場に信頼される安全で品質の高い農林水産物及び加工品を効率的かつ安定的に供給できる流通・販売・加工体制を構築する。また、市場競争力の強化に向けたマーケティング戦略の充実を図る。

ア 物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進

本県は、本土市場から遠隔地にあり、また多くの離島を抱える島しょ県であることなどから、農林水産物物流の効率化や輸送コストの割高性に加え、流通過程での品質保持等の集出荷体制の整備が重要となっている。

そのため、各種流通施設の整備や、卸売市場の再編・強化等による物流の効率化等を促進するとともに、生鮮品等の選別技術・鮮度保持技術の開発、本土並みの輸送条件となるよう抜本的な輸送コストの低減対策を推進する。

また、本県農林水産業を取り巻く環境は、国内外の産地間競争や、取引形態の変化など多様な流通チャネルの拡大、県内供給力の向上等への対応が求められていることから、共同集荷、共同配送の工夫や、輸送コスト低減対策を実施するとともに、船舶及び鉄道の複合輸送等の各種輸送手段に適した高鮮度保持技術による流通対策を推進していく。

イ 農林水産物の戦略的な販路拡大

沖縄では、亜熱帯性気候という地域特性を生かし、ゴーヤー、パパイア、モズク等の多彩な農林水産物が生産されている。また、ヘチマ、島ラッキョウなどの在来野菜、古くから伝統的に豚、山羊等の畜産物も食されており、これらの食材を生かし、工夫を凝らして調理した食文化がある。

野菜やきく類などの園芸品目については、本土で生産が減少する冬春期に生産できるメリットを生かし、本土向けの生産にも力を入れている。

しかしながら、マーケティングに基づく品目ごとの販売戦略やブランディング、消費者ニーズにあった食材の生産・供給体制の確立、若い世代への調理法等の普及啓発等が課題となっている。

このため、県外向けの販路拡大に当たっては、マーケットインの手法を取り入れるなど、効果的な販売戦略を構築し、市場での優良品質認識を高めるほか、産地・消費者情報の受発信機能の強化、並びに農林水産物の流通情報システムの整備を推進する。伝統的島野菜等の地域農林水産物については、伝統的食文化に対する理解を深めるため、地域における学校

給食などを通じた地産地消の普及に努める。

また、農林水産物直売所等の活性化支援により地産地消を推進するとともに、新鮮な地域農林水産物の販売と就業機会の創出など、農山漁村の活性化及び農林水産物供給体制の確立に努める。

さらに、消費者、生産者、流通・加工業者及び行政により組織された沖縄県地産地消推進県民会議のもとに、地産地消による農林水産物の需要の拡大に取り組むことにより、食料自給率の向上に資する。

県産農林水産物の海外展開については、香港やシンガポールなどアジア圏への地理的優位性から、加工品を中心として輸出に関する積極的な取組が行われている一方、アジア諸国の生産品目と類似・競合すること、安定的な輸出量の確保が困難であること、輸送過程の衝撃による品質劣化が多いこと等の課題を抱えている。

そのため、これらの課題解決を図りつつ、海外での積極的な販売促進活動を展開するとともに、沖縄国際物流ハブ等を活用し、アジア主要地域への輸出拡大を目指す。

ウ 農林水産物の高付加価値化対策

本県には、健康食品の原料として関心を集めている特色ある農林水産物が豊富にあり、これらの農林水産物を活用した加工食品や料理の開発・普及が求められている。そのような中、国においても地理的表示保護制度(GI)や機能性表示食品制度が平成27年度から開始されたことから、これらの制度を活用し、県産農林水産物の高付加価値化を推進する必要がある。

また、食品加工業については、現在、ゴーヤーやパインアップル、紅イモ等を活用した農産加工をはじめ、モズクやかまぼこ等の水産加工等の取組が見られるが、今後は、多種多様な加工を行い、農林水産物の用途拡大を図る必要があることから、製造業や観光関連産業との連携が大きな課題となっている。

このため、ホテル・飲食店や食品加工業などとの連携により、地域・県内外向けの商品開発モデルの構築を図るとともに、戦略的な販売を支援し、商品開発の拡大を促進する。

また、地域の加工グループ等の活動を支援し、素材の特性を生かした特色ある加工品・料理の開発・普及を推進する。

エ 製糖企業の高度化促進

製糖企業については、本県における経済の維持・発展に大きな役割を果たしているが、近年の砂糖需要の減少やさとうきび栽培面積の減少により、厳しい経営状況にある。

このため、経営の合理化を図り、生産の低コスト化を推進するとともに、さとうきびの多用途利用・総合的利用の促進などに取り組むものとする。

また、含蜜糖については、需給のミスマッチや安定供給等への課題があるため、ユーザーや消費者の信頼と満足度を高めることや、老朽化した製糖施設の整備により、食の安心・安

全への取組も行い、安定生産と地域ブランドの確立により販売を促進する。

(3) 農林水産物の安全・安心の確立

消費者の食に対する安全・安心への関心が高まる中、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼を確保するため、安全・安心な食料の供給体制を整備するとともに、これらを安定的に生産する体制の構築を図る。

安全・安心な食料の供給体制の整備では、農薬の適正販売・使用の周知と残留農薬検査等の徹底、農業生産工程管理(GAP)の導入を促進し、生産段階での衛生・品質管理の徹底を図る。また、農林水産物及び加工食品の安全性、衛生管理等に関する情報を消費者に積極的に提供するとともに、食品表示法に基づく食品表示の適正化を推進し、農林水産物に対する消費者の信頼を確保する。

安全・安心な農産物生産の安定化については、特殊病害虫の根絶と侵入防止や鳥獣害対策等の推進を図る。また、近代農業では、生産性の向上とともに、環境への配慮が求められており、総合的病害虫・雑草管理(IPM)や資源循環型農業、赤土等流出防止対策など環境保全型農業の推進を図る。

ア 食品の安全及び消費者の信頼の確保

消費者の食料の安全・安心への関心が高まる中、県産農林水産物をはじめ流通する農林水産物の信頼を確保するため、食品表示法に基づく食品表示の適正化を推進する。

県産農林水産物の安全に係る信頼性を高めるために、農業生産資材である農薬や飼料等の適正な使用の徹底を図り、農業生産工程管理(GAP)手法の導入を促進し、生産段階での衛生・品質管理を徹底して、消費者へ安全な農林水産物が供給されるように努める。

また、県産食肉等については、HACCP方式や国際化に対応し得る食肉等加工処理施設の整備を推進するとともに、食肉・鶏卵・牛乳および乳製品等の畜産物の安全性を確保し、県民の食に関する安全・安心を確保するため飼料の安全性検査の強化を図る。

イ 病害虫対策と防疫体制等の構築

沖縄県は、東南アジア等のミバエ類の発生地域に隣接し、再侵入が常に懸念されることから、引き続き、再侵入防止対策を実施する必要がある。また、イモゾウムシ等の根絶のための防除技術等を早期に確立する必要がある。

このため、イモゾウムシ等の根絶防除、有害なミバエ類の侵入警戒調査及び侵入防止・防除、アフリカマイマイの被害軽減防除を進める。

また、野生動物による農作物への被害は、カラス、イノシシ等で多く発生し、安定生産を妨げる要因の一つとなっている。現在、捕獲等による個体数調整と侵入防止柵等の防御対策の取組を行なっているが、被害は依然として多い状況にある。今後は、より効率的かつ効果的な対策を実証し、安定的な食料生産の環境を整備する。

また、東南アジア、特に中国・台湾・韓国では口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生が続いており、同地域との活発な物流が高まることにより、県内における発生リスクが大幅に高くなることが想定される。そのため、危機管理や監視体制を強化し、特定家畜伝染病の侵入防止に向けて万全な対策を講じる必要がある。

さらに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが国内で発生し、地域経済に重大な影響を及ぼしたことから、口蹄疫等の特定家畜伝染病に対する早期発見・通報体制の強化や家畜防疫員の整備等の危機管理体制を確立し、安全な畜産物の安定供給を図る。

ウ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業については、農業生産の基盤である土づくり対策が重要であることから、土壌分析に基づく土壌・土層の改良の実践、緑肥鋤込み及び堆肥等施用による有機物を活用した地力の増強を図る。

また、環境負荷低減の取組を推進するため、土づくりと併せて、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組むエコファーマーを育成・支援するとともに、有機農業や特別栽培農産物の生産の支援体制整備を進め、環境と調和した持続性の高い農業の推進を図る。

さらに、資源循環型農業の構築を図るため、沖縄県バイオマス総合利活用マスタープランに基づき、家畜排せつ物等有機資源の有効活用や低コスト処理化を図る。

また、施設園芸の進展に伴い、毎年発生する農業用廃プラスチックについては、その性質上自然循環が困難なため、市町村等地域協議会を設立し、効率的回収、低コスト処理体制の確立を図り、適正に処理する。

赤土等流出防止対策では、赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な取組を推進するほか、関係各市町村における地域協議会の設立や、同協議会に所属する農業環境コーディネーターの活動支援など地域や住民と一体となった取組を進め、持続的で効率的な赤土等流出防止対策を推進する。

また、農地からの赤土等流出抑制に向けた支援体制として、地域単位で自立的かつ持続的に推進するため、農業者だけでなく、流通業者、消費者等と連携する支援組織の構築や人材育成を図る。

(4) 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

本県は、亜熱帯性気候に属し、他県と異なる農産物や魚種構成など、地理的・自然的条件等に特殊性がある一方で、農林漁業従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加等といった全国の農林水産業と共通する課題がある。

このような状況の中、効率的かつ安定的な経営により所得の向上を目指す担い手を育成するとともに、新規就業者の確保と継続的な経営のための支援が必要である。

特に、農業については、地域が抱える人と農地の問題解決のための地域の話合いにより、認

定農業者や新規就農者等、今後、地域の「中心となる経営体」を主体とした地域農業のマスタープラン「人・農地プラン」の策定により、農業の担い手育成・確保を強化させる必要がある。

また、地域農林水産業の振興と農山漁村の活性化、離島・過疎地域を含めた県全域の均衡ある発展に向け、担い手の定住化とともに、担い手支援に重要な役割を担う、農業協同組合、漁業協同組合等の経営基盤の強化に向けた取組を推進する。

さらに、経営の安定的な発展に資する金融制度、共済制度、価格制度の一層の充実を図る。

ア 担い手の育成・確保

(ア) 多様な担い手の育成・確保

新規就業者の育成・確保、異業種からの新規参入支援など、多様な担い手の育成を図るため、就農希望者等に対して農業経営資源(技術・農地・資金等)を効果的に支援し、就農相談から就農定着まで一貫した支援を推進する。

また、新規就業者の育成の中核を担う農業大学校等の研修教育施設の拡充強化を実施して研修機能の向上を図り、経営感覚に優れた担い手の育成、新規就業者及び異業種からの新規参入者の育成・確保に向けた取組を推進する。

さらに、農業大学校、農林水産業の普及指導機関において、農林水産業に就業している青年や新規就業者等に対する研修教育、技術・経営指導等を充実するとともに、農林水産業についての啓発活動を行う。

加えて、農林水産業の経営・技術等の普及指導機関、研修教育機関である農業大学校を活用し、農林水産業に就業している青年や新規就業者等に対する支援を充実し、経営の安定を図る。

就業者の経営発展を図るため、農林水産物の加工や販売等6次産業化に取り組む農林漁業者に対し、加工機械等の整備支援、商品開発支援等を行う。

新規就業から認定農業者、農地所有適格法人、農漁業士等への誘導について、関係機関と連携して支援する。

(イ) 経営感覚に優れた担い手の育成

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める望ましい農業構造を実現するためには、経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ることが課題となっている。

このため、地域の実情に即した効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や農地所有適格法人等の担い手を育成することとし、農業経営基盤強化資金の融資、各種補助事業の導入など施策の集中化・重点化を図るとともに、沖縄県担い手育成総合支援協議会等、関係機関・団体等と連携した農業者の自立的判断に資する各種経営情報の提供、効果的・効率的な経営改善指導、育成すべきモデル経営への誘導等を推進する。

また、経営改善に取り組もうとする経営体と産地に対し、コンサルテーションや資質向上を図るための研修会の開催等により生産技術の向上、経営管理能力の向上を図る。

(ウ) 担い手の法人化の促進による生産組織等の強化

農業経営は経済社会の変革に的確に対応し、経営体質の強化が求められていることから、地域農業の中心となる認定農業者等、担い手の法人化や生産組織化等を促進する。また、地域の担い手として受託組織等を育成強化する。

(エ) 農山漁村女性の活動支援及び地域リーダーの育成・確保

女性の農林漁業経営への参画を支援するとともに、地域資源を活用した多様な女性起業活動を支援する。また、高齢者の知恵・技術等の継承など地域活動を促進する。

また、農業協同組合等各団体の生産部会活動等による地域活性化を支援し、併せて、指導農業士等地域リーダーの育成・確保に努める。

イ 農地の有効利用と優良農地の確保

(ア) 農地の有効利用

農地については、効率的な利用、耕作放棄地の解消を図るため、市町村が作成する地域農業マスタープラン「人・農地プラン」に基づき、農地情報の共有・提供、集積斡旋等を行いつつ、離農する農家の農地や耕作放棄地等を農地中間管理機構等を通じて、新規就農者や認定農業者、農地所有適格法人等へ加速的に集積していく。

また、農業の担い手の育成・確保が困難な地域においては、農地の有効活用を図る観点から、企業等の農業参入を促進するために必要な支援を行う。

(イ) 優良農地の確保

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、良好な状態で維持・保全を図ることが重要である。

そのため、農業振興地域制度、農地制度等の適切な運用、区画整理、農地集積などにより、優良農地の保全・確保を図る。

ウ 農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合の機能強化

農業協同組合については、地域農業の振興を図る上で重要な役割を担っているため、引き続き、関係機関との連携による支援・指導を行い、事業改革等を通じた経営基盤の強化を促進し、経営管理能力の向上、営農指導体制の充実・強化を図る。

土地改良区については、持続可能な農業の推進のために重要な役割を担っているが、土地改良区域の重複等の解消や運営の合理化による農家負担の軽減と農業水利施設等の総合的な管理体制の構築が大きな課題となっている。このため、土地改良区の合併、解散を積極的に推進し、組織運営基盤の強化を図る。

森林組合については、林業生産活動の重要な担い手となっていることから、今後ともその

経営基盤の強化を図るため、経営管理能力の向上、経営指導体制の充実・強化を促進する。

また、漁業協同組合については、地域の漁業振興を図る上で重要な役割を果たしているが、各地域単位の零細、小規模な運営がほとんどであり、合併や事業統合が大きな課題となっている。このため、組織・機能の再編・整備と経営基盤の拡充・強化を促進するとともに、経営管理能力の向上、技術・経営指導体制の充実・強化を図る。

エ 金融制度と共済制度、価格制度の充実

(ア) 金融制度の充実

経営意欲と能力のある農林漁業の担い手の経営改善を図るため、沖縄振興開発金融公庫資金等必要な資金を活用し、担い手の育成・確保を支援する。

特に、担い手が必要とする資金需要に、迅速かつ適切に対応するため、市町村及び沖縄振興開発金融公庫等融資機関と連携し、認定農業者等向け資金の借入手続きの迅速化を図るとともに、関係機関・団体による資金融通後のフォローアップ体制を強化する。

また、本県は、台風や干ばつ等の自然災害が多発し、農林漁業経営に大きな影響を与えることから、農業災害資金等により、被災農林漁業者の負担軽減を図るとともに、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となった農漁業者に対しては、農漁業負債整理関係資金の融通による償還負担の軽減、経営管理指導の徹底を図る。

(イ) 共済制度の充実

農業については、台風や干ばつ、病虫害等の発生が多く、これらの不利性を軽減するとともに、経営の安定と生産の振興を図ることが大きな課題である。

このため、台風等自然災害による損失を補てんし、農家経営の安定と農業生産力の維持発展に必要な農業共済については、台風等により農業被害が多いため、共済掛金負担が重く、加入率が低いという沖縄の特殊性に応じた沖縄型の共済制度の推進のための支援や、農業振興策と連携するなどして加入促進に努め、農業共済制度の定着を図る。

また、漁業については、台風や季節風等の影響による出漁日数の減少や養殖水産物への被害が、漁家経営に大きな影響を与えているが、養殖共済の掛金の負担などから、加入率が低い状況が続いている。

このため、漁業共済制度については、資源管理・漁業所得補償対策制度の活用による安定した漁家経営を確保するため、制度の周知を図り、加入促進に努める。

(ウ) 価格制度の充実

野菜等の価格は気象条件の変化等による供給量の増減によって大きく変動し、生産農家の経営安定及び消費者への安定的な供給体制の確立を阻害する要因となっている。

このため、市場に出荷されたゴーヤー、さやいんげん、レタスなど、国民消費生活と生産振興上重要な品目について、野菜価格の平均取引価格が保証基準価格よりも低落したと

きに、その価格差を補てんし、野菜の安定的な生産出荷の促進、生産者の再生産の確保による経営の安定及び消費者への安定供給を図る。

また、本県の家畜及び畜産物価格は、地理的不利条件のため、全国平均価格と比較して低く取り引きされており、全国一律の価格対策のみでは、十分な対策が図れないことから、本県独自の価格対策を講じていく必要性がある。

また、モズクについては、気象や海況等の影響を大きく受け、生産量・価格の変動が大きく、安定供給が課題となっている。

このため、生産の安定を図るとともに、価格安定対策を検討する。

(5) 農林水産技術の開発・普及

経営感覚に優れた技術力の高い担い手を育成するためには、亜熱帯性気候や地域資源など本県の地域特性を最大限生かした農林水産技術の開発とその技術を円滑に普及していくことが重要である。

本県が、亜熱帯地域や海域にあるため、本土の農林水産技術の直接的導入には一定の限界があることから、地域特性を生かした技術開発により、農林漁業者の経営安定や県民の食生活に寄与する必要がある。

このため、県の独自ブランド品目の開発、安全・安心な農林水産物の供給に向け、農林漁業者や県民のニーズの把握、現場に密着したきめ細やかな技術情報の提供など、研究機関・普及組織、生産現場等が連携し、各種施策を一体的に展開することにより、一層の農林水産業の振興を図る。

ア 新技術の開発と試験研究機関の整備

県産農林水産物の機能性・有用成分の探索や加工技術開発の研究機能の強化、森林環境や多様な生物相に配慮した資源管理・利活用、ハタ類の養殖技術の開発、ゲノム情報の解読やDNAマーカー等を活用した育種技術など新たな研究分野における試験研究の充実のための組織体制強化を図る。

また、県内で開発された独自の農林水産技術等について、種苗法や特許法等に基づく各種知的財産制度の活用を促進するほか、地理的表示等の活用など知的財産の保護に向けた取組を推進する。

農業研究センターにおいては、本県の地理的特性を生かして、農業の自立的発展を支援するため、DNAマーカーを利用した作物育種など先端技術の活用をはじめ、本県独自の新品種の導入・育成、栽培技術の開発・改善を行う。また、天敵や性フェロモン等を活用した病害虫総合防除、台風等被害軽減技術等の技術開発を行う。併せて県産農産物の機能性を生かした食品開発、鮮度保持技術の開発、市場動向調査等を行う。

また、移動規制検査対象のイモゾウムシ等根絶事業の強化を念頭に病害虫防除技術センターの拡充を図る。

畜産研究センターにおいては、肉用牛や豚について、他のブランド肉との差別化とブランド力の強化を図るため、沖縄アグー豚と県産黒毛和種肥育牛の肉質特性を解明する。山羊については、優良種畜による改良増殖を推進する。また、付加価値の高い畜産物の研究開発を実施するとともに、飼料自給率の向上を図るため、TDN収量の高い沖縄型牧草の新草種・品種の育成・普及を図ることと併せて、環境と調和した持続的畜産技術に関する研究を推進する。

家畜改良センターにおいては、系統造成を実施しており、繁殖性及び産肉性に優れた種豚の生産・供給を行う。

家畜衛生試験場においては、他県には見られない牛のバベシア病(原虫病)やアルボウイルス感染症など亜熱帯特有の疾病による家畜の生産阻害要因を排除し、生産性向上を図るための試験・調査研究を行う。また、豚流行性下痢(PED)の診断技術向上のための研究開発を行う。

森林資源研究センターにおいては、森林・林業・緑化施策の展開を技術的側面から支援するため、天敵を活用した松くい虫の防除技術や環境に配慮した森林整備技術の開発等、森林の多面的機能高度発揮のための技術の確立を目指すとともに、林産物の生産加工技術や特用林産物の生産技術、緑地景観形成技術等に関する研究開発を推進する。

水産海洋技術センターにおいては、安定した漁家経営を支援するため、サンゴ礁生態系の保全を通じた沿岸漁業や沖縄型のつくり育てる漁業に関する技術開発等を推進する。さらに、国内でも特異的な海洋環境にある本県の海洋資源調査を推進するために、最新の海洋調査能力を有した調査船の建造の検討に取り組む。

海洋深層水研究所については、これまで深層水の特徴を生かし、農業利用への拡大や水産業利用技術の集積を図ってきた。今後とも民間企業等との連携による複合的な深層水の利用技術の開発や商品化支援体制の強化を推進する。

栽培漁業センターにおいては、養殖魚類等の生産の安定化・生残率の向上・生産コストの削減のため、さらなる種苗量産化技術の改良を行うとともに、老朽化した施設については、新たな技術開発を踏まえた整備を検討する。さらに、沖縄型つくり育てる漁業に関する技術開発について、水産海洋技術センターと連携して取り組む。

また、本県は、気候や地理的な面から、温帯性技術の導入には一定の限界があるため、熱帯・亜熱帯の地域・海域特性を持つアジア・太平洋地域等と連携した農林水産技術の交流を促進する。

イ 農林水産技術の普及と情報システムの整備・強化

農林水産業の普及指導機関においては、農業革新支援専門員、研究機関、大学及び企業等との連携を密にし、農林漁業者の技術の高度化や経営管理能力の向上を図ることにより、農林水産業のリーダーとなる先進的経営体の育成を図る。

また、各分野における最新技術等の収集・分析及び農林漁業者への提供等を迅速に行う

ため、普及センター等における技術情報提供システムを整備・強化するとともに、実証展示場の設置や農林漁業者への巡回指導等の充実・強化により新技術等の普及を図る。

(6) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るため、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合した農林水産業の基盤整備を推進する。また、これら農林水産業の基盤整備に当たっては、周辺環境に配慮した整備に努める。

ア 沖縄の特性に応じた農業の基盤整備

亜熱帯特性等を生かした特色ある農業経営を図るために地域特性に応じた地下ダム等の整備や新たな農業用水源の確保、かんがい施設及び区画整理等を計画的に推進するとともに、水事情の変化に対応するため施設等の再編・更新を図る。

また、毎年、本県では台風等の自然災害に起因した農地や農業用施設の被害が発生していることから、雨水の分散を目的とした承排水路や暴風から農作物を守るための農業用防風施設等の整備を促進する。

さらに、農村地域における再生可能エネルギー施設等の導入可能性の検討を行うとともに、インフラ長寿命化基本計画に基づき、既設の農業用施設について機能診断・保全計画の策定及び対策工事を適切に実施し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する。

肉用牛については、繁殖経営を安定的に行うため、草地整備や牛舎等の基盤整備を推進するとともに、家畜排せつ物の畑地還元を促進するため、汚水処理システムや堆肥処理施設を整備し、資源循環サイクルを確保する。

イ 自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備

県民の森林に対するニーズが多様化している中で、森林の有する県土保全・水源かん養・地球温暖化防止・保健休養機能や林産物供給機能などの多面的機能を持続的に発揮させる必要がある。

このことから、森林の有する8つの機能区分（水源かん養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、地球環境保全、生物多様性保全、木材等生産）が十分発揮できるよう、それぞれの機能に応じた森林の整備・保全を推進する。

また、無立木地への植栽や、植栽木の保育等、自然環境に配慮した森林整備に努め、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、豊かな森林資源を生かした持続可能な林業生産活動を推進する。

ウ 水産業の基盤整備と漁場環境の保全

亜熱帯地域に属する本県は、少産多種の水産資源、台風の常襲、高温多湿などの特性を

有しているほか、干満差が大きい海域にあり、これらの特性に適合した安全かつ安定的な漁業活動と加工・流通体制の確立が課題となっている。

また、近年では、東日本大震災等を契機とした国土強靱化やインフラ長寿命化のほか、人口減少社会等を踏まえ、水産業を核とした漁村地域の活性化も求められている。

このため、これらの課題に対応した防波堤等の漁港施設、浮魚礁等の漁場施設、高度衛生管理型荷捌施設等の流通・加工施設などの新設、改良、更新を推進するとともに、想定される地震や津波、高潮に対応した漁港及び海岸保全施設の改良、老朽化した漁港・漁場・海岸保全施設の計画的な更新、漁村の持つ多面的機能に配慮した漁村地域の活性化に資する漁港・漁場・漁村の一体的な整備を推進するとともに、漁港の適正な保全を図る。

また、県内各地の漁業生産活動及び水産物流通の円滑化を図るため、漁業協同組合等における施設整備を行う。

漁場環境の保全については、本県沿岸漁業を支えるサンゴ礁や藻場、干潟等は、生活排水や赤土等の流入による漁場汚染の進行及び埋め立てにより、大きな影響を受けており、持続可能な漁業を確保するためには、漁場環境の保全が重要な課題となっている。

このため、水産資源の再生産の場であるサンゴ礁や藻場、干潟、マングローブ林等の保全等に努めるとともに、生物多様性を活用した漁業の推進に努める。

エ 離島における効率的かつ安定的な生産に向けた基盤整備

離島地域の基幹産業である農林水産業においても、農林漁業者の所得向上、農漁村地域の活性化が求められている。また、沖縄本島以上に台風や干ばつ等の気象災害の常襲地域という厳しい環境条件への対応が必要である。そのため、農業用水源及びかんがい施設、ほ場整備などの農業基盤整備や漁港・漁場の整備など安定生産の基盤づくりにより、農家等の経営安定化を推進する。

また、含蜜糖地域は小規模離島地域かつさとうきびから他作物への代替が困難な地域となっており、地域を維持していく上でさとうきび生産農家の所得確保が重要であることから、離島地域における新たな直接支払制度等のあり方の検討を行い、さとうきび生産農家の所得の確保に努める。

(7) フロントティア型農林水産業の振興

アジア経済の著しい成長発展、地球温暖化等の環境変動への対応など、様々な社会環境の変化に本県の農林水産業が柔軟に対応するため、「他産業との融合」、「アジアなど海外への展開」、「環境との調和」を基調としたフロントティア型農林水産業を推進し、新たな農林水産業の発展を図る必要がある。

このため、他産業との連携を強化し、県産農林水産物の機能性を生かした特色ある加工品の商品化、海外展開の推進、地域の多面的機能を生かした体験交流拠点の形成を図るなど、農林水産業の6次産業化を推進する。

ア 農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化

新たな農林水産業の発展を図るため、農林漁業者自らが生産・加工・販売の一体化や第2次・第3次産業との融合等による新たなビジネスの展開、特に、観光産業や食品産業など他産業との融合・連携の強化により、地域農林水産物等の資源の掘り起こしや利用拡大などによる地域・県内外向け商品開発モデルを構築する。

また、国内外の市場においておきなわブランドの形成を推進するため、付加価値の高い加工品の創出による県産農林水産物の高付加価値化、商品開発に向けた人材の育成や高度な加工技術を集約した加工施設整備支援などの取組に加え、テストマーケティングなどの販路開拓の支援も必要である。

さらに、亜熱帯の豊富な自然エネルギー等を活用した生産施設や、栽培環境を制御することによる計画的・安定的生産が可能な低コスト技術集約型施設等の導入促進など、新たな分野の調査・研究等も重要であり、6次産業化を推進する上では、関係機関において、情報の共有化と有効活用を図りつつ、連動して推進する体制づくりの構築を図る必要がある。

イ 多面的機能を生かした農山漁村の活性化

農林水産業の生産活動の場であるとともに、生活の場である農山漁村については、豊かな自然環境の保全や景観の形成、伝統文化の継承等の農山漁村の協働力を生かした多面的機能の維持・発揮を図るとともに、都市住民にも開かれた快適で活力ある地域づくりを推進する。

そのため、農山漁村地域の住みよい生活環境を確立するための集落排水施設の整備及び既存集落排水施設の長寿命化に関する取組、農山漁村の地域社会の維持・向上やグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム等の推進により、農山漁村地域の振興（活性化）を図ることが重要である。

ウ アジアなど海外への展開の推進

沖縄には亜熱帯性気候がもたらす多くの健康食材があり、健康志向の高い国内外へのニーズに十分対応可能な条件が揃っている。また、アジアとの近接性から、沖縄国際物流ハブを活用することで、アジアの主要な地域に翌日には配達可能な特性を持っている。

県産農林水産物の海外展開については、販路拡大と高付加価値化を推進し、おきなわブランドの確立を図るため、沖縄国際物流ハブを活用し、アジア主要地域への高スピード・高品質な農林水産物の輸出拡大を目指す。なかでも、マグロ、モズク、ヤイトハタ（ミーバイ）等の水産物、マンゴー等果物や野菜、牛肉、豚肉等の優位性を持ち、世界に通用する農林水産物の輸出を促進する。

水産物及び加工品の国内外の流通強化については、高度衛生管理型荷捌施設や加工施設等の整備を推進し、市場競争力の強化を図る。

また、農林水産物を輸出する上で重要な鮮度保持に向けた技術を確立し、海外における県産農林水産物の高付加価値化とブランド化を推進していく。

エ 特色ある離島力を生かした振興

離島地域においても、これまでの農業・漁業という枠組みでは経済・社会維持は困難になりつつあることから、離島地域の農山漁村が持つ多面的機能を生かした新たな雇用の場の創設や地域リーダーの育成を図り、都市と農山漁村の交流による地域独自の活性化を進める必要がある。

また、離島地域の魅力ある農林水産物について、高付加価値商品の開発や新たな加工品の販路開拓を行うなど6次産業化に取り組み、農家等の所得向上や農漁村地域の活性化と定住化に努めていく。

5 振興の基本方向の実現に向けた主要な指標の見通し

(1) 農林漁業就業者

農林水産業、農山漁村の振興を図るには、就業者の育成が重要かつ喫緊の課題となっている。このため、就業定着まで一貫した取組を推進し、関係機関、団体等が一体となって、農林漁業経営の改善に向けた支援対策に積極的に取り組み、企業的な経営感覚を持つ経営者を育成するとともに、農林漁業者の子弟以外の新規参入者や企業参入についても就業を支援し、広く農林水産業の就業者を確保する。

このことにより、高齢者の離農等が見込まれる一方で、新規就業者等の確保に努めることから、農業就業者数の目標は平成33年で約20千人、林業就業者数の目標は平成33年で430人、漁業就業者数の目標は平成33年で約3.8千人を見込んでいる。

(2) 農業産出額・林業産出額・漁業産出額

農業産出額・林業産出額・漁業産出額は増加傾向にあり、農林水産業の持続的な発展を図るため、本県の有する亜熱帯性気候の特性を最大限に生かし、県民の豊かな生活を支える安全・安心な農林水産物を生産・供給し、県経済の活性化に資する。

このことにより、農業産出額は平成27年の935億円から平成33年にはおおよそ1,220億円を、林業産出額は平成27年度の14億円から平成33年度にはおおよそ20億円を、漁業産出額は平成27年の195億円から平成33年にはおおよそ300億円を見込んでいる。

(3) 耕地面積

県土の生活及び生産に通ずる諸活動に配慮しながらも、農地は県民の次世代に残すべき限られた貴重な資源であるとの基本認識に立ち、優良農地の確保とその適正な利用と保全に努めるものとする。

このことにより、耕地面積は、平成28年の38,200haから平成33年にはおおよそ38,900haを見込んでいる。

(4) 食料自給率

農林水産物の生産は、産業としての役割を果たすだけでなく、県民の健康で豊かな生活の基礎として大切なものである。このため、食料の安定供給を確保することにより、地域社会の安定及び県民の安心と健康の維持に努めるものとする。

特に本計画において、戦略品目のおきなわブランドの確立による拠点産地の形成等を推進するとともに、地産地消による消費の拡大に努めることなどにより、食料自給率の平成33年度における目標はカロリーベースでは概ね45%、生産額ベースでは概ね73%とする。

第3章 施策・事業の展開

農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向に基づき、次のとおり具体的な施策・事業を展開する。

1 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
園芸品目の生産量(野菜)	トン	54,000	76,500	92,900
園芸品目の生産量(花き)	千本	331,000	443,000	499,000
園芸品目の生産量(果樹)	トン	15,800	28,600	20,500
拠点産地数	地区	94 (23年度)	130	150
栽培面積	ha	27,370	29,000	30,000
さとうきびの生産量	トン	820,403	961,000	851,000
家畜頭数	家畜単位	162,157	175,400	155,885
特用林産物生産量	トン	1,204	1,745	1,770
漁業生産量	トン	14,812	15,320	15,554
海面養殖業生産量	トン	9,677	25,931	33,938

(1)戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立

ア 野菜の拠点産地形成

ゴーヤー、さやいんげん等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の活動強化等を図り、担い手を中心とする自立した産地活動による生産・出荷体制を整備する。また、農業用水の確保、気候変動等に対応したハウス、防風・防虫等ネット栽培施設や農業用機械等の整備と併せて、既存技術の高位平準化、新技術及び新品種の普及、優良種苗の安定供給を図り、生産から販売までの一連の戦略の下、消費者、市場等のニーズに対応した定時・定量・定品質の生産・供給が可能な拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び施設の整備等	・野菜拠点産地を育成するため、気候変動等に対応したハウス、防風・防虫等ネット栽培施設等や農業用機械等の整備を行う。
新技術・新品種の実証・普及	・実証展示ほを設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。
野菜品評会の実施及び出荷規格の指導	・野菜の選果・選別を徹底し、生産農家の選果・選別技術の向上を図るとともに、出荷規格の遵守を指導し、市場評価を高め、おきなわブランドを確立する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策や品質向上対策を行う。 ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」及びコーディネーターを活用し、拠点産地の活性化及びブランド化を推進する。

イ 花きの拠点産地形成

きく等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成及び活動強化等による産地体制を整備するとともに、農業用水の確保、防風・防虫等ネット栽培施設や気候変動等に対応したハウス等及び共同利用機械施設等を整備する。また、省力化を図る選別機等農業機械の導入、各種生産流通施設等の整備を重点的に実施し、併せて、新技術・新品種の開発、新規品目の導入・普及や優良種苗の安定供給を図り、安定的に生産出荷できる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び生産施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・花き拠点産地の育成を図るため、先進的な生産、流通施設等を整備する。 ・気候変動等に対応した防風・防虫等ネット栽培施設等及び共同利用機械施設等を整備する。
新技術・新品種の実証・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・実証展示ほを設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・新規品目の導入により周年出荷体制を推進する。
拠点産地の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策や品質向上対策を行う。 ・花き品評会の実施及び出荷規格を徹底する。 ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」及びコーディネーターを活用し、拠点産地の活性化及びブランド化を推進する。
花きの消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・「おきなわ花と食のフェスティバル」を開催し、県産花のPRを図り、花きの消費拡大を推進する。

ウ 果樹の拠点産地形成

マンゴー、生食用パイナップル等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、

産地協議会の育成・強化を図り、担い手を中心とする産地活動による生産・出荷体制を整備する。また、新技術、優良品種の開発・普及、農業用水の確保、気候変動等に対応したハウス及び防鳥・防虫等ネット栽培施設、農業用機械等の整備を促進することにより、高品質でかつ安定的に生産出荷ができる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び施設整備等	・果樹拠点産地を育成するため、気候変動等に対応したハウス、防鳥・防虫等ネット栽培施設等及び農業用機械等の整備を行う。
新技術・新品種の実証・普及	・実証展示ほを設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・研究機関で育成選抜された優良品種の普及、増殖を図る。
拠点産地の育成指導	・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策や品質向上対策を行う。 ・果樹品評会の実施及び出荷規格を遵守する。 ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」及びコーディネーターを活用し、拠点産地の活性化及びブランド化を推進する。

エ かんしょ、薬用作物の拠点産地形成

かんしょは、近年、加工原料や健康食品として注目されており需要拡大が期待されることから、優良品種の開発・普及、種苗供給体制の確立、栽培体系の改善、実証展示ほの設置により、需要に応じた高品質のかんしょを安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

また、薬用作物については、生産性及び品質の向上を図り、安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び施設整備等	・かんしょ、薬用作物の生産出荷販売体制の強化を図るため、拠点産地の育成指導を行い、加工施設等の整備を行う。
栽培技術・経営指導	・かんしょ、薬用作物の品質向上及び安定供給体制を確立するため、実証展示ほの設置、栽培技術及び経営指導を行う。
優良種苗の育成・普及	・生食・加工用に適した紅イモ等の優良種苗を育成し、普及に努める。

オ 肉用牛生産供給基地の育成

肉用牛生産の拡大と生産コストの低減、肉質向上と斉一化に重点を置いた遺伝的能力の向上及び飼養管理技術の改善を図る。

このため、肥育技術の向上により沖縄県産和牛のブランド化を推進する。

また、肉用牛経営の安定を図るため、粗飼料の生産・利用の効率化、エコフィードの利用など飼料自給率の向上等に努め、飼養管理技術の改善、新技術・効率的な生産方式や肉用牛ヘルパー活動の導入等を推進し、経営感覚に優れた農家の育成を行うとともに、子牛生産基盤の拡大強化と地域内一貫生産を促進する。

さらに、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施するとともに、撲滅が達成された牧野ダニ(オウシマダニ)及びこれが媒介するバベシア病の侵入防止対策を図るため、監視体制を強化する。

なお、我が国が参加する国際的な経済連携協定等が発効し、畜産物等の関税が撤廃・削減等された場合、安価な外国産畜産物の流入による県産畜産物及び子牛価格の低迷等が懸念されることから、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備や経営安定化対策等を講じる必要がある。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
肉用牛群改良基地育成	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の品質の特性を生かした効率的かつ組織的な育成改良による産肉性等経済能力の向上を図る。 ・肉用牛の導入を行い、牛群の整備・増殖を図る。
畜舎等施設の整備及び飼料生産体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、堆肥舎等共同利用家畜飼養管理施設の整備並びに、家畜排せつ物処理利用施設その他施設機械の導入を行う。 ・TMR(混合飼料)生産供給施設の整備、草地、放牧地の簡易造成整備、草地管理用機械の導入を行う。
自給飼料の増産	<ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料の生産拡大を図る。
エコフィードの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・エコフィードの利用拡大を促進する。
人工授精普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の改良速度の向上を推進し、優良種雄牛造成のスピードアップと正確度の向上を図る。 ・優良種畜の凍結精液を製造払い下げし、人工授精の普及及び家畜改良を図る。
品質向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ・育種価が高い優良な繁殖雌牛の保留の推進及び生産技術の向上を図る。
家畜衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。 ・牧野ダニ(オウシマダニ)侵入防止対策を実施する。

カ 養豚の生産供給体制強化

養豚経営の安定と体質強化を図るため、飼養管理技術の向上や優良種豚の検定、導入、貸付等を行い、高品質で斉一性のある、沖縄アグー豚等おきなわブランド豚の確立を推進する。特に、種豚改良の中核機関となる沖縄県家畜改良センターを活用し、系統造成による産肉性等に優れた本県独自の銘柄豚の作出を推進する。

また、安全な畜産物の生産を推進するため、HACCP方式を取り入れた管理体制の整備や家畜防疫衛生対策、環境対策を推進する。特に、豚慢性疾病対策については衛生管理の改善による事故率の低減等を図る。

さらに、エコフィードの利用に努め、飼料自給率の向上を図る。なお、我が国が参加する国

際的な経済連携協定等が発効した場合、安価な外国産畜産物の流入による県産畜産物価格の低迷等が懸念されることから、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備や経営安定化対策等を講じる必要がある。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
優良種豚の供給	・優良種豚の増殖・普及を行う。
家畜衛生対策	・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。
ブランド豚の作出	・沖縄アグー豚等おきなわブランド豚の作出を図る。
エコフィードの利用	・エコフィードの利用拡大を促進する。
家畜衛生技術指導	・家畜衛生技術の普及指導を行う。 ・家畜の損耗防止対策を実施する。
養豚振興対策	・肉豚の生産振興、生産効率の改善に資する器材等の整備を図る。
肉豚価格安定対策	・粗収益が生産費を下回った場合、その差額の8割を基金から補填する。

キ 木材の拠点産地形成

環境に優しい再生可能な資源である木材を、安定的に供給するための拠点産地の形成を推進するため、森林組合等の組織強化及び森林施業技術等の確立と普及指導の強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び育成指導	・協議会等の育成を図り、県産材の安定供給体制の強化を推進する。
拠点産地整備	・拠点産地の効果的、効率的な形成及び育成を図るため、木材加工・流通施設、効率化施設等の整備を行う。
路網の整備	・林業生産基盤の整備を図るために必要な施設の整備を行う。
森林施業技術、経営指導	・森林資源の育成、管理及び森林組合の資質の向上及び経営指導による体制強化を図る。

ク きのこの生産拠点の育成

特用林産物の中でも特にきのこは近年、生産量が増加しており、引き続き、安定的かつ高品質なきのこを供給できるよう生産加工施設を整備するとともに生産性及び品質の向上を図り、生産拠点の育成を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
生産・加工施設等の整備	・生産拠点の育成を促進するため、きのこ生産施設及び加工施設等の整備を行う。
栽培技術の改善・普及等	・生産性及び品質の向上を図るため、栽培技術の改善及び新たな技術の普及を推進する。

ケ 魚介藻類の拠点産地形成

本県の漁業生産量の大部分を占めるマグロ類、ソデイカ、クルマエビ、モズク、海ブドウ、ヤイトハタ等の魚介藻類の安定生産、計画出荷ができる拠点産地の形成を推進する。そのため、各種施設の整備や技術の開発・普及及び共済、融資事業の充実・強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
施設等の整備	・漁業近代化施設の整備を推進する。
技術・経営指導	・漁家に対する技術及び経営指導を行い、安定的な経営を推進する。

(2)安定品目の生産供給体制の強化

ア さとうきびの生産供給体制強化

さとうきびの生産振興を図るため、農業用水源、かんがい施設、区画整理、農地防風施設等の生産基盤の整備をはじめ、機械化の促進、集中脱葉施設等の整備、土づくり、病害虫防除、優良品種の開発・普及、栽培体系の改善等、諸施策を総合的に推進し、生産性及び品質の向上を図る。

また、国によるさとうきび経営安定対策及び「さとうきび増産計画」に対応するため、効率的かつ安定的な生産担い手として、認定農業者、生産法人、共同利用組織や受託組織等を育成するとともに、経営規模の拡大及び耕作放棄地の解消へ向けた農地流動化対策を強化する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
さとうきび産地体制の整備	・市町村協議会の活動促進、展示ほの設置等を実施し、種苗の確保や株出等の技術向上、新品種の普及を推進する。 ・防災農業の普及推進を図る。
さとうきび生産条件整備	・小規模土地基盤、集団営農用機械及び共同利用施設の整備を行う。
さとうきび優良種苗の開発・普及	・地域に適応した新品種の育成及び優良種苗の普及拡大を推進する。
さとうきび生産法人等担い手及び生産組織の育成・強化	・経営管理能力の強化・雇用の推進等を目指した生産法人等を育成する。 ・さとうきび生産組織の育成・強化を図る。 ・担い手育成のための展示ほの設置、機械の導入等を行うなど技術・生産条件の確立を図る。
農業機械士及び農業機械利用受託組織等の育成	・農業機械士の育成など農作業安全管理技術の向上を図る。 ・農業機械銀行等農業機械利用受託組織におけるオペレーターの育成、機械技能講習会の開催等を行う。
さとうきび増産計画の推進	・県及び島別のさとうきび増産計画作成及び推進を図る。
さとうきび生産振興計画の策定	・さとうきび増産計画を踏まえて、県生産振興計画の策定及び県下全市町村の生産見込み数量及び生産実績を調査する。

イ パインアップルの生産供給体制強化

生食用果実と加工原料用果実生産のバランスのとれた生産体制の確立を図るため、品種の組合せ及びハウス等施設導入による出荷期間の拡大、機械化・省力化による生産コストの削減、農作業受委託等による担い手育成対策等を推進し、地域の実情に応じた生産性の高いパインアップル生産体制を確立する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
パインアップル産地の生産施設の整備	・パインアップルの品質向上のための生産施設、省力化機械等の整備を行う。
果実等生産出荷安定対策	・パインアップルの生産振興を図るため、生産から販売までの一貫した産地システムを確立し、加工原料及び消費拡大対策を行う。
新技術・新品種の実証・普及	・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・研究センターで育成選抜された優良品種の増殖、普及を図る。
パインアップル産地育成指導	・技術の平準化対策や品質向上対策を行う。 ・青果用品種の組み合わせによる収穫期の拡大と労力分散を図る。 ・生食用果実と加工原料用果実のバランスのとれた生産を図る。 ・産地における経営類型の作成・指導を図る。 ・「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」を活用し、拠点産地の活性化及びブランド化を推進する。

ウ 水稲、葉たばこ等の生産供給体制強化

水稲については「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に向け、優良品種の導入及び栽培管理を適切に実施し、水田農業経営の安定化を図る。

葉たばこについては、さとうきび等との輪作体系を確立するとともに、生産性及び品質の向上を図る。

茶については、全国一早い収穫が可能という優位性を持つことから、加工施設等の整備及び紅茶などの発酵茶等多様なニーズに応え得る特色ある産地の形成により、生産技術の向上及び経営の安定を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
産地協議会等の開催	・水稲、葉たばこ、茶、いぐさ等について、産地協議会等を開催し、生産供給体制の強化を図る。
水稲生産供給体制の強化	・収益性の高い水田農業経営の確立を図るため、県及び農業再生協議会による、各種施策を実施する。
共同利用施設等の整備	・地域特産物の安定生産や品質向上を図るため、共同利用施設や加工処理施設等を整備する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
水稲優良品種の増殖・普及及び茶優良品種の育成・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・本県に適した水稲の優良品種を増殖・普及する。 ・本県に適した茶の優良品種を育成・普及する。
地域特産物の栽培及び加工技術指導	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、茶をはじめとする地域特産物の生産体制強化を図るため、高品質安定生産に向けた栽培技術及び紅茶等の加工技術指導を行う。

エ 酪農の生産供給体制強化

酪農経営の安定を図るため、乳用牛群の組織的検定、遺伝能力の高い種畜の導入等を図るとともに、自家育成や自給粗飼料活用を推進する。

また、生乳の安定供給を図るため、学校給食用牛乳への供給の維持を図るとともに、一般消費者への消費拡大を推進する。さらに、安全で高品質な生乳の生産供給を図るため、HACCP方式を取り入れた管理体制の整備や家畜防疫衛生対策、環境対策を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜導入事業資金供給	<ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛の導入を行い、牛群の整備・増殖を図る。
優良乳用牛育成供給	<ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛群検定の普及拡大及び後代検定の推進を図り、優良乳用雌牛の確保と酪農経営の安定を図る。
家畜衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

オ 養鶏の生産供給体制強化

養鶏経営の安定を図るため、需要に即した計画生産とともに安全な鶏卵・鶏肉の供給に対応したHACCP方式を取り入れた管理体制の整備を推進する。

また、大規模経営を主体に環境対策や家畜防疫衛生対策を推進する。

特に、高病原性鳥インフルエンザ対策については、監視体制を強化するとともに早期発見・早期通報体制を徹底し、速やかな防疫措置を講じる。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。
鶏卵流通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・余剰卵対策や消費拡大への取組を行う。
鶏肉流通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県内鶏肉の流通対策等を行う。

カ 特用林産物の生産供給体制強化

きのこ等の特用林産物の安定的な供給体制を強化するため、経営の集約化、担い手の育成及び生産技術の開発改善や新たな技術普及等を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
生産技術の改善・普及等	・生産性及び品質の向上を図るため、生産技術の改善及び新たな技術の普及等を推進する。

キ 沿岸魚介類の生産供給体制強化

本県の沿岸魚介類資源の持続的利用と安定供給体制の強化を図るため、資源管理型漁業の推進、調査研究による資源管理手法の開発、漁場環境の保全、漁港・漁場及び関連機能施設の整備を推進する。

また、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等を国に強く求め、漁業秩序の維持を図るとともに、漁業用無線等の整備により安全操業体制を確保する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
漁業秩序の維持	・漁業調整等による海面利用の適正化及び漁業取締りを実施する。
日台漁業取決め、日中漁業協定の見直し等	・日台漁業取決め、日中漁業協定の見直し、本県漁船の安全操業の確保を関係団体と連携し、国に強く求めていく。
安全操業の確保	・漁業用無線の運用拡大等を推進する。
総合的資源管理型漁業の推進	・資源管理対象種の生態、資源動向、海域環境調査を行う。 ・沿岸性魚類管理計画の策定及び進捗管理を行う。 ・マチ類資源回復計画の進捗管理を行う。
漁場環境の保全	・多面的機能の発揮に資する漁場環境保全に努める。
漁場等の整備	・中層浮魚礁等の設置及び給油、給氷、漁具保管施設等の整備を推進する。

2 流通・販売・加工対策の強化

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
農業産出額	億円	924	1,200	1,220
林業産出額	億円	11	15	20
漁業産出額	億円	174	240	300
県中央卸売市場の取扱量	青果	トン	62,452	74,000
	花き	千本	57,826	64,677
水産卸売市場の取扱量	トン	14,228	14,228	15,157
全国シェアが上位3位以内の 県産農林水産物品目数	品目	14	17	20
食肉加工施設における 処理頭数	頭/日	1,548	1,728	1,912
甘しや糖の産糖量	トン	96,608	119,650	104,450
「おきなわ食材の店」 登録店舗数	店	134 (23年度)	230	340

(1) 物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進

本県農産物の生産、集荷、輸送等の情報を取引システムにより一元的に把握、管理することで、効率的な流通体制を構築する。また、コールドチェーン化の推進による取扱物品の品質管理の向上など卸売市場機能の強化を図る。

さらに、輸送コスト低減のため、県産農林水産物の県外出荷について、本土並みの輸送条件となるよう、輸送コストの一部を支援するとともに、共同出荷等輸送効率化の促進、流通過程での農産物の鮮度保持に係る調査・研究等により鮮度保持輸送技術の向上を図る。

また、農産物直売所及びインターネット等を活用した多様な流通チャネルによる需要の開拓を行う。

畜産物については、食の安全を確保するためにHACCP対応の食肉及び食鳥処理施設の整備を進め、また、家畜市場の機能強化に向けた整備を進めること等により、適正な価格形成を推進する。

林産物については、沖縄流域森林・林業・木材活性化センター等を活用し、川上・川下の情報のネットワーク化を図り、流通システムを構築するとともに、流通関連施設等の整備を推進する。

水産物においては、流通の効率化、コストの低減及び鮮度の保持を図るため、産地市場の統合、集出荷体制の合理化を図るとともに、各漁港における流通関係施設の整備等を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業・共通)	
流通効率化及び輸送コスト低減対策	・本県農林水産物の県外出荷について、輸送コストの一部を支援するとともに、共同出荷等輸送効率化を促進し、コスト低減を図る。
(農業)	
流通システムの効率化・高度化	・中央卸売市場施設のクールチェーン化を進めるとともに、農産物の鮮度保持に係る調査・研究等により農産物流通における鮮度保持技術の向上を図る。
(畜産業)	
流通関連施設の整備	・集出荷の合理化や機能強化のための家畜市場の整備を図る。 ・高品質な食肉を安定供給するための近代的な食肉センターの整備を図る。
(林業)	
木材流通システムの推進	・川上(生産者)・川下(加工者等)の相互情報提供の促進を図り、情報のネットワーク化を推進する。
流通関連施設の整備	・流通・販売施設等の整備を行う。
(水産業)	
流通関連施設の整備	・各漁港における流通関係施設の整備を支援する。
流通の効率化	・水産物の特性に合った効率的な輸送システムを開発する。

(2) 農林水産物の戦略的な販路拡大

ア 県内外市場への販路開拓

県産農林水産物の生産振興を図るため、マーケティング力の強化等により消費拡大を推進する。このため、効果的な販売戦略を構築し積極的な販売対策を実施する。

また、卸売市場や量販店、飲食店等と連携した多様な流通チャネルによる需要の開拓や、インターネットを活用したマーケティング等、農林水産物の特徴を生かした販売促進を強化する。加えて、クレーム処理体制の向上を図り、主要消費地からのクレームへの対応を迅速に行う。さらに、海外での販売を目指して、積極的な情報発信及び販売促進活動を展開する。

畜産物においては、観光産業との連携や県産品表示の推進を図るとともに、消費動向調査、パンフレット等の作成及び県内外における各種イベントの実施により、県産食肉・牛乳等の消費拡大を促進する。

林産物においては、需要拡大を図るための積極的な消費宣伝活動を行うとともに、流通・販売の拠点となる展示販売施設等の整備を図る。

水産物においては、観光需要への対応、県外への販路拡大及びマグロやモズク等の国外への販路開拓を図るため、衛生管理に配慮した市場の整備を推進する。また、食品・観光産業との連携を強化するとともに、マーケティング調査に基づいた効果的な販売戦略を構築し、各種イベント等のプロモーション活動による販促を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業・共通)	
販売対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、消費者向け等の多様なプロモーションを実施する。 ・トップセールス、セミナー、商談会等を実施する。 ・産地及び消費者(需要者)情報の受発信機能の強化を図る。 ・インターネットを通じた県産農林水産物に関する情報発信を強化する。 ・量販店等と連携した農林水産物フェアを実施する。 ・海外でテストマーケティング及び販売促進活動を実施する。 ・県産農林水産物の県外における販売力強化に資する人材育成を実施する。
(林業)	
消費・流通等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・木育、沖縄ウッドフェア等支援等を実施する。 ・マスメディアを通じたPR活動の実施を推進する。
(水産業)	
県外への販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県外量販店との連携による販売促進を強化する。 ・マグロ、海ブドウ等おきなわブランドのPR活動を支援し、レシピの普及による消費の拡大を図る。
国外への販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・マグロ等の中国、香港等における販売を促進する。

イ 地産地消・食育の推進

県産農林水産物の県内消費の拡大を図るため、インターネットサイト等を通じた料理のレシピの普及啓発を実施するとともに、「おきなわ花と食のフェスティバル」等のイベントを開催し、県産食材の宣伝活動を通じて消費拡大を推進する。

また、島野菜と呼ばれ親しまれている「伝統的農産物」を含む地域農林水産物の利用拡大を図るため、効用や産地、調理方法等各種情報を「おきなわ伝統的農産物データベース (<http://www.okireci.net/dentou/>)」としてインターネットから発信することにより、観光産業等への利用促進及び健康食品産業との連携による機能性に着目した付加価値の高い加工品等を開発するなど、需要の拡大を図る。

さらに、地域固有の伝統的地域食材の利用促進を図るため、機能性や調理レシピ等の情報を発信し、消費の拡大を図る。

一方、地域においては、コーディネーターの育成などによる農林水産物直売所等の活性化支援や当該施設を中心としたネットワーク化を推進し、新鮮な地域農林水産物の販売や学校給食、リゾートホテル等への利用促進等を図ることにより、農山漁村の活性化及び農林水産物供給体制の確立に努めるとともに、農林水産業への就業機会の創出を図る。

沖縄県地産地消推進県民会議のもとに「おきなわ食材の店」の登録の拡大、地産地消シンポジウムの開催等により、県産農林水産物の消費拡大・普及啓発を行い、総合的に「地産地消」運動を展開する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県産野菜を多く取り入れた沖縄型食事の普及を行うことにより、健康長寿地域づくりと県産農林水産物の消費拡大を図る。 ・島野菜等少量多品目への対応など地産地消推進体制の整備を推進する。 ・農林水産物直売所の活性化を支援する。 ・直売所や飲食店等を活用した観光との連携モデル構築を図る。 ・「おきなわ食材の店」登録の拡大を図る。 ・「おきなわ花と食のフェスティバル」を開催する。
(林業)	
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄ウッディフェア等を実施する。 ・マスメディアを通じたPR活動の実施を推進する。
(水産業)	
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光需要を含めた県内消費動向の把握を行う。 ・食品・観光産業と連携した地産地消を推進する。 ・「おきなわ花と食のフェスティバル」を開催する。 ・「モズクの日」等の水産関連イベントの開催を支援する。

(3) 農林水産物の高付加価値化対策

県産農林水産物の付加価値を高めるため、マーケティングに基づく加工品の開発、製品の改良、販路開拓等の取組を支援するとともに、地理的表示保護制度(GI)や、機能性表示食品の取得を推進する。さらに島野菜などの伝統的農産物については、プロモーション活動等を支援し、認知度向上に努める。

また、安定的な需給体制の確立による県産農産物の消費拡大を図るため、観光産業や食品産業と連携し、付加価値の高い加工品及び料理メニューの開発を推進する。

水産業においては、付加価値向上、流通の効率化、観光需要への対応を図るため、モズク、ソデイカ等各地域の水産物の加工品開発を推進する。また、モズク等の海藻類の機能性成分を活用した健康食品等の商品開発を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農産加工の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農産物を活用した加工食品開発及び施設整備対策を行う。 ・島野菜など機能性成分を活用した加工食品開発対策を行う。 ・県内・全国向けの商品開発のモデルを構築する。
地域食材の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光業等と連携した地域食材を活用した新メニュー及び土産品の開発や伝統料理メニューの活用を促進する。
(水産業)	
水産加工の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・モズク、ソデイカ等の水産加工品開発及び水産物を利用した地域特産品開発を推進する。 ・海藻類を活用した健康食品等の開発を推進する。

(4)製糖企業の高度化促進

分蜜糖企業については、経営体質の強化を図るため、一層の製造経費低減や省エネ・環境対策による合理化を推進するとともに、品質管理等に資する製糖設備の整備に対する支援等の経営安定対策を実施する。

含蜜糖企業については、沖縄黒糖の地域ブランドの確立、安定供給に向けた取組等、事業者の共同した取組を促進するとともに、省エネ・環境対策に資する製糖設備や食の安全・安心に対応するため、老朽化した製糖施設の整備に対する支援等の経営安定対策を実施する。

また、さとうきびの多用途利用・総合的利用の促進などに取り組む。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
分蜜糖製造事業者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・分蜜糖製造事業者の経営安定を図るため、気象災害等により増嵩したコストの一部を助成する。 ・省エネ・環境対策や品質管理等に資する製糖設備等の整備に対する支援を行う。 ・一部離島地域の置かれた厳しい条件から急激なコスト低減が困難な場合、激変緩和するためのコスト格差助成を支援する。
含蜜糖製造事業者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・含蜜糖の生産条件の格差から生ずる不利を補正するための助成を行う。 ・含蜜糖製造事業者の経営安定を図るため、気象災害等により増嵩したコストの一部を助成する。 ・省エネ・環境対策等に資する製糖設備や食の安全・安心に対応し得る製糖施設の整備に対する助成を行う。 ・沖縄黒糖の地域ブランド確立・安定供給、経営体質強化に向けた取組について助成を行う。
さとうきびの総合的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきびの多用途利用・総合的利用の促進などに取り組む。

3 農林水産物の安全・安心の確立

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
環境保全型農業に取り組む農家数	件	704 (23年度)	1,000 (27年度)	1,300
G A P 導入産地数	産地	4	29	54
総合的病害虫防除体系が確立された作物数	品目	1	3	5
生鮮食品表示の未表示店舗の割合	%	21 (23年度)	10	5
農業環境コーディネーター組織数	組織	0	5	10
水質保全対策整備量 (整備率)	ha	5,748 (32.7)	7,200 (41.0)	8,800 (50.0)
うち重点監視区域 (整備率)	(%)			2,536 (70.0)

(1)食品の安全及び消費者の信頼の確保

ア 農林水産物の安全性の確保

消費者の食料の安全・安心への関心が高まる中、県産農林水産物をはじめ流通する農林水産物の安全性に対する信頼を確保するため、食品表示110番の迅速な対応や巡回調査の実施、品質表示に係る検査体制の整備など、食品表示法に基づく食品表示の適正化を推進する。

また、米トレーサビリティ法による米穀の適正流通や生鮮食品のトレーサビリティの導入を促進する。併せて、消費・生活、保健、観光・商工等の各分野の関係機関との連携を強化する。

さらに、食品加工施設における衛生管理体制の強化を図るとともに、牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛のトレーサビリティ制度)の確実な実施を推進し、牛海綿状脳症(BSE)対策の基礎とするとともに、消費者の信頼の確保を図る。

水産業においても、生産から販売までの高度衛生管理体制の強化を図るため、水揚げ施設、加工施設、販売施設等における衛生管理システムの構築、高度衛生管理施設の整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(共通)	
品質表示適正化の推進	・食品表示法に基づく品質表示適正化を推進する。
トレーサビリティの推進	・米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通を促進する。 ・関係者に普及・啓発を行うとともに、安全・安心につながる検査機器やトレーサビリティシステムの導入を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(畜産業)	
飼料の適正使用の推進	・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の遵守を推進する。
(水産業)	
高度衛生管理の強化	・市場等の衛生管理体制の強化を図り、衛生管理に対応した流通加工施設の整備を推進する。 ・衛生管理マニュアルを策定する。

イ 農薬販売・使用の適正化の推進

本県は周年を通して温暖な気候のため、他県に比べ、病害虫の発生が多いことから、農薬利用による病害虫防除の必要性が高い状況にある。このため、農産物の安全性の確保が重要となり、最小限の農薬使用による効率的な防除の実施が必要となっている。一方で、農薬使用の低減も求められており、これらの技術開発を進めるとともに、普及・定着に尽力する。

また、生産現場においては、農薬による危害や事故の防止を目的に、農薬の適正な使用を促すための講習会等を随時開催するとともに、農薬販売者に対しても適正販売に係る指導を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農薬の適正使用の推進	・農薬の適正使用の啓発飛散防止対策の実施を推進する。 ・出荷前農産物の検査体制の構築を図る。

ウ 農業生産工程管理(GAP)の推進

食品に対する信頼性の獲得については、品質と安全性の保証を基本とするが、近年では、生産工程の管理と記録が重要となり、さらに、従事者の安全確保や環境保全の達成も求められている。

このため、これらのニーズに対応するため、これを確実に実行できる仕組みとして農業生産工程管理(GAP)が提唱されており、国のガイドラインをもとに主要産地への導入を進め、県産農産物の安全確保と環境負荷低減につなげて行く。

本県においては、これらの分野について総合的に産地支援を行なえる人材育成を図っていくとともに、導入モデル産地を育成することで、主要産地におけるGAP導入を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業生産工程管理(GAP)の促進	・農業生産工程管理(GAP)手法の導入を促進する。 (指導者育成、GAP認証取得支援等)

(2) 病害虫対策と防疫体制等の構築

ア 特殊病害虫等の根絶と侵入防止

ウリミバエ及びミカンコミバエについては、東南アジア等の発生地域からの侵入を防止するため、県全域において侵入警戒調査を実施するとともに、ウリミバエについては、侵入の危険性が最も高い宮古島・八重山群島及び本島中南部地域に不妊虫放飼を継続的に実施する。併せて、ミカンコミバエについては、侵入の危険性が最も高い八重山地域に誘殺板の航空防除を実施するとともに、南北大東村を除く住宅地域に誘殺板の地上防除を継続的に実施する。

また、国、県、市町村及び農業団体等で構成する特殊病害虫対策本部及び支部会議を開催し、関係機関の密接な連携のもとに一体となった取組を推進する。

久米島においては、かんしょに被害を与えているイモゾウムシの根絶事業を実施するとともに、津堅島においてはアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシの根絶事業を実施する。

さらに、ナスミバエについては、まん延防止に向けた取組を行い、カンキツグリーンング病や新たな侵入病害虫については、発生状況調査及びまん延防止、侵入防止対策等に努める。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
ウリミバエの侵入警戒調査及び侵入警戒防除	・トラップ調査・寄主植物調査による侵入警戒調査を行う。 ・不妊虫放飼による侵入防止防除を推進する。
ミカンコミバエの侵入警戒調査及び侵入警戒防除	・トラップ調査・寄主植物調査による侵入警戒調査を行う。 ・誘殺板による侵入防止防除を推進する。
アリモドキゾウムシ・イモゾウムシの根絶防除	・トラップ調査・寄主植物調査を実施し、久米島においてはイモゾウムシ、津堅島においてはアリモドキゾウムシ・イモゾウムシの不妊虫放飼等による根絶防除、沖縄全域における根絶防除に向けた基本計画の策定を図る。
アフリカマイマイの被害軽減防除	・そ菜類ほ場及び周辺における薬剤防除を推進する。
病害虫の侵入及び異常発生対策	・ナスミバエのまん延防止に向けた取組を行う。 ・カンキツグリーンング病等侵入病害虫等の発生状況調査及び防除対策を行う。

イ 鳥獣害対策の推進

本県においては、カラス、イノシシ、シロガシラ等をはじめとする鳥獣により、多くの農作物が被害を受けており、農作物の安定生産を妨げる要因の一つとなっている。

現在、銃器やわな等による個体数調整に加え、侵入防止柵や施設の整備により被害軽減に向けた取組を行っており、被害金額は減少してきているものの、特にカラス等による被害は依然としてみられる。

今後は、生産現場においてより効率的かつ効果的な取組を検証・普及することにより、生産者が安全・安心な食料供給を行える生産環境の整備を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
鳥獣被害防止対策の推進	・効果的な鳥獣被害防止柵、施設の整備を推進する。 ・捕獲等の個体数調整の条件整備(捕獲担い手の育成、箱わなの整備、銃器駆除の適正実施の推進等)を図る。

ウ 特定家畜伝染病危機管理体制等の強化

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病は、台湾・中国・韓国等のアジア諸国で頻発している。ひとたび口蹄疫などが発生・拡大した場合、畜産業のみならず観光をはじめとする県経済に莫大な損失をもたらすこととなる。

本県は地理的環境や地域特性を生かし、国際物流拠点・海外観光客誘致などアジア・太平洋地域を焦点とした振興施策を推進しており、一方で、振興発展に伴う人・物の流入増加は、口蹄疫などの家畜伝染病の発生や拡大するリスクが非常に高まることが懸念される。

そのため、県経済の振興と発展を安定的なものとするため、各関係機関と連携した特定家畜伝染病の危機管理体制の強化及び家畜保健衛生所、家畜衛生試験場を中心とした初動防疫体勢および飼養衛生管理基準遵守指導の強化を図る。

(3)環境保全型農業の推進

ア 環境に配慮した病虫害防除対策の推進

環境への負荷を可能な限り低減した農業生産を行うため、病虫害防除の際に、農薬使用を低減しつつ農産物を安定生産することが求められている。そのため、総合的病虫害・雑草管理(IPM)の考えに基づいた防除技術の確立及び推進を図る。

技術確立に当たっては、病虫害が発生しにくい環境を整備するために、定植前の耕種的防除または抵抗性品種の導入等を組み合わせた技術を確立する。また、防除要否及び防除タイミングの判断をするために、発生予察情報の活用や粘着板などを活用して圃場での病虫害発生状況を判断できる技術を確立する。さらに、防除の際には農薬利用のみではなく、フェロモン剤の利用、物理的防除や天敵等を活用した生物的防除を組み合わせる技術の確立を行う。

技術の推進にあたっては、個々の技術を体系化したIPM実践指標を基に、IPM実践地域の育成を通して技術の普及を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
天敵を活用した防除技術の実用化	・実証ほの設置を行い、効果、安全性等のデータを集積し、実用化を図る。
病害虫の発生予察	・病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等の調査を実施し、その後の病害虫の発生を予測し、それに基づく情報を農業関係者に提供する。
病害虫の総合防除技術の導入定着	・防除水準を勘案した難防除病害虫等の防除・管理体系の開発と導入定着を図る。

イ 資源循環型農業の推進

農業生産の基盤である土づくりについては、土壌診断を推進し、適正な施肥について助言・指導を行う。

また、自然循環機能の維持による地力の増進を図るため、堆肥や緑肥鍬込み等による土づくり対策を支援する。

さらに、土づくりと併せて、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組むエコファーマー及び特別栽培農産物生産農家を育成・支援するとともに、有機農業の支援体制整備を進め、環境保全型農業を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
持続性の高い農業生産方式の普及促進	・化学合成農薬及び化学肥料の使用低減等、持続可能な農業の推進を図る。
生産性の高い土づくり技術の普及推進	・土壌診断に基づく土づくり、適正施肥を推進する。
特別栽培農産物認証制度の周知・促進	・特別栽培農産物認証制度の消費者等への普及・啓発を図るとともに申請者に対する認証手続きに係る助言・指導を行う。
有機農業の推進	・化学肥料及び化学合成農薬不使用の条件下における農業生産技術の開発を図る。

ウ 家畜排せつ物等リサイクルシステムの推進

(ア) 家畜排せつ物等リサイクルシステムの推進

バイオマスを活用した方策に沿って、環境と調和した資源循環型社会の構築に努める。家畜排せつ物等有機性資源の有効活用を促進するため、耕種部門との連携により、畜産、食品、林野、水産等も含めた広域連携型の資源循環システムの強化を図る。

このため、家畜排せつ物の適正処理・循環利用を促進する各種補助事業、リース事業、制度資金の効率的な活用を図る。

また、畜産農家の環境保全意識の向上と指導の徹底を図り、持続性のある畜産経営体を育成するとともに、食品残渣等を安全で高品質の家畜飼料として再生するエコフィードの利用を推進する。

さらに、さとうきびについては、砂糖を生産する際の副産物を活用したさとうきびの総合利用を促進する。

ソデイカ、魚類等の水産物加工過程で排出する残渣利用を促進し、加工残渣利用技術の開発、食品等への再利用を推進する。

(イ) 生産資材廃棄物の適正処理

農業用廃プラスチック資材等の適正処理を推進するため、県協議会により市町村等の関係機関に対し、農業用廃プラスチック適正処理対策協議会の早期設立の指導や各地域において農業用廃プラスチックの回収、処理体制を確立する。

また、排出量を抑制するために、生分解性マルチ等の活用について啓発普及活動を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜排せつ物処理の適正化対策及び処理施設整備対策	・畜産経営環境保全実態調査による環境対策必要箇所の調査及び家畜ふん尿処理施設の整備を行う。
簡易低コスト家畜排せつ物処理施設	・簡易で低コストかつ処理が確実に行われる処理施設の普及促進を図る。
エコフィードの生産供給体制の整備	・食品残渣等の飼料化に必要な条件の整備を図る。
加工残渣利用技術開発化	・ソデイカ加工残渣食品化技術の民間移転を図る。
農業用廃プラスチック適正処理の推進	・市町村、農業協同組合等で構成される廃プラスチック適正処理対策協議会を設立し、回収、処理の方法、料金の設定等について検討することにより、適正な回収、処理体制を確立する。 ・生分解性マルチ資材の現地実証展示等による実用化検討及び農業用廃プラスチック排出抑制資材等の活用について啓発する。

エ 赤土等流出防止対策の推進

赤土等流出防止対策としては、赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な取り組みを推進するほか、関係各市町村における地域協議会の設立や、同協議会に所属する農業環境コーディネーターの活動支援など地域や住民と一体となった取組を進め、持続的で効率的な赤土等流出防止対策を推進する。

特に、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(H25年9月策定)で定められた重点監視区域内の農地について、重点的に赤土等流出防止対策を講じ、環境保全型農業を推進する。

また、地域全体の総合的な対策推進計画である赤土等流出防止農地対策マスタープランの県内各地への展開とともに、農家、地域住民及び地域の行政で構成する地域協議会等を通じ、これら対策に対する評価・支援を行うことで、持続的で効率的な赤土等流出防止対策を

推進する。

さらに、赤土等流出防止の土木的対策を引き続き積極的に進めるとともに、沈砂池や水路等に堆積した土砂の除去等維持管理を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
赤土等流出防止対策	<ul style="list-style-type: none">・既存農地からの赤土等流出防止対策施設(沈砂池・勾配抑制等)の設置を行う。・赤土等流出防止対策施設の堆積土砂の除去を行う。・地域ぐるみの共同活動で実施するグリーンベルトの設置・管理や畑面植生等に対する支援を図る。・地域協議会の活動支援を図る。
削減目標の設定と総合的な取組	<ul style="list-style-type: none">・農地からの赤土等流出防止対策技術の開発と実証を図る。・開発・実証された対策の展開、普及啓発、定着及び持続的な営農との両立を図る。・農地で対策可能な目標削減量を設定し、営農及び土木的対策の総合的対策を図る。

4 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
農業就業人口	人	22,575	20,300	20,300
漁業就業者数	人	3,929	3,740	3,790
新規就農者数(累計)	人	244	1,500	3,000
認定農業者(累計)	経営体	3,045	3,250	3,850
耕作放棄地解消面積 (解消率)	ha (%)	140 (20)	350 (50)	700 (100)
農業共済加入率	%	40	70	70
畑作物				
園芸施設		16	70	70
家族経営協定締結数	戸	488	580	670

(1)担い手の育成・確保

ア 新規就農・就業による担い手の育成・確保

農林水産業就業者の高齢化が急速に進行していることから、青年就農・就業者の育成・確保が急務である。そのため、農業大学校等の研修教育施設やカリキュラムの充実など、担い手育成対策を推進する。さらに、農業大学校卒業後、意欲的に就農を希望する人材などに対し農業経営資源(技術・農地・資金等)を効果的に活用し、就農相談から就農定着まで一貫した支援を推進する。

また、新規就農者は、安定的な所得確保が大きな課題となっていることから、農業次世代人材投資事業を活用し、就農前後の青年新規就農者に対する資金の交付を行うことにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の増大を図る。

就農・就業後は、普及指導機関における重点指導対象として、技術・経営の指導強化を図る。

イ 多様な担い手の育成・確保

農林水産業に対する理解を促進し将来の担い手を確保する観点から、農林水産業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生等の農林水産業体験学習の場の設定などの取組を支援する。また、近年は、農業に関心を持つ県民も多く、特に定年帰農者や他業種からの農林水産業への新規参入等による就農・就業が増加傾向にあり、農業大学校等の研修教育施設でも中高年者の研修生が増えている。一方、高齢者にあっても高度な技術伝承者として産地及び地域の農林水産業を現役として担っている貴重な人材であり、これらの高齢農業者についても、世代をつなぐ橋渡し役として位置づけ支援する。並びに新規就農者や青年農業者等、将来の農業担い手を確保するため、「人・農地プラン」等に基づき一貫した取り組みを支援する。

また、観光業・食品加工業等異業種との連携を推進するなど、生産から販売までを視野に入れた経営を展開する担い手の育成・確保に努める。

林業においては、林業後継者等に対して森林・林業全般にわたる基礎的な技術、知識を習得させるため林業教室を開催する。また、林業技術・知識の向上及び地域の自主的な実践活動を促進するため、林業後継者等による林業研究グループの結成を促進する。

水産業においては、沖縄県地域漁業担い手確保・育成支援協議会を主体とした就業希望者と雇用者とのマッチング会等を通し、担い手確保に努めるとともに、新規漁業就業者を対象に漁具等の漁業経費の一部を支援し、漁業就業者の定着率の向上を図る。また、青年漁業士養成講座や地域巡回指導により、若年漁業者の技術経営力向上を図る。

実施事業の内容

(ア 新規就農・就業による担い手の育成・確保、イ 多様な担い手の育成・確保)

事業項目	事業内容
(農業)	
農業研修教育施設の整備等	・新規就農者の育成・確保のため、農業大学校等施設整備を行う。
新規就農等促進総合支援	・新規就農者や他産業からの離職就業者に対する就農相談活動を実施する。 ・就農啓発活動等及び青年農業者の組織活動や研修会等を支援する。
新規就農者への一貫支援	・新規就農チャレンジ農場等の整備を行う。 ・新規就農コーディネーターの配置を行う。 ・就農に当たっての農業機械、施設等及び農産物加工施設等の整備を行う。
資金の交付	・研修段階の新規就農希望者(最長2年間)及び就農直後の新規就農者(最長5年間)に対し、収入が不安定な時期に資金を交付することによって、新規就農者の農業への定着化を図る。
「人・農地プラン」の作成支援	・市町村における「人・農地プラン」の作成を支援する。
(林業)	
新規就業者の育成・確保	・林業教室を開催する。 ・林業研究グループの結成及び活動支援を行う。
(水産業)	
新規就業者の確保	・就業希望者支援フェアの開催を支援する。 ・少年水産教室による漁業体験学習会等を実施する。 ・新規就業者等への指導を行う。

ウ 経営感覚に優れた担い手の育成

望ましい農業構造を実現するため、農業協同組合など関係機関と連携した沖縄県担い手育成総合支援協議会、市町村担い手育成総合支援協議会による認定農業者、農業法人等の育成・確保のための施策を推進する。特に「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す認定農業者等を育成することとし、農業経営基盤強化資金の融資、各種補助事業の導入等を図るとともに、農業経営基盤強化促進法等に沿って、経営改善などフォローアップの推進や農地集

積等の支援を行う。また、経営改善に取り組もうとする経営体と産地に対し、コンサルテーションや資質向上を図るための研修会の開催等により生産技術の向上、経営管理能力の向上を図る。

林業においては「沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム」等に基づき、林家等の林業経営体及び森林組合等の林業事業の育成を図る。一方、「沖縄県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、林業労働力確保支援センターを中核として林業就業者を支援するほか、林業退職金共済制度の加入の促進を図る。

水産業においては、地域の中核となる漁業者への指導を通して、人材の育成を図る。また、漁業士の養成を進めるとともに、交流学習会を開催し、担い手となる漁業者の確保や漁業士の各種活動への支援を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
認定農業者の育成	・認定農業者の育成及び支援を実施する。
担い手育成のための施設整備等	・認定農業者の育成等を通じて効率的・安定的な経営体を育成するため、総合的な条件整備を推進する。
カウンセリング活動の実施	・日頃の巡回指導を通して農業技術、経営の改善に向けた支援を実施する。
コンサルテーション活動の戸別実施	・経営状況調査、経営改善計画作成、経営改善に向けた支援を実施する。
ステップアップ講習会の開催	・単式簿記、複式簿記、経営診断、作業体系検討などを農業者の習得段階に応じて実施する。
(畜産業)	
畜産経営体支援指導推進協議会	・畜産経営支援指導に係る基本方針の策定等を行う。
個別支援指導(経営診断等)	・経営診断に基づく経営体改善指導を行う。
畜産関係情報の提供	・畜産経営に関する情報のデータベース化を図る。
畜産研究センターを利用した実技研修	・畜産に関する新技術の導入定着を図るための検討等を行う。
(林業)	
林業担い手の育成	・経営診断等に基づく経営改善指導を行い、林業事業体を育成・支援する。また、リーダー養成研修の実施等による教育訓練の充実や林業従事者の福利厚生対策を通じて、林業就業者の育成・確保を図る。
(水産業)	
中核となる担い手の確保	・漁業士の養成を進め、経営指導や交流学習会等を実施し、担い手となる漁業者の確保や漁業士の各種活動への支援を行う。

エ 担い手の法人化の促進による生産組織等の強化

認定農業者など経営の法人化を志向している者や経営の熟度が深まっている担い手等については、積極的に法人化を推進する。そのため、県、市町村担い手育成総合支援協議会や市町村等産地協議会、生産部会、受託組織等との連携による支援体制の構築とフォローアッ

プを推進する。

特に、地域農業・拠点産地を担う農業士等の青年農業者については、農業後継者育成基金等の活用や農業技術向上のための研修教育施設等の整備及び農業技術、知識の習得のための推進体制の強化により、法人化に向け誘導する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業担い手への法人化支援	・農業経営力向上支援事業等により、法人化志向農家等に対して、積極的に法人化を支援する。

オ 農山漁村女性の活動支援及び地域リーダーの育成・確保

地域農業の持続的な発展と活性化を図るため、女性農業者や青年農業者、高齢者の経営参画を促進し、女性農業者等が農業経営の担い手であり、また経営者であるという位置づけを明確にするため、「家族経営協定」を推進し、農業経営の複合化・多角化を支援する。

特に、農村女性・高齢者は、地域の食文化の維持・継承等においても重要な役割を果たしていることから、地産地消を視野に入れた農業生産活動及び加工・流通・販売に至るまでの6次産業化に向けた活動を支援し、先駆的な人材の育成、産地育成に取り組む必要がある。

さらに、農山漁村の良き伝統や文化を残しつつも、経済発展の原動力となるイノベーションを起こすべく、次代の地域リーダーとなる若手女性農業者の育成・確保が必要となっている。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
地域農業・農村リーダー育成と確保	・家族経営協定の推進や認定農業者、女性農林漁業士の育成、農業委員・審議委員等への登用促進等、農村女性のキャリアアップ活動を支援すると同時に、農山漁村男女共同参画プランの推進を行う。
女性農業者等のキャリアアップ推進	・若手女性農業者の発掘及び育成と後継者や高齢者が経営参画できる活動支援を行い、地域農業を牽引するリーダーの育成を行う。 ・指導農業者、青年農業者、女性農業者等の認定を行い、地域リーダーを育成・確保する。
女性農業経営者の育成・支援	・職業マインドの醸成と農業経営の多角化を図り、農村女性の能力発揮、農家所得の向上を図り、自立できる農業経営の確立を支援する。

(2) 農地の有効利用と優良農地の確保

ア 農地の有効利用

認定農業者等担い手に対する農用地の利用集積に向けた取り組みを強化するため、「人・農地プラン」や農地中間管理機構事業等の積極的な活用による施策の推進を図り、農地等の

効率的な利用、遊休農地の解消及び有効利用を図るため、関係機関等との連携を密にし、農地情報の共有及び提供、集積斡旋等を行いつつ、規模縮小農家や離農者等の農地や耕作放棄地等を新規就農者や認定農業者等担い手へ加速的に集積していく。

また、農業担い手の育成・確保が困難な地域においては、農地の有効活用を図る観点から、企業等の農業参入を促進するために必要な支援を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農地の有効利用	・農地情報公開システム等による農地情報の有効活用を図り、農地中間管理機構事業等を活用し、新規就農者、認定農業者、地域の中心経営体を中心とした、担い手への農地の集積・流動化を促進する。
耕作放棄地の解消	・耕作放棄地の解消に向けた対策を促進する。

イ 優良農地の確保

農地は農業生産・経営にとって不可欠な資源であり、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、良好な状態で維持・保全し、その有効活用を図ることが重要である。

そのため、農業振興地域制度、農地制度等の適切な運用により、優良農地の保全・確保を図り、担い手への集積、耕作放棄地の発生防止も含め、総合的な支援を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
優良農地の確保	・農業振興地域制度及び農地制度等の適切な運用により、優良農地を確保する。

(3) 農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合の機能強化

地域農業の振興と活性化を担う中核組織として農業協同組合は、経営基盤の強化に取り組んでおり、関係機関との連携による支援・指導を行い、経営基盤の強化を促進し、経営の健全化、営農指導體制の充実・強化を図る。

土地改良区においては、農業水利施設等の総合的な管理体制の構築による農家負担の軽減に努めるため、土地改良区の合併、解散を積極的に推進し、脆弱な組織運営基盤の強化を図る。

経営の脆弱な森林組合については、組合の経営基盤の充実・強化を図るため、森林組合連合会を通じた系統組織の強化や合理化に関する各種事業を推進していく。

漁業協同組合については、漁業協同組合及び系統団体が実施する合併及び事業統合等の活動を支援し、漁業協同組合の経営基盤及び組織体制の強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業協同組合の経営健全化支援	・農業協同組合の経営基盤強化に向けた支援指導等を行い、経営健全化を促進する。
土地改良区の強化	・土地改良区の合併等を促進し、組織運営基盤の強化を図る。
(林業)	
森林組合の育成・強化	・森林組合の経営体制の改善指導を行い、経営基盤の健全化を図る。
(水産業)	
漁業協同組合の育成・強化	・漁業協同組合の経営基盤及び組織体制の強化を図る。また、漁協合併や事業統合に向け、組織強化推進協議会へ参加する。

(4)金融制度と共済制度、価格制度の充実

ア 金融制度の充実

農業については、経営意欲と能力のある担い手の円滑な資金調達を支援するため、農業経営改善関係資金及び農業負債整理関係資金等に対する利子補給及び利子助成、債務保証を行う農業信用基金協会に対する支援等を総合的に実施する。

また、農業者の借入申込等の円滑化を図るとともに、融資後の経営改善が確実に達成されるよう、関係機関との連携により、特別融資制度推進会議等の円滑かつ適切な運営を図る。

林業については、林業者・木材産業事業者等の経営の改善、林業に係る労働災害の防止及び林業後継者の養成確保等に対して、中・短期の資金を融資する他、債務保証制度を活用し、安定的な林業経営や環境整備の充実を図る。

水産業については、漁業者等の資本装備の高度化と漁業経営の近代化を図るため、漁業協同組合系統機関が行う長期、低利の施設資金等の貸付に対し県が利子補給をする。また、沿岸漁業者等の経営改善を図るため、県が無利子の融資を行う。

また、台風や干ばつ等の自然災害による農林漁業経営への影響を緩和するため、農業災害資金及び農漁業負債整理関係資金の融通、経営管理指導の徹底を図るとともに、農業者が農業災害資金を借り入れる場合に利子助成を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業経営改善関係資金	・担い手の農業経営の改善に必要な長期資金が的確に供給されるよう、農業近代化資金に対する利子補給、農業経営基盤強化資金に対する利子助成等を行う。また、沖縄振興開発金融公庫、農業協同組合等が融資する農業経営改善関係資金の貸付が円滑に行われるよう、特別融資制度推進会議等の適切な運営を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業負債整理関係資金	・負債の償還が困難となっている農業者の償還負担の軽減が図られるよう、農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給等を行う。また、沖縄振興開発金融公庫、農業協同組合等が融資する農業負債整理関係資金の貸付が円滑に行われるよう、沖縄県農家負債対策協議会等の適切な運営を図る。
農業信用基金協会債務保証	・農業者が農業関係資金を借り入れる場合の機関保証が円滑に行われるよう、農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に対する助成等を行う。
(林業)	
林業・木材産業改善資金	・林業・木材産業の経営改善、労働福祉施設、林業者養成確保を図る。
造林資金	・市町村の造林事業の円滑化を図る(沖縄振興開発金融公庫)。
農林漁業信用基金債務保証	・林業者等の経営改善に必要な資金の融資機関からの借り入れに係る債務の保証を図る。
(水産業)	
漁業近代化資金	・漁業関係機器施設資金への利子補給を行う。
沿岸漁業改善資金	・沿岸漁業者等の経営改善を図るため、無利子の融資を行う。

イ 共済制度の充実

農業共済については、共済加入者に対する営農活動の支援や地域の共済部長等による未加入農家に対する加入推進活動の支援など沖縄型の共済制度の推進のための支援や農業振興策との連携により共済加入を促進し、制度の普及・啓発を図る。

漁業共済については、資源管理・漁業所得補償対策制度の活用等により、加入率の増加に努める。また、台風や日照不足等の自然災害による漁業経営への影響を緩和するため、漁業者が漁業災害資金を借り入れる場合に利子助成を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業共済加入促進支援事業	・沖縄型の共済制度の推進のため、農業共済組合の普及推進事業等を支援し、加入促進を図る。
(水産業)	
共済制度の強化	・漁獲共済、クルマエビ等養殖共済の加入促進を図る。 ・資源管理・漁業所得補償対策制度の活用を推進する。

ウ 価格制度の充実

野菜については、計画的・安定的な生産出荷を推進し、消費者への安定的な野菜の供給と価格制度の的確な運用を推進する。

畜産については、牛、豚、鶏の安定生産に努めるとともに、価格制度の効率的な運用を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
野菜価格安定制度	・野菜価格の著しい低落により野菜の再生産が阻害されることがないよう、一定の水準以下に価格低落があった場合に補給金を交付する。
(畜産業)	
肉用子牛生産者補給金交付制度、沖縄県和牛子牛価格特別対策	・全国平均販売価格が基準価格を下回った場合、補給金を交付する。 ・県内平均販売価格が基準価格を下回った場合、価格特別対策補給金を交付する。
肉用牛肥育経営安定特別対策事業	・粗収益が生産費を下回った場合、その差額の8割を基金から補てんする。
肉豚価格安定対策	・粗収益が生産費を下回った場合、その差額の8割を基金から補てんする。
加工原料乳生産者補給交付金	・需要動向に応じた加工原料乳の生産確保と併せて経営の安定を図るため、加工原料乳生産者に補給金を交付する。
鶏卵価格対策	・卵価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。

5 農林水産技術の開発・普及

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
品 種 登 録 数	件	26	34	41
農林水産技術の試験研究機関 による特許等出願件数	件	24	30	35
普 及 に 移 す 技 術	件	64	325	650
技 術 普 及 農 場 の 設 置 数	件	70	350	830

(1)新技術の開発と試験研究機関の整備

ア 農業の試験研究

農業については、さとうきび、パインアップル、野菜、花き、果樹等の重点品目について先端技術を利用した画期的な品種の開発を行うと同時に、収益性向上につながる栽培技術の開発、沖縄型施設管理技術の開発、島野菜など由来有用遺伝資源の保存と活用及び栽培技術の開発を推進する。また、沖縄の特殊な環境条件下で有利生産できる茶等の工芸作物の栽培および利用技術を開発する。県産農産物の機能性等に着目した利用加工技術や鮮度保持技術などの開発を行う。

さらに、天敵や性フェロモン等を利用した病虫害防除や環境に配慮した施肥管理技術等、環境保全型農業技術の開発をはじめ、台風対策、沖縄型園芸施設の開発、省力機械化技術の確立等、地域のニーズに応える研究開発を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび・パインアップル等の新品種の育成及び栽培技術の開発を行う。 ・新たな産業化につながる茶等の工芸作物の導入および栽培技術に関する研究を行う。 ・天敵等を利用した総合的病虫害防除技術の開発を行う。 ・農産物利用加工・鮮度保持技術等の開発を行う。 ・園芸作物等新品種育成、生産者の収益性向上、低コスト・省力化等が図れる栽培技術、沖縄型施設管理技術、農業機械、栄養診断技術等の開発及び沖縄型園芸施設の開発を行う。 ・環境に配慮した施肥管理技術、安定生産のための地力増強技術の開発を行う。 ・島野菜など由来有用遺伝資源の保存と利活用を行う。 ・安定経営モデルの作成、園芸品目の高収益経営手法の研究を行う。
農業関係試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。

イ 畜産の試験研究

畜産については、おきなわブランドの確立に向け、本県の亜熱帯地域の気象条件に適合した優良な特性を保有する遺伝能力の高い種雄牛を造成するとともに、付加価値の高い畜産物の研究を実施する。また、沖縄アグー豚のDNA解析を進め、アグーブランド豚肉の識別技術確立する。山羊については、効率的増殖技術確立する。また、飼料自給率の向上を図るため新品種牧草の育成と利用技術の研究を行う。

併せて、環境と調和した持続的な農林水産業の推進を図るため、未利用資源の有効活用技術、資源循環を考慮した畜産環境保全技術の研究開発を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
畜産関係試験研究	<ul style="list-style-type: none">・沖縄の特性を生かした畜産育種改良技術に関する研究を行う。・亜熱帯地域に適応した畜産生産技術に関する研究を行う。・環境と調和した持続的畜産技術に関する研究開発を行う。
畜産試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none">・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。
家畜衛生関係試験研究	<ul style="list-style-type: none">・ウイルス・細菌性疾病の調査研究を行う。・寄生虫・原虫による家畜疾病の調査研究を行う。・人獣共通感染症の防除研究を行う。・家畜衛生検査事業を行う。・伝染病対策のため病性鑑定を行う。・原因究明のためのBSE検査を行う。
家畜衛生試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none">・的確な検査、診断を行うために必要な施設の整備及び備品の導入を行う。

ウ 森林・林業の試験研究

森林・林業については、森林の持つ多面的機能を高度に発揮することによる地球温暖化防止等の環境保全や災害に強い森林づくりの研究開発を行う。

また、県産木材の高付加価値化と利用促進のため、県産木材高度利用技術の研究開発や森林資源の新たな利用開発及び特用林産物の生産拡大に向けた研究開発を行う。

さらに、持続可能な森林経営のため、亜熱帯森林環境モニタリングを実施し、森林環境に配慮した森林管理手法の開発を行う。また、松くい虫被害の軽減を図るため、天敵を用いた防除技術の確立、抵抗性マツの育種母樹の選抜及び森林病虫害被害から森林を保護する研究開発を行う。さらに、緑地景観の保全・形成のため、郷土樹種を主体とした緑化技術研究を推進する。

これらの高度な森林・林業技術開発を推進するため、大学・他研究機関との連携を強化する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
森林・林業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い森林をつくる技術の開発を行う。 ・森林環境に配慮した森林管理手法の開発を行う。 ・森林を病害虫から保護する技術の開発を行う。 ・森林資源を活用する技術の開発を行う。 ・緑豊かな環境をつくる技術の開発を行う。
森林・林業試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。

エ 水産業の試験研究

水産業については、マグロ類やソデイカなどの回遊性資源の効率的な漁場利用技術開発を行うとともに、減少傾向にある沿岸資源の管理技術開発を行い、漁船漁業の振興を図る。

また、モズクや海ブドウ、ヤイトハタなどの既存養殖対象種の生産安定化技術開発とタマカイやクビレオゴノリ等海藻類の新規養殖種の種苗生産・養殖技術開発を行うとともに、魚病対策を含む、安定した魚介類養殖生産管理システムを開発して養殖業の振興を図る。また、栽培漁業センターにおいては、放流及び養殖用の種苗の量産拠点としての機能を強化するため、老朽化した施設については、新たな技術開発を踏まえた整備の検討を図る。

沿岸域生態系で極めて重要な役割を果たしている造礁サンゴ類は近年深刻な水準まで減少している。このため、サンゴ礁生態系の保全技術等を開発する。

マグロ類やソデイカなどの漁場形成と密接な関係のある海洋構造とその変動に関する調査や、新規漁獲対象種の探索・漁場拡大を推進するには漁業調査船が必要である。このため、新たな漁業調査技術を導入し、漁場開発研究の体制および機能を維持するため、漁業調査船“図南丸”の代船建造について検討する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
水産業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・マグロ類・ソデイカ等沖合漁業の省力・省エネ化のための調査研究を行う。 ・マチ類、ハタ類、フエフキダイ類等の資源管理技術の開発を行う。 ・タマカイ等魚介類の種苗生産技術の開発を行う。 ・モズク、海ブドウ、クビレオゴノリ等魚介藻類の養殖技術の開発を行う。 ・魚病の防疫技術の開発を行う。 ・安定した養殖生産管理システムの開発を行う。 ・サンゴ礁生態系の保全・再生技術の開発を行う。 ・水産加工品開発に関する研究を行う。
水産業試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・分析のために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。 ・老朽化している栽培漁業センターの機能強化に向けた準備を開始する。 ・老朽化している漁業調査船“図南丸”の代船建造を検討する。

オ 海洋深層水の試験研究

水産分野については、水産海洋技術センターや民間企業等との連携を図り、クルマエビの種苗生産・養殖技術の改良や、新規魚介藻類の陸上養殖技術の開発等を行う。

農業分野については、農業研究センターや民間企業との連携を図り、海洋深層水の冷熱を利用した地中冷却栽培方式による研究を行う。

また、海洋深層水を用いた高付加価値作物生産に関する研究を行う。

これら試験研究の実用化を効率的に加速するため、他研究機関や民間企業との共同研究を行うなど、技術開発を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
海洋深層水関係水産業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none">・クルマエビ種苗生産・養殖技術の改良を行う。・紅藻類の海洋深層水培養における生長性と藻体品質の評価を行う。・深層水を利用した造礁サンゴ類の有性生殖による種苗生産技術の研究を行う。・海洋深層水冷熱を利用した高収益農作物栽培技術の開発を行う。・海洋深層水を添加することにより高付加価値作物生産に関する研究を行う。

カ 熱帯・亜熱帯農林水産技術の国際交流の促進

本県は、東南アジア・太平洋地域諸国との交流を通じて培われた経験や知識の蓄積があり、関係機関との連携により、これらの地域との人的交流・技術交流等を展開する。

農業においては、ミバエ類やさとうきび、熱帯果樹等の病虫害防除法や畜産における牧草の育種など、関係する地域の研究機関との連携に努めるとともに、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じて、東南アジア諸国や太平洋諸国を中心に、農業研究センター等において農業技術者の研修生の受け入れや研究者の派遣を行う。

林業においては、きのこ、特用樹類等の生産技術及び早生樹種等の造成技術の向上を図るため、海外の研究機関との連携を強化するとともに台湾や東南アジア諸国等へ研究者の派遣を行う。

水産業においては、JICAや公益財団法人海外漁業協力財団（OFCF）などを通じて、大洋州やカリブ、アフリカ、インド洋などからの研修生を水産海洋技術センター及び栽培漁業センター、沖縄県漁業士会等で受け入れるとともに、本県の研究者等を派遣し、熱帯海域における双方の水産技術の向上を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
海外研修生の受入	・JICA等の海外研修生を受け入れる。
海外への技術者派遣による技術の向上	・JICA等の研修を活用した海外への技術者の派遣等を行う。
(林業)	
海外研修生の受入	・JICA等の海外研修生を受け入れる。
海外への技術者派遣による技術の向上	・JICA等の研修を活用した海外への技術者の派遣等を行う。
(水産業)	
海外研修生の受入	・JICA等の海外研修生を受け入れる。
海外への技術者派遣による技術の向上	・JICA等の研修を活用した海外への技術者の派遣等を行う。

キ 知的財産の保護活用

知的財産の保護活用については、さとうきび、野菜類、花き類、果樹類及び牧草、モズク等の品種育成など、高品質で商品価値の高い農林水産物や地域の特色・機能性等を有する農林水産物、食品開発、その他の技術開発など研究成果の知的財産の適切な保護活用を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
品種登録・特許等の保護活用	・県の試験研究機関で開発された独自の農林水産技術等について、種苗法や特許法等に基づく各種知的財産制度の活用を促進する。

(2) 農林水産業技術の普及と情報システムの整備・強化

ア 農業技術の普及

農業については、高度かつ多様な農業者のニーズに応えるため、農業革新支援専門員、普及組織、試験研究機関、行政、農業関係団体等と連携して、実証ほや展示ほ等を設置し、新技術の普及や産地・地域の課題に応じた技術の普及を迅速に行う。

また、効率的・効果的に新技術を普及するため、栽培技術や病虫害防除技術、気象情報や市況などの農業情報のデータベースを一元化し、農業技術情報センター機能を確立させ、地域においては、農業技術の情報発信基地として、農業改良普及センター等の普及指導機材・情報機材等を充実させ、科学的かつ適切な農業技術の普及と地域課題に対応できるよう体制を整備する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業技術の普及	・関係者の合意形成を図り、効率的で収益性の高い農業組織の育成及び地域の活性化を図る。 ・農業の担い手の育成・確保や農業技術の普及指導を行う。
農業技術の普及 新技術導入広域推進	・試験研究機関等と連携した新技術の実証及び普及を行う。
調査研究の実施	・農業・農村の課題について科学的な調査・分析を行い現場の課題解決に活用し情報を共有する。
農業技術情報センター 機能の充実	・農業情報データベースを一元化し、インターネットを活用した情報提供を行う。
指導機材の整備	・現場における指導体制を強化するために指導機材等を整備する。
農業技術情報の提供	・農業者に対して新技術や農政の課題等を迅速に提供するために農業改良普及センター便り等を発行する。

イ 林業技術の普及

林業については、林業者の活動を支援するため持続可能な林業技術や多様な森林活用による林業経営の先進的事例等の情報を幅広く収集・蓄積・分類し、データベースの整備充実を図り、林業者等とのネットワークの構築を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
林業技術の普及	・林業普及指導事業の推進を図る。
地域林業研究会 リーダーの育成	・リーダー育成等の交流セミナーの開催を行う。
林業者及び後継者の育成	・多様な林業技術指導、現地学習会を行う。
森林・林業教育の推進	・森林環境教育を推進し、林業関係高校生や緑の少年団、学校教育関係者及び森林ボランティア指導者の育成等を図る。
林業技術情報の提供	・先進事例情報の収集とネットワークの整備を図る。

ウ 水産業技術の普及

水産技術を普及するため、普及指導員は、研究機関、漁業関係団体、行政等と連携して、新技術の普及や地域の課題に応じた指導を行うとともに、生産者会議や学習会を通じて情報提供を行う。

また、漁船漁業の効率化・安定化等に資するため、海洋観測等を実施するとともに、海流や水温、海面高度、衛星画像等の情報を収集する機能を高め、海流や水温などの海況変動を分析する技術開発を強化しインターネット等を活用して情報提供を行う。加えて、モズクやヒトエグサなどの海藻養殖における安定生産のため、気温や照度などの気象要素が海藻の生育に与える影響を調査する。

さらに、付加価値の高い生産物の安定供給を図るため、大陸棚や曾根(海山)の漁場や、メカジキやケンサキイカなど漁業現場ニーズの高い新資源の利用拡大のための漁場開発を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
水産技術の普及	・水産業改良普及事業の推進を図る。
海洋観測、漁況情報の収集及び情報提供	・海洋観測結果や海況、漁業協同組合の情報を活用して、漁海況情報を発行し、インターネットを活用して情報提供を行う。

6 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
農業用水源施設整備量 (整備率)	ha (%)	22,953 (56)	24,700 (63)	26,700 (69)
かんがい施設整備量 (整備率)	ha (%)	17,107 (42)	19,200 (49)	21,600 (56)
ほ場整備量 (整備率)	ha (%)	19,043 (54)	20,200 (61)	21,600 (66)
農業水利施設保全 (機能保全計画策定数)	施設	—	18	85
農村地域防災減災対策 (農業用ため池の ハザードマップ作成地区数)	地区	—	5	14
造林面積	ha	4,906	5,146	5,346
流通拠点漁港の陸揚岸壁の 耐震化量(耐震化率)	m (%)	902 (52)	1,300 (75)	1,470 (85)
漁船が台風時に安全に避難 できる岸壁整備量(整備率)	m (%)	3,478 (61)	4,685 (70)	5,918 (75)
更新整備された浮魚礁数 (更新整備率)	基 (%)	0 (0)	38 (54)	71 (100)
保全対象松林における 松くい虫被害量	m ³	1,433	1,288	1,053
保安林の防風・防潮林 整備面積	ha	533 (23年)	563	593

(1) 沖縄の特性に応じた農業の基盤整備

ア 農業生産基盤の整備

農業用水の安定供給を図るため、地域特性に応じた多様な整備手法を用いた水源開発を推進していく。

かんがい施設については、地域の営農形態や供給水量に応じてスプリンクラーや給水栓等の整備を行う。また、効果の早期発現を図るため、給水所による段階的整備を行う。

なお、十分な水量を確保できない地域においては、点滴かんがい等の節水かんがい方式の導入を図る。

さらに、老朽化した農業水利施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断・保全計画の策定や対策工事を適切に実施し、国土強靱化法に基づくインフラ長寿命化基本計画への対応等、国の施策との連携を図る。また、再生可能エネルギー導入による農業水利施設の維持管理費の節減の可能性を検討する。

ほ場については、機械化を可能とする区画整理や、地域特性や営農形態に応じた土壌・土層の改良、農地防風施設等の設置を促進するとともに、担い手への集積や耕土の流出防止対策等の周辺環境・景観に配慮したきめの細かい整備を推進する。

また、老朽化等により、安全な通行が維持できない状態に陥ることが予測される農道につ

いては、保全対策事業の導入を図る。

畜産については、草地や畜舎等畜産基盤を総合的に整備することで、受益農家の規模拡大を図り、経営の安定化及び効率的な肉用牛生産を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業用水源の確保	・地下ダム、ため池、貯水池の整備を行う。
かんがい施設の整備	・ファームポンドの設置、用排水路の設置、給水所・給水栓・スプリンクラーの設置等の整備を行う。
ほ場の整備	・区画整理、客土、土層改良、暗渠排水等の整備を行う。
(畜産業)	
草地及び牧場施設等の整備	・草地、牛舎、堆肥舎、農具庫の整備及び農機具等の導入を行う。

イ 農地及び農業用施設の保全

農業を持続的に展開するには、農地や農業用施設を災害から未然に防止し、農業経営の安定とともに、所得の向上を図ることが肝要であることから、県土保全を含めた農地防災対策の役割は極めて重要である。このため、日頃から防災上危険な地域の把握を行い、対策事業の立ち上げを行うとともに、連絡体制等の強化を図る。

また、台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や浸食しやすい土壌条件等に対応した農地防風施設や承水路・集水路・排水路及び農地の勾配抑制等の整備の推進と、適切な維持管理を促進するとともに、「防風林の日」及び「土壌保全の日」の取組などの啓発活動を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農地・農業用施設の保全	・老朽ため池の改修や農地防風施設・土砂崩壊防止施設等、地すべり防止対策施設、海岸保全施設を整備・管理するとともに、「防風林の日」の取組などの啓発活動により、農地・農業用施設の保全を図る。

ウ 海岸保全施設の管理・保全

台風や高潮等から農地を防護するための海岸保全施設は、自然海岸を最大限に活用しつつ、海岸環境の保全・利用及び生態系等に配慮した「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」等に基づき、計画的・効果的な整備を図るとともに、年々増加傾向にある漂着ゴミ対策についても市町村及びボランティア等との連携を強化する。

また、琉球政府時に造成した海岸等は老朽化が著しいため、その機能維持が喫緊の課題であり、現状の海岸保全施設の点検を行い、ライフサイクルマネジメントの考え方にに基づき、

補修の実施時期や範囲、点検に関する計画などを定めた長寿命化計画を策定し、予防保全型の計画的な事業を実施する。その実施に当たっては、沖縄らしい原風景の海岸の再生を目指し、環境面・利用面の機能を一層向上させることとする。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
海岸保全施設の管理・保全	・「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき整備を行うとともに、海岸保全施設及び海浜等の維持管理を図る。

(2) 自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備

ア 森林・林業の基盤整備

森林の多面的機能の高度発揮を図るため、森林の有する8つの機能(水源かん養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、地球環境保全、生物多様性保全、木材等生産)に応じて森林を区分し、それぞれの利用形態や自然環境の保全を考慮した森林の整備・保全を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
林内路網の整備	・作業道等の林内路網の整備を行う。
森林の整備	・森林の造成等を通じて、森林の多面的な機能の高度発揮とともに山村地域の振興等を図る。

イ 森林の保全

台風や季節風等による潮風害及び山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃山地の復旧対策、水資源の確保に係る水土保全施設の整備、保安林の造成、防潮護岸の設置を行う。

また、地域森林計画に基づいて計画的に保安林の指定を推進するとともに、保安林の機能を高めるための改良・保育管理等を行う。

松くい虫やキオビエダシヤク等の森林病虫害の生態特性に適した防除を推進するとともに、被害のまん延防止に努める。

さらに、適正に処理された被害木については、資源としての利活用を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
治山施設の整備	・森林の維持造成を通じて、海岸及び山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
森林病虫害等の防除対策	・森林病虫害等を適期かつ効果的に駆除することにより、まん延を防止し、森林の保全を図る。
松くい虫被害木の調査	・松くい虫被害木の調査を実施する。
松くい虫被害木の活用	・松くい虫被害木の処理を行うことにより、松くい虫被害のまん延防止及び被害木の活用を図る。

(3)水産業の基盤整備と漁場環境の保全

ア 水産業の基盤整備

漁港については、防波堤や防風施設等の整備により台風時等の漁船の安全係留を確保するとともに、防暑施設や浮棧橋を整備し漁業就労環境の改善を図ることで、漁業生産性の向上を促進する。

また、拠点漁港における岸壁等漁港施設の耐震化など機能を確保するための改良を行い、地震・津波等災害に強い漁港づくりに取り組むとともに、老朽化した漁港施設の計画的な更新等によりインフラの長寿命化を推進する。さらに、長期放置船の撤去など漁港の適正な保全を図る。

漁場については、浮魚礁の新設及び更新整備を行い、回遊魚資源の持続的利用と漁場探索時間及び操業時間短縮・燃油節減等による漁業者経営の安定化を図るとともに、水産生物の生育場所となる藻場等水域環境保全対策を行い、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図る。

流通・加工施設については、高度衛生管理型荷捌施設等を整備し、また、流通・加工施設等の整備を支援することで、生産・流通機能の高度化を推進し、県産水産物の魚価や品質等の向上を図る。

漁村については、漁港と一体となり水産業の拠点となることや漁業文化の継承、海の体験学習、海洋性レクリエーションの拠点など多面的機能を有することに鑑み、水産業を核とした漁村地域の活性化を図るため、漁港環境施設や集落環境施設の整備を漁港・漁場と一体となって推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
漁港漁場の整備等	・外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等の整備、浮魚礁及び藻場造成等水域環境保全対策を行う。 ・荷捌施設、給油、給水、漁具保管施設等の整備を支援する。
漁港環境施設、集落施設の整備	・漁港環境施設、衛生関連施設、防災関連施設等の整備を行う。
漁港の保全	・長期放置船の撤去、放置禁止区域の設定を行う。 ・漁港の巡回及び清掃を行う。

イ 漁場環境の保全

赤土等汚染及びオニヒトデの大量発生等によりサンゴ礁生態系及び漁場としての機能が損なわれつつある海域において、赤土等流出対策及びオニヒトデ除去等を行う。

また、サメ駆除の実施により漁業被害を軽減する。

漁業公害調査等を通して魚類養殖場の環境モニタリングを行い、良好な漁場環境を確保するとともに、海浜美化を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
有害動物駆除	・オニヒトデ等有害動物駆除を行う。
養殖場の保全	・養殖場環境モニタリング調査を行う。
海浜美化	・海浜美化の促進を図る。
赤土等流出対策	・漁業者や地域のNPO等が一体となって取り組む赤土等流出対策を支援する。

ウ 海岸施設の維持管理及び海岸環境の保全

海岸保全施設については、漁港背後集落等を防護するため、引き続き、海岸保全施設の新設・改良を行うほか、発生の切迫性が危惧される大規模地震や津波、大型台風による高潮に対応するため、施設の機能診断や必要な対策工事を実施する。

また、施設の長寿命化を図るため、施設の機能診断に基づく長寿命化計画を策定し、補修等による長寿命化対策を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
耐震対策	・既存の海岸保全施設の耐震性を診断し、耐震対策を実施する。
高潮対策(漁港)	・高潮や津波により被害が発生するおそれのある地域について、護岸や人工リーフ等の海岸保全施設の新設・改良を実施する。
老朽化・長寿命化対策	・海岸保全施設を機能診断し、診断結果を踏まえた長寿命化計画を策定するとともに、必要な対策工事を実施する。

(4) 離島における効率的かつ安定的な生産に向けた基盤整備

離島の基幹産業である農林水産業については、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることから、生産の増大及び経営の安定化等を図る必要があり、水資源に恵まれない地域の貯水池等の農業基盤整備や漁港・漁場の整備、森林の適正な管理・保全・整備等を継続して推進する。

畜産業については離島の重要産業であり、特に肉用牛の繁殖経営を安定的に行うため、公共事業等の基盤整備の推進を図り、離島地域の活性化を図る。

森林・林業については、木材生産、水土保持等、森林の持つ公益的機能を高度に発揮するた

め、人工造林及び保育等の森林整備を推進する。また、島しょ環境下の離島では、台風や季節風等による住宅、農地等への被害が特に懸念されることから、保安林の防風・防潮機能を維持強化するための森林の造成・改良等を実施する。

水産業の基盤整備については、施設の老朽化や亜熱帯性気候下における諸課題に対応するため、漁港施設の計画的な更新や防波堤等の新設・改良を推進するとともに、本県の重要な水産物であるマグロ等の安定的な漁獲と沿岸域における水産資源への漁獲圧低減に対応した浮魚礁の更新等を計画的に推進する。

さらに、本県周辺の排他的経済水域を生業とする漁業者の操業が不法行為の抑止に繋がる効果や離島に生活する漁業者の存在が広大な排他的水域の保全に貢献していることから、離島における水産基盤施設の整備を推進し、離島漁村の維持・発展を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業用水源の確保	・地下ダム、ため池、貯水池の整備を行う。
かんがい施設の整備	・ファームポンドの設置、用排水路の設置、給水所・給水栓・スプリンクラーの設置等の整備を行う。
ほ場の整備	・区画整理、客土、土層改良、暗渠排水等の整備を行う。
農地・農業用施設の保全	・老朽ため池の改修や農地防風施設・土砂崩壊防止施設等、地すべり防止対策施設、海岸保全施設を整備・管理するとともに、「防風林の日」の取組などの啓発活動により、農地・農業用施設の保全を図る。
海岸保全施設の管理・保全	・「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき整備を行うとともに、海岸保全施設及び海浜等の維持管理を図る。
(畜産業)	
草地及び牧場施設等の整備	・草地、牛舎、堆肥舎、農具庫の整備及び農機具等の導入を行う。
(林業)	
林内路網の整備	・作業道等の林内路網の整備を行う。
森林の整備	・森林の造成等を通じて、森林の多面的な機能の高度発揮とともに山村地域の振興等を図る。
治山施設の整備	・森林の維持造成を通じて、海岸及び山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る。
森林病虫害等の防除対策	・森林病虫害等を適期かつ効果的に駆除することにより、まん延を防止し、森林の保全を図る。
松くい虫被害木の調査	・松くい虫被害木の調査を実施する。
松くい虫被害木の活用	・松くい虫被害木の処理を行うことにより、松くい虫被害のまん延防止及び被害木の活用を図る。
(水産業)	
漁港漁場の整備等	・外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等漁港施設、浮魚礁等漁場施設を整備する。 ・荷捌施設、給油、給氷、漁具保管施設等の整備を支援する。
漁港環境施設、集落施設の整備	・漁港環境施設、衛生関連施設、防災関連施設等の整備を行う。
漁港の保全	・長期放置船の撤去、放置禁止区域の設定を行う。 ・漁港の巡回及び清掃を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(水産業)	
有害動物駆除	・オニヒトデ等有害動物駆除を行う。
養殖場の保全	・養殖場環境モニタリング調査を行う。
海浜美化	・海浜美化の促進を図る。
赤土等流出対策	・漁業者や地域のNPO等が一体となって取り組む赤土等流出対策を支援する。
耐震対策	・既存の海岸保全施設の耐震性を診断し、耐震対策を実施する。
高潮対策(漁港)	・高潮や津波により被害が発生するおそれのある地域について、護岸や人工リーフ等の海岸保全施設の新設・改良を実施する。
老朽化・長寿命化対策	・海岸保全施設を機能診断し、診断結果を踏まえた長寿命化計画を策定するとともに、必要な対策工事を実施する。

7 フロンティア型農林水産業の振興

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
グリーン・ツーリズムにおける 交 流 人 口	万人	4	7	13
沖縄からの農林水産物・ 食 品 の 輸 出 額	百万円	—	2,065	2,636
県産食肉の海外輸出量	トン	0	6	100
沖縄型植物工場の導入品目数	品目	0	3	5
6次産業化関連事業者の 年 間 販 売 額	百万円	—	19,400	24,800
6次産業化関連事業の 従 事 者 数	人	—	4,900	5,400
汚水処理人口普及率 (農業集落排水施設)	% (人)	73 (63,276)	83 (71,795)	79 (79,214)
農業集落排水施設長寿命化 (対策地区数)	地区	—	9	15
多面的機能保全推進取組面積 (取組率)	ha (%)	9,402 (26)	11,000 (30)	22,000 (57)

(1) 農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化

新たな農林水産業の発展を図るため、観光業や食品加工業など他産業と連携し、地域における農林水産物の掘り起こしによる地域・県内外向け商品開発モデルを構築する。

また、国内外の市場においておきなわブランドの形成を推進するため、付加価値の高い加工品の創出に向けた商品開発人材の育成や高度な加工技術を集約した加工施設整備支援に加え、テストマーケティングなどの販路開拓に取り組む。

農林漁業者等の主体的な6次産業化の取組については、産業横断的な取組であり、広範囲の分野にわたるため、国や県、市町村などの行政機関、産業支援機関及び関係団体などが連携して推進することが重要である。そのため、6次産業化を推進するうえでは、関係機関において、情報の共有化と有効活用を図りつつ、連携して推進する体制づくりを促進する。

ICT等を活用した高度な環境制御技術による計画的な安定生産が可能な施設の導入については、既存の知見に加え、他県の優良事例や各メーカー等の技術革新を踏まえつつ、導入希望者に対し情報提供を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農林水産物の付加価値 化の推進	・地域の農林漁業者と農林水産物加工・流通業者との連携により、生産から加工、販売までの一貫した取組を推進する。
商品開発・販路拡大の 推進	・県産農林水産物を活用した加工品の魅力・付加価値化を高めるための商品開発人材育成や加工施設整備を支援する。

(2)多面的機能を生かした農山漁村の活性化

ア 農山漁村の地域社会の維持・向上

農山漁村地域の住みよい生活環境を確立するために、集落排水施設や集落道、集落防災安全施設等の整備を促進する。

特に、集落排水施設については、都市並の整備水準の確保及び既存集落排水施設の長寿命化に向けた効率的な保安全管理に取り組む。また、施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を促進する。

さらに、農業・農村の持つ豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、地域住民の主体のもと、地域の特色を生かし、快適で潤いのある農村空間の形成を図るため、農村地域の振興を支援する。

水産業及び漁村は、水産物の安定供給、国境監視や海難救助、生態系の維持等の多面的機能を有している。水産業の再生、漁村の活性化を図るため、漁業集落が行う漁業再生活動や、漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援する。

また、漁港における景観の保持、美化や漁村における生活環境の改善を図り、快適で潤いのある漁港・漁村の環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設、集落道等の整備を行う。

併せて、漁村及び海岸環境を台風の高潮等による被害から守るため、景観や親水性に配慮した護岸施設や養浜等海岸保全施設の整備を図る。

農村地域の活性化を図るため、多様な主体が参画した地域ぐるみの共同活動を支援し、地域の連携強化を推進する。

また、本県農業の持続的発展と農業・農村の多面的機能を有する農山漁村の環境保全のため、県民へ農業・農村の資源である農地・農業用施設の保全の重要性を啓発し、地域ぐるみで実施する農地、農業用施設等の適切な維持保全活動や農村環境の質的向上活動を支援する。

本県では、中山間・離島地域の耕作放棄を防止し、多面的機能の確保を目的として中山間地域等直接支払交付金制度を実施しており、一般基準である傾斜等農用地に加え、県知事が定める基準である「遠隔離島地にあることで農業生産条件の悪い農用地」に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付しているところである。

今後とも、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業の推進を図るとともに、耕作放棄地再生利用対策事業等により、耕作放棄地を解消し、中山間・離島地域等における多面的機能の維持・発揮を図ることとする。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農村の生活環境の整備	・農業集落排水施設、集落道、集落防災安全施設等の整備を行う。
多面的機能支払	・農地・農業用施設の適切な維持・保全や農村環境の質的向上等に取り組む地域共同活動を支援する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
中山間地域等直接支払	・中山間地域等の農業生産条件の不利地域において、集落協定等に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等を支援する。
漁港漁村の環境整備	・植栽、休憩所、運動施設、衛生関連施設、防犯関連施設、漁港環境施設、集落道等の整備を行う。
高潮対策(漁港)	・景観や親水性に配慮した護岸施設等の整備を図る。
漁業の再生支援	・種苗放流、産卵場の整備など、漁場の生産力向上のための取組や、観光漁業・体験漁業の導入、新たな加工品の開発など集落の創意工夫を生かした取組に対して支援を行う。
水産多面的機能の発揮	・水産物の安定供給、国境監視や海難救助、生態系の維持等、水産業・漁村が有する多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援する。

イ ツーリズム等の推進

本県独自の特異かつ多様な亜熱帯農業や、里地里山の自然及び農山漁村文化伝統芸能等の地域資源を生かしつつ、地域活性化を図るために観光関連産業等との連携を図り、都市住民との交流による農林水産業・農山漁村への理解を促進し、農山漁村情報の発信・提供を進めるとともに、グリーン・ツーリズム活動組織を育成支援する。

林業については、亜熱帯の森林資源を活用した森林ツーリズムを推進するため、地域の受入体制の整備を推進するとともに、森林環境教育や森林セラピーに精通した人材の育成・確保を図る。また、森林ツーリズムの拠点として、森林公園等の既登山道コースを利用してクロスカントリーのコースを設置し、県内外からの誘客を推進する。

水産業については、大型定置網やモズク収穫などの「体験漁業」やジンベエザメ等の水産資源を活用した「見せる漁業」などのブルー・ツーリズムを実施し、漁業に対する良き理解者の増大と漁家経営の向上を目的に観光漁業等の推進を支援する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
グリーン・ツーリズムの推進	・グリーン・ツーリズム活動組織等の育成により受入品質の向上と連携体制を構築する。 ・グリーン・ツーリズム情報の収集・発信と沖縄の特長を生かした体験交流プログラムの充実・強化により新たな顧客を開拓する。
都市農村交流環境の整備	・農産物直売所や体験農園等の整備を行う。
(林業)	
森林ツーリズムの推進	・森林環境教育や森林セラピーなど、森林ツーリズムの内容に精通した森林インストラクターやコーディネーターの育成を図る。 ・森林ツーリズム実施主体の育成と推進地域の認定を行う。 ・森林ツーリズムプロジェクト認定制度の創設を推進する。
森林セラピーの推進	・森林の癒し効果に関する調査研究及び観光、福祉と連携した森林セラピーの推進を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(林業)	
森林公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによる施設の整備を行う。 ・森林公園を有効活用するため、森林ツーリズムプログラムのソフト開発を行う。 ・亜熱帯の森林に親しみ森林公園等を活性化するため、クロスカントリコースを整備する。
(水産業)	
ブルー・ツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の利活用促進や都市と漁村との交流を促進するため、体験漁業や研修会等を実施し、関連施設の整備を図る。
地域交流に対応した漁港・漁村の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボート等収容施設や体験学習に対応した漁港・漁村の整備を図る。

(3) アジアなど海外への展開の推進

県産農林水産物の輸出促進のため中国、香港、台湾、シンガポールを中心とした量販店、飲食店等でのテストマーケティング、商談会の開催、見本市への出展、現地バイヤーを招聘するなどのプロモーション活動を展開する。

また、訪日観光客を対象とした情報発信等を強化し、県産農林水産物の認知度向上を図る。

さらに、青果物等の長距離・長時間輸送に必要な鮮度保持技術の導入試験と最適な輸送方法の検証を実施し、海外における県産農林水産物の高付加価値化とブランド化を推進していく。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
市場調査	<ul style="list-style-type: none"> ・海外有望市場の調査及び分析を行う。
農林水産物の海外販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・海外における県産農林水産物のマーケティング、商談会、見本市への出展・バイヤー招聘商談会等を実施する。
訪日観光客へのプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日観光客へのテストマーケティングを実施する。 ・県産農林水産物の情報発信を行う。
効率的・効果的な海外輸送実証	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送コストの低減実証を行う。 ・鮮度保持技術の導入試験および最適な輸送方法を検証する。

(4) 特色ある離島力を生かした振興

離島においても、担い手農家の減少により、既存の農業・漁業の枠組みでは経済・社会維持は困難となりつつあることから、農山漁村の持つ多面的機能を生かした新たな雇用の場の創出と地域リーダー等の確保・育成を図るため、観光・リゾート産業との連携による新たなビジネスの構築、グリーン・ツーリズム等の都市と農山漁村の交流による地域独自の活性化を推進する。

また、県産農水産物の国内・海外展開については、高い輸送コスト等への対応、海外市場のニーズの把握、多様な販売ルート開拓、プロモーションの強化等に取り組むとともに、農業者自

らが地域の農林水産物を利用した高付加価値商品の開発や新たな加工品の販路開拓を行うなど農林水産業の6次産業化を支援し、農家所得の向上や農村地域の活性化につなげる必要がある。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農林水産物の付加価値化の推進	・地域の農林漁業者と農林水産物加工・流通業者との連携により、生産から加工、販売までの一貫した取組を推進する。
商品開発・販路拡大の推進	・県産農林水産物を活用した加工品の魅力・付加価値化を高めるための商品開発人材育成や加工施設整備を支援する。
農村の生活環境の整備	・農業集落排水施設、集落道、集落防災安全施設等の整備を行う。
漁港漁村の環境整備	・植栽、休憩所、運動施設、衛生関連施設、防犯関連施設、漁港環境施設、集落道等の整備を行う。
高潮対策(漁港)	・景観や親水性に配慮した護岸施設等の整備を図る。
漁業の再生支援	・種苗放流、産卵場の整備など、漁場の生産力向上のための取組や、観光漁業・体験漁業の導入、新たな加工品の開発など漁業の再生に関する実践的な取組を支援する。
多面的機能支払	・農地・農業用施設の適切な維持・保全や農村環境の質的向上等に取組む地域共同活動を支援する。
中山間地域等直接支払	・中山間地域等の農業生産条件の不利地域において、集落協定等に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等を支援する。
市場調査	・海外有望市場の調査及び分析を行う。
農林水産物の海外販路拡大	・海外における県産農林水産物のマーケティング、商談会、見本市への出展・バイヤー招聘商談会等を実施する。
訪日観光客へのプロモーション	・訪日観光客へのテストマーケティングを実施する。 ・県産農林水産物の情報発信を行う。
効率的・効果的な海外輸送実証	・輸送コストの低減実証を行う。 ・鮮度保持技術の導入試験および最適な輸送方法を検証する。
(農業)	
グリーン・ツーリズムの推進	・グリーン・ツーリズム活動組織等の育成により受入品質の向上と連携体制を構築する。 ・グリーン・ツーリズム情報の収集・発信と沖縄の特長を生かした体験交流プログラムの充実・強化により新たな顧客を開拓する。
都市農村交流環境の整備	・農産物直売所や体験農園等の整備を行う。
(林業)	
森林ツーリズムの推進	・森林環境教育や森林セラピーなど、森林ツーリズムの内容に精通した森林インストラクターやコーディネーターの育成を図る。 ・森林ツーリズム実施主体の育成と推進地域の認定を行う。 ・森林ツーリズムプロジェクト認定制度の創設を推進する。
森林セラピーの推進	・森林の癒し効果に関する調査研究及び観光、福祉と連携した森林セラピーの推進を図る。
森林公園等の整備	・ユニバーサルデザインによる施設の整備を行う。 ・森林公園を有効活用するため、森林ツーリズムプログラムのソフト開発を行う。 ・亜熱帯の森林に親しみ森林公園等を活性化するため、クロスカントリーコースを整備する。
(水産業)	
ブルー・ツーリズムの推進	・地域資源の利活用促進や都市と漁村との交流を促進するため、体験漁業や研修会等を実施し、関連施設の整備を図る。
地域交流に対応した漁港・漁村の整備	・プレジャーボート等収容施設や体験学習に対応した漁港・漁村の整備を図る。

第4章 地域特性を生かした圏域別振興方向

1 北部圏域 〈やんばるの豊かな自然と調和した多彩な農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

北部圏域の農業については、総農家数が県全体の24%で耕地面積が19%を占めており、さとうきび、野菜、きくなどの花き、葉たばこ、シークワサーなどのかんきつ類、熱帯果樹、パインアップル、茶、水稻、豚などの畜産等が行われている。

なお、ゴーヤーやシークワサー等については、茶、ジュース等の健康食品として商品開発及び販売が展開されている。

農業の品目別拠点産地については、野菜において、ゴーヤー、かぼちゃ、すいか、とうがん、島ラッキョウ、ばれいしょ、花きにおいて、輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、ドラセナ類、アレカヤシ、モンステラ、果樹において、パインアップル(生食用)、シークワサー、マンゴー、パッションフルーツ、アテモヤ、アセローラ、その他に畜産の肉用牛やかんしょ、薬用作物(ウコン)と36産地が拠点産地に認定されており、生産振興に取り組んでいる。

さらに、これまで国営かんがい排水事業伊江地区をはじめとして、各種の農業生産基盤の整備が進められており、農業生産の拡大が期待される地域である。

また、多様な自然景観に恵まれ、近年、海浜景観等を利用した観光・リゾート地域としての整備が進み、平成28年9月には国頭村、大宜味村、東村が国立公園にも指定されたことを踏まえ、今後、観光産業とも連携した体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルー・ツーリズムを通じた農林水産業の振興が必要な地域である。

林業は、森林資源の充実化に伴い、森林組合等を中心に県産木材を生かした家具・内装用材、木工用材、土木用資材などが生産されており、林業活動が活発となっている。また、きのこの生産施設の整備により、えのきたけ、ぶなしめじ、しいたけ等の生産量が増大し、県下の一大生産地となっている。

木材の拠点産地については、県内で唯一、国頭村が認定されており、原木の安定供給等生産振興に取り組んでいる。

水産業は、ソデイカ、パヤオ漁業等を中心に、モズク、クルマエビ、ヤイトハタ等の海面養殖や海ブドウ等の陸上養殖が行われている。

養殖魚介類の拠点産地については、恩納村の海ブドウ、モズク、ヒトエグサ、伊平屋村のモズク、ヤイトハタが認定されており、生産振興に取り組んでいる。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数	4,849戸	24.2	2015年農林業センサス (平成27年)
販売農家数	3,534戸	24.8	
主業農家数	1,428戸	28.8	
農業就業人口	5,164人	25.9	
耕地面積	7,501ha	19.4	耕地面積調査 (平成27年)
田	310ha	36.5	
畑	7,189ha	19.1	
林野面積	52,936ha	47.6	2015年農林業センサス (平成27年)
漁業経営体数	604経営体	23.1	2013年漁業センサス (平成25年)

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域における農業生産は、栽培される品目の多様化が進んでおり、かんがい施設等や区画整理等の生産基盤の整備・保全、農地防風施設等の農地保全対策の整備、気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、農業用機械等の導入、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及、鳥獣被害対策の推進、耕作放棄地の再生利用などを図り、さとうきび、パインアップル、野菜、花き、葉たばこ、かんきつ類、熱帯果樹、茶、水稲などの生産振興や、肉用牛、豚、採卵鶏等畜産の振興により、地域農業を推進する。

特に、きく、ゴーヤー、マンゴー等重点的に推進する品目については、既存の拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策等を実施する。

また、農産物の流通・販売・加工体制の強化を促進するとともに、シークワサーや黒糖等の付加価値向上を図り、地域特産品のブランド化を推進する。あわせて、農産加工施設の整備に向けての条件整備を推進する。

さらに、新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修会、経営・技術指導等の支援強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

観光リゾート地域としての特性を生かし、農業と連携したグリーン・ツーリズムなど体験・滞在型観光の取組による地域特性・地域産業と密接に連携した観光スタイルなどの充実を促進するとともに、観光施設への供給等、域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹類の生産拡大に努め、地産地消の促進と地域の活性化を図る。

周辺離島の伊江村においては、輪ぎくやとうがん等の拠点産地を核とした花き、野菜、葉た

ばこ等の生産振興を図るとともに、さとうきびや肉用牛との経営の複合化を促進する。

伊平屋村においては、水稲、さとうきびを中心として生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

伊是名村においては、さとうきび、水稲を中心として生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農地所有適格法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

高品質かつ安全な野菜を計画的に供給することを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、かぼちゃ等の拠点産地の形成・育成に努める。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(ウ) 花き

県内の主産地となっており、きくを中心に切り葉、観葉鉢物、洋ラン等が生産されており、消費者や市場のニーズに応じた品目・品種の出荷体制の整備を進め、流通・販売の経費低減等、農家経営の安定化に努める。

今後とも防風・防虫等ネット栽培施設や気候変動等に対応したハウス等の導入、流通・販売体制の整備等を推進するとともに、きく、切り葉等の拠点産地の形成・育成を図り、周年出荷体制の確立に努める。

(エ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(オ) かんきつ類

本県における主産地を形成しており、シークワサー、中晩性かんきつ類、温州みかん等の品質の向上及び生産の拡大により、拠点産地の形成・育成や農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

また、優良品種の導入・普及、防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進及び農業機械等の導入により、高品質安定生産を図り、優良品種等を組み合わせ、出荷期間の拡大を図る。

(カ) 熱帯果樹

マンゴー、パッションフルーツ等の主要な産地となっており、優良品種の導入、品質及び単収の向上、気候変動等に対応したハウス及び農業用機械等の導入により拠点産地の形成・育成を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(キ) パインアップル

北部地域は、酸性の国頭マージ土壌からなり、栽培に適していることから、本県の主産地となっている。また、パインアップル産業は、缶詰加工業による雇用創出とともに観光産業へも大きく貢献しており、今後とも優良種苗及び栽培施設の導入促進と機械化・農作業受委託の推進等により、生産性及び品質向上を図るとともに、生食用と加工原料用果実のバランスのとれた生産拡大を図る。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(ク) 茶

本県における主産地となっており、優良品種の導入等により生産性及び品質の向上を図り、紅茶などの発酵茶の加工技術の導入など、多様なニーズに応える特色ある産地を形成する。また、収穫機等機械化の推進や生産組合等の組織強化による販売力の向上に取り組む。

(ケ) 水稻

優良品種の普及および適切な栽培管理の実施により、品質の向上と安定生産を図る。

(コ) かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(カ) 畜産

肉用牛の優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上を図るとともに、自給飼料基盤の整備を推進し、生産の拡大に努める。

豚は、改良増殖及び産肉能力等生産性の向上に努めるとともに、飼養衛生管理技術を強化し損耗防止を推進する。また、沖縄アグー豚等独自ブランドの育成・拡大により経営の安定を図る。

採卵鶏・ブロイラー、乳用牛については、飼養衛生管理技術の向上に努め、安定かつ計画的な生産体制の確立を図る。

なお、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに

に耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

本圏域は、林業生産の中核的な拠点であるとともに、県民の重要な水源地域となっていることから、より一層の森林資源の充実と質的向上及び水源かん養機能の高い森林の整備を推進する。また、貴重な動植物の生息・生育する地域でもあるため、森林の持つ各種機能に応じた区域設定を行い、森林の整備を推進する。また、森林の保全策としては、地域森林計画に基づき、保安林として位置付けし、適切な管理や治山施設の整備を図る。

木材生産機能の高い区域においては、効率的な森林施業及びそれに伴う路網の整備を推進する。また、林業の持続的かつ健全な育成発展を図るため、木材の安定的な供給生産体制の整備とこれを担う森林組合等林業事業体の組織や経営基盤の強化を図る。

貴重な動植物が生息・生育する森林においては、適切な保全を図りつつ、森林の環境教育や保健・休養、森林ツーリズムの場として森林の総合利用を推進するとともに、森林・林業に精通したガイドの養成確保等を図り、森林ツーリズム及び森林セラピーを推進する。

また、林産物については、消費者ニーズの多様化等需要構造の変化に対応した木材情報の発信と流通・販売体制の強化を図るとともに、木材やきのこ等の生産を振興するため、素材の特性を生かした高付加価値化の推進と他産業との連携を強化し持続的な森林経営を図る。

さらに、本県の亜熱帯特性等を生かした森林・林業技術の改善・開発を推進するため、研究体制の機能強化を図るとともに、林業後継者等担い手の育成機能の強化を図る。

加えて、松くい虫による被害が、森林の荒廃を招き、木材資源や森林の公益的機能等が低下していることから、保全松林を対象として重点的に防除対策を推進する。

(ア) 木材

木材については、森林資源が質・量ともに充実してきたことから、県産木材の安定供給と需要拡大を推進し、持続可能な森林経営を構築する。また、多様な樹種の特性を生かした新たな製品の利用開発を推進するとともに、木質系資源のニーズがある他産業と連携し、林業を中核とした地場産業の振興と連携体制の強化を図る。

(イ) 特用林産物

きのこは、菌床培地の基材となるオガ粉の安定供給とともに、地域の特性に応じた産地化・ブランド化に取り組み、販路の拡大を図る。また、木炭等は、原木の安定確保と需給体制の整備を推進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤整備や加工施設等の整備を推進する。

漁業者等に対して、各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発及び漁業後継者等の育成を図る。

水産物の流通・販売体制の強化を図るとともに加工品の開発や鮮度保持による高付加価値化を推進し、販路の確保・拡大に取り組む。

また、海域特性を生かした水産技術の開発・普及を推進する。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルー・ツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

持続的な生産活動が維持されるよう、ハマフエフキやスジアラ、シロクラベラ等を対象とした資源管理型漁業を継続して推進することにより水産資源の維持・増大を図る。

(イ) 海面養殖業

モズク、海ブドウ、ヤイトハタ、クルマエビ、シャコガイ類等の魚介類養殖を振興するため、漁家に対する技術指導、魚病防疫体制の整備を推進するとともに、流通・加工機能の強化を図る。

(重点振興品目)

【耕種】	さとうきび、パインアップル、水稻、葉たばこ、茶、 ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、すいか、とうがん、島ラッキョウ、 ばれいしょ、たまねぎ、 きく、ドラセナ類、アレカヤシ、モンステラ、洋ラン、観葉鉢物、切り葉、 トルコギキョウ、ヘリコニア、リアトリス、 温州みかん、中晩生かんきつ類(タンカン、天草)、シークワサー等 在来かんきつ、マンゴー、パッションフルーツ、アセローラ、アテモヤ、 かんしょ、薬用作物
【畜産】	豚、鶏、乳用牛、肉用牛
【林業】	木材、木炭、きのこ
【水産業】	クビレズタ(海ブドウ)、モズク、クルマエビ、ヤイトハタ、ソデイカ、 タカセガイ、ハマフエフキ、スジアラ、シロクラベラ、シャコガイ類

2 中部圏域 <都市化と調和した消費者ニーズに応える高付加価値型農林水産業の振興>

(1) 農林水産業の特徴

中部圏域の農業については、総農家数が県全体の14%で耕地面積が7%を占めており、さとうきび、野菜、きくなどの花き、かんきつ類、熱帯果樹、かんしょ、畜産等が行われている。特に、かんしょについては、地域の特産品として販売活動の強化により、生産拡大の気運が高まっている。

農業の品目別拠点産地については、さやいんげん、オクラ、にんじん、小ぎく、洋ラン、マンゴー、天草、びわ、かんしょ、薬用作物(グアバ)と14産地が拠点産地に認定され、生産振興に取り組んでいる。

本圏域は、農業用水源、かんがい施設、区画整理や農道等各種の生産基盤を整備してきた読谷村、うるま市等を中心に農林水産物直売所の設立や朝市の開催など都市地域に近い立地条件を生かした農林水産業の展開が十分に期待できる地域である。

また、農漁村は美しい景観及び独自の伝統文化等を生かし、農業や水産業と連携したグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなどの、生活体験等の体験・滞在型観光による活性化が期待される地域である。

森林は、戦後著しく荒廃したが、県民の緑化運動の展開と森林整備事業等の推進により、現在は回復傾向にある。しかしながら、十分に回復していない地域も多く存在していることから、県土保全上、重要な地域を中心に森林整備を行っている。

水産業は、主にパヤオ、ソデイカ、大型定置網漁業が行われており、また、モズクやヒトエグサ養殖が盛んで、県内の主産地となっている。

養殖魚介類の拠点産地については、北中城村のヒトエグサが認定されており、生産振興に取り組んでいる。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数	2,797戸	13.9	2015年農林業センサス (平成27年) (※北谷町を除く)
販売農家数	1,038戸	7.3	
主業農家数 [※]	378戸	7.6	
農業就業人口 [※]	1,674人	8.4	
耕地面積	2,627ha	6.8	耕地面積調査 (平成27年)
田	31ha	3.6	
畑	2,599ha	6.9	
林野面積	4,325ha	3.9	2015年農林業センサス (平成27年)
漁業経営体数	631経営体	24.1	2013年漁業センサス (平成25年)

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域における農業は、都市近郊であることから、環境対策に配慮しながら、立地条件等地域の特性を生かした経営を推進する。今後も農業用水源の確保、かんがい施設や区画整理等の各種生産基盤の整備・保全、気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及などを図り、さとうきびの生産振興や、花き、果樹、野菜等を中心に県外出荷など市場のニーズに対応した収益性の高い産地の育成を図る。

特に、きく、にんじん、かんしょ等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策等を実施するとともに、環境に配慮した耕種部門との連携、堆肥供給等資源循環システムの構築を進める。

また、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなど生活体験等の体験・滞在型観光の取組による地域活性化を促進する。

新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農地所有適格法人や農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の生産を図ることを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、にんじん等の県外出荷品目とトマト等の県内出荷品目の産地育成や農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(ウ) 花き

きくを中心に防風・防虫等ネット栽培施設や気候変動等に対応したハウス等の整備、新技術・新品種の普及を推進し、生産性の向上と高品質化を図る。また、きく、洋ラン等の拠点産地の形成・育成や流通・販売体制の強化を推進する。

(エ) 温帯果樹類

かんきつ類、びわについては、優良品種の普及および防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進により、生産・出荷期間の拡大を図る。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(オ) 熱帯果樹

栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウスの導入の推進、産地の集団化により、マンゴー等の生産の拡大に努め、拠点産地の形成・育成を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(カ) かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(キ) 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏など生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼育衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適正な管理、治山施設の整備及びきのこ、緑化木、木製品の生産を推進する。

また、松くい虫による被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、引き続き効果的・効率的な防除を図る。

(ア) 林産物

地域の特産化を図るため、ひらたけ等のきのこ類、緑化木及び県産材を活用した木製品の生産を推進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場や増養殖場等の生産基盤整備を推進し、モズク、ヒトエグサ等の海面養殖業の振興を図る。また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源

管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルー・ツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

パヤオ漁業の振興を図るとともに、沿岸魚介類の資源管理の取組を支援し、磯根資源の維持・増大に努める。また、中城湾・金武湾等本島東側海域ではシロクラベラ、ハマフエフキ等の資源管理導入を積極的に支援するとともに、海洋保護区の設定とブルー・ツーリズムの活動との連携による新たな海洋・観光・水産資源の創出に向けた取り組みを行う。

(イ) 海面養殖業

モズク、ヒトエグサ、クルマエビ、ヤイトハタ養殖業の振興を図るため、生産・流通が円滑に行われるよう、漁業者に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、流通・加工施設等の整備を支援する。

(重点振興品目)

【 耕 種 】	さとうきび、茶、 ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、にんじん、食用菊、 きく、洋ラン、観葉鉢物、切り葉、トルコギキョウ、 マンゴー、温州みかん、中晩生かんきつ類(タンカン、天草)、バナナ、 びわ、 かんしょ、薬用作物
【 畜 産 】	豚、乳用牛、肉用牛、鶏
【 林 業 】	きのこ
【 水 産 業 】	モズク、クビレズタ(海ブドウ)、ヒトエグサ(アーサ)、クルマエビ、 マグロ類、ヤイトハタ

3 南部圏域 <環境にやさしい産地づくりと島々の活性化を図る農林水産業の振興>

(1) 農林水産業の特徴

南部圏域の農業については、総農家数が県全体の29%で耕地面積が23%を占めており、さとうきび、都市近郊地域での葉菜類など野菜、花き、熱帯果樹、薬用作物、畜産等が行われている。

農業の品目別拠点産地については、野菜において、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、オクラ、レタス、ピーマン、トマト、にんじん、花きにおいて、輪ぎく、小ぎく、ストレリチア、果樹において、マンゴー、パパイア、パッションフルーツ、スターフルーツ、畜産においては肉用牛、その他にかんしょや薬用作物と32産地が拠点産地に認定され、生産振興に取り組んでいる。

本圏域では、県営かんがい排水事業カンジン地区や国営かんがい排水事業沖縄本島南部地区で整備された農業用水源の整備、かんがい施設、区画整理及び農道等各種の生産基盤の整備が実施されており、都市地域にも近い立地条件を生かした農林水産業の展開が十分に期待できる地域である。

また、離島を含む農山漁村地域は、豊かな自然景観や伝統文化等の魅力を生かし、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなど生活体験等の体験・滞在型観光の取り組みによる地域活性化が行われている。

森林は、戦後著しく荒廃したが、県民の緑化運動の展開と森林整備事業等の推進により、現在は回復傾向にある。しかしながら、荒廃原野も多く存在していることから、早期の解消と質の高い森林づくりに取り組んでいる。また、離島地域においては、防風・防潮機能の強化を図るため森林整備等を行っている。

水産業は、近海マグロ延縄漁業やパヤオ、ソデイカ漁業が盛んであり、県内の主産地となっているほか、東側海域及び離島を中心にモズク、クルマエビ養殖が行われている。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数	5,816戸	29.0	2015年農林業センサス (平成27年) (※渡嘉敷村を除く)
販売農家数	3,530戸	24.8	
主業農家数 [※]	1,353戸	27.2	
農業就業人口 [※]	5,321人	26.7	
耕地面積	8,710ha	22.6	耕地面積調査 (平成27年)
田	16ha	1.9	
畑	8,693ha	23.1	
林野面積	9,233ha	8.3	2015年農林業センサス (平成27年)
漁業経営体数	787経営体	30.1	2013年漁業センサス (平成25年)

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域における農業は、野菜、熱帯果樹等消費者ニーズに対応した収益性の高い作物の生産振興に取り組んできており、豚、さとうきびを筆頭に、乳用牛、きく、肉用牛、採卵鶏、洋ラン、ゴーヤー、さやいんげん、葉たばこ等が盛んである。これらの品目を柱としながら、拠点産地を中心とした産地の拡大を進める。

特に、きく、ゴーヤー、さやいんげん、マンゴー、かんしょ、薬用作物など重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化・育成により、生産拡大とブランド化を推進する。

さとうきび、豚、肉用牛、乳用牛などの安定的な振興を図っていく品目については、畜産と耕種部門との有機的結合に努め、環境に配慮した資源循環型システムの導入や地域農業の複合化を推進する。また、天敵を利用した減農薬栽培等の拡大を通じ、環境に配慮した生産・供給体制を図る。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策等を実施する。

さらに、新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

本圏域の農業振興を図るため、湧水や雨水の利用など地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備・保全を推進する。

また、地域特有の魅力ある自然・景観、伝統・文化等の保全整備・拠点整備を通じて、都市と農村の交流を図るとともに、農業と連携したグリーン・ツーリズムなど生活体験等の体験・滞在型観光を促進する。

周辺離島の久米島町においては、さとうきびを中心にきく、ゴーヤー、かぼちゃ、かんしょ、肉用牛等の生産振興を図る。

南大東村及び北大東村については、さとうきびを中心に、かぼちゃ、ばれいしょ等の振興を図る。

粟国村においては、さとうきびを中心に、肉用牛等の振興を図るとともに、有機農業を推進する。

渡嘉敷村においては、水稻等の振興を図る。

渡名喜村及び座間味村においては、もちきび、島ニンジン等の振興を図る。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖普及、土づくり等により、生産性及び品質の向上を図る。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、遊休化した農地を利用した担い手の経営規模の拡大、農地所有適格法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対

策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ等の生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成に努める。加えて、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

また、県産野菜の自給率を高めるため、夏秋期における生産拡大を図るとともに生物的防除を取り入れた減農薬栽培等による高付加価値化及び契約栽培の導入等を推進する。

(ウ) 花き

防風・防虫等ネット栽培施設や気候変動等に対応したハウス等の整備及び新技術・新品種の普及を促進し、出荷体系の効率化を図り、きくやストレリチア、トルコギキョウ等を中心とした拠点産地の形成・育成に努める。また、出荷の周年化や流通・販売体制の強化を推進する。

(エ) 熱帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウス及び農業用機械等の導入などを推進し、産地の集団化により、マンゴー、パッションフルーツ等の生産の拡大を図り、拠点産地の形成・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(オ) かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(カ) 薬用作物

薬用作物の栽培技術の向上を図り、拠点産地の形成・育成に努める。

(キ) 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏など生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼養衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

特に、離島については、自給飼料基盤に立脚した肉用牛経営を推進する。

イ 森林・林業

本圏域の森林は、県土の保全・形成上重要であることから多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適切な管理、防風・防潮林の造成及び治山施設の整備並びに災害に強い森林づくりを推進する。

また、消費・流通の拠点地域であることから、林産物をPRし、きのこ、県産材を活用した木製品等の生産を促進する。

さらに、松くい虫被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、引き続き効果的・効率的な防除を図る。

(ア) 林産物

地域の特産化を図るため、くろあわびたけ・きくらげ等のきのこ、竹炭、及び学童机などの木製品の生産を促進するほか、木質バイオマスの利活用を促進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場、増養殖場の生産基盤整備を推進する。また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組み、水産物流通拠点である糸満市等において高度衛生管理型荷捌施設や加工施設等の整備を図るとともに、大消費地を背後に控えた泊漁港の再開発を推進する。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、離島を中心に体験漁業等ブルー・ツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

漁船漁業の振興を図るための漁場開発や技術指導を行うとともに、マチ類の資源管理やマグロ類、カジキ類、ソデイカの流通及び消費拡大に努める。

(イ) 海面養殖業

モズク、クルマエビ、クビレズタ等の養殖業の生産・流通が円滑に行われるよう、漁業者に対する技術指導、系統団体の指導を強化する。

(重点振興品目)

- | | |
|-----------|---|
| 【 耕 種 】 | さとうきび、
ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、オクラ、レタス、ピーマン、トマト、
にんじん、ハーブ類、
きく、ストレリチア、洋ラン、トルコギキョウ、観葉植物、
マンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、
スターフルーツ、アセローラ、
かんしょ、薬用作物 |
| 【 畜 産 】 | 豚、乳用牛、鶏、肉用牛 |
| 【 林 業 】 | きのこ |
| 【 水 産 業 】 | クルマエビ、モズク、クビレズタ(海ブドウ)、マグロ類、カジキ類、
ソデイカ、マチ類、ハマフエフキ |

4 宮古圏域 <島の特性を生かした土地利用型作物及び園芸作物の生産拡大で島おこしを図る 農林水産業の振興>

(1) 農林水産業の特徴

宮古圏域の農業については、総農家数が県全体の27%で耕地面積が30%を占めており、さとうきびを中心に、野菜、マンゴーなどの熱帯果樹、葉たばこ、薬用作物、肉用牛を主とする畜産が行われている。

農業の品目別拠点産地については、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん、オクラ、マンゴー、肉用牛等の9産地が拠点産地として認定され、生産振興に取り組んでいる。また、近年、マンゴー及びドラゴンフルーツ等の熱帯果樹の増加やかんしょの生産拡大の気運が高まるなど、宮古産ブランドとして産地化を進めている。

このため、国営かんがい排水事業宮古伊良部地区をはじめとして、かんがい施設や区画整理・農地防風施設等各種の生産基盤整備が実施されており、今後、さとうきびや肉用牛を中心に露地・施設園芸作物等の生産拡大及び充実が期待されている。

また、本圏域は美しい海浜景観に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムを通じた農林水産業の振興が期待される地域である。

森林については、森林の有する多面的機能を発揮するため、特に木材生産や水源かん養を目的に森林の整備を行っている。

水産業は、地域特性を生かしたパヤオ漁業、カツオ一本釣漁業、追込網漁業及びモズク養殖など多種多様な漁業が行われている。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数	5,345戸	26.7	2015年農林業センサス (平成27年)
販売農家数	4,967戸	34.9	
主業農家数	1,336戸	26.9	
農業就業人口	6,173人	31.0	
耕地面積	11,783ha	30.5	耕地面積調査 (平成27年)
田	— ha	—	
畑	11,783ha	31.3	
林野面積	3,845ha	3.5	2015年農林業センサス (平成27年)
漁業経営体数	329経営体	12.6	2013年漁業センサス (平成25年)

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域における農業は、地下ダム等生産基盤整備の進展、東京直行便等の航空輸送整備が進んでいることから、さとうきび、肉用牛、葉たばこなどの生産振興と併せて、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん等の野菜、マンゴー等熱帯果樹の振興を推進する。

特に、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん、マンゴー等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化を図る。また、その他品目の生産振興により産地化を進め、生産拡大とブランド化を図る。

このため、農業用水源(地下ダム等)の整備と一体となった末端農地におけるかんがい施設の整備・保全や区画整理等を推進する。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策等を実施する。

新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、近年、観光・リゾート地域としての知名度が高いことから、観光業と連携した地域活性化に努めるとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の伊良部島及び多良間村においては、さとうきび、葉たばこ、野菜等の生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。また、多良間村においては、山羊を活性化品目として位置づけ推進する。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖・普及、株出栽培体系の推進、葉たばこやかぼちゃ、かんしょとの輪作体系の確立等により生産性及び品質の向上を図る。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農地所有適格法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、とうがん、オクラ等の拠点産地の形成を充実・強化し、生産性及び品質の向上を図る。

また、地産地消を推進するため、たまねぎ等県内出荷が可能な品目についても生産振興を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(ウ) 熱帯果樹

優良品種・新規品目の導入、栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウス及び農業用機械等の導入を進めるとともに、マンゴー等の熱帯果樹の生産を拡大し、拠点産地の形成や育成に努める。

また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(エ) 花き

きく等の安定生産や品質向上、流通・販売対策の強化を図り、生産拡大に努める。

(オ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(カ) 薬用作物

薬用作物の生産技術の向上を図り、産地形成を図る。

(キ) 畜産

肉用牛については、自給飼料の確保や優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上に努めるとともに畜舎整備等の生産基盤の強化により生産振興を図る。さらに、耕種部門との連携による複合経営を推進する。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適切な管理、防風・防潮林の造成及び治山施設の整備並びに森林整備事業を推進する。

また、当該地域では台風被害による森林の機能回復を図るため地域住民を主体とした植栽・保育活動を行っており、今後とも官民一体となった森林づくりを推進する。

(フ) 特用林産物

きのこの等の安定供給による地域特産化に取り組み、販路の拡大を図る。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤整備を推進する。

また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して、各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

また、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルー・ツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

多様な漁船漁業の維持・振興を図るための技術指導等を行うとともに、生産基盤の整備等を行う。

また、パヤオを利用したマグロやカツオ等の生産拡大を図るため、流通・販売対策の取り組みを支援する。

(イ) 海面養殖業

モズク、クルマエビ等の養殖の振興を図るため、生産・流通が円滑に行われるよう、生産漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、地域で生産される海藻類や魚介類の流通・加工施設等の整備を支援する。

(重点振興品目)

- | | |
|-----------|---|
| 【 耕 種 】 | さとうきび、葉たばこ、
ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、オクラ、とうがん、メロン、たまねぎ、
マンゴー、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、
かんしょ、薬用作物 |
| 【 畜 産 】 | 肉用牛 |
| 【 林 業 】 | きのこ |
| 【 水 産 業 】 | モズク、クビレズタ(海ブドウ)、ヒトエグサ(アーサ)、キリンサイ類、
クルマエビ、マグロ類、カツオ、タカサゴ類、シャコガイ類 |

5 八重山圏域 <世界に誇れる日本最南端の優れた自然と農林水産業の共生>

(1) 農林水産業の特徴

八重山圏域の農業については、総農家数が県全体の6%で耕地面積が21%を占めており、地域特性を生かし、さとうきび、水稻、パインアップル等が栽培されるとともに、特に肉用牛については本県一の産地となっている。また、観光客等のニーズに応え、マンゴー、パインアップル等の熱帯果樹生産が伸びており、平成25年から供用された新空港の開港に伴い、更なる進展が期待されている。

農業の品目別拠点産地については、かぼちゃ、オクラ、ヘリコニア、レッドジンジャー、パインアップル(生食用)、薬用作物(ボタンボウフウ)、肉用牛の9産地が拠点産地として認定されており、生産振興に取り組んでいる。

特に、おきなわブランドの戦略品目である肉用牛において、子牛生産の他に石垣牛等の肥育牛の生産も展開されており、生産の拡大及びブランド化に向けた取り組みが行われている。

石垣島においては、国営かんがい排水事業石垣島地区が着工し、既存水源(5ダム)を総合運用することで農業用水の再編を行い、新たに石垣島北部及び西部の農地への農業用水の確保をはじめ、農業用ダムを活用したかんがい施設や区画整理及び農地防風施設等各種の生産基盤の整備が展開されており、肉用牛やさとうきびを中心に、安定的に確保された農業用水を活用したマンゴー等の熱帯果樹、熱帯性花き、野菜等特色ある農業生産が展開されている。

森林については、森林の有する多面的機能を発揮するため、特に木材生産や水源かん養を目的に森林の整備を行っている。

水産業は、恵まれた海域条件を生かした一本釣り、潜水器漁業、パヤオ漁業、近海まぐろ延縄漁業等が行われており、また、クルマエビやモズク等養殖も生産を伸ばしてきている。

また、本圏域は自然に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルー・ツーリズムを通じた地域活性化が期待される地域である。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数	1,249戸	6.2	2015年農林業センサス (平成27年)
販売農家数	1,172戸	8.2	
主業農家数	471戸	9.5	
農業就業人口	1,582人	7.9	
耕地面積	7,986ha	20.7	耕地面積調査 (平成27年)
田	493ha	58.0	
畑	7,501ha	19.9	
林野面積	40,857ha	36.7	2015年農林業センサス (平成27年)
漁業経営体数	265経営体	10.1	2013年漁業センサス (平成25年)

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域の農業は、亜熱帯気候特有の自然条件を生かし、地形、土壌、気温等に適応した品目が生産されている。その中でも肉用牛を筆頭に、さとうきび、葉たばこ、水稲、パインアップル、豚、マンゴー、花きなどが盛んである。それ以外の野菜、熱帯果樹、薬用作物、畜産等についても多様な品目で展開しており、おきなわブランドの育成を図り、農家経営の安定に資するためには品目の選択と集中による拠点産地を形成し生産振興を推進する。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策等を実施する。

また、かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、既設施設の再編・更新を図り、農業用水の有効活用等を促進する。さらに、台風等気象災害から農作物被害を防ぐための防風林整備や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷の低減を図る。さとうきび、パインアップル、水稲などについては、生産性及び品質の向上に努め、肉用牛、野菜、花き、果樹などについてはブランド化を推進する。

さらに、新規就農者等の育成については、経営資源の提供や研修の開催、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、観光リゾート地域としての特性を生かし、これら観光施設への供給等域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進を図るとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズムを促進する。

周辺離島の竹富町の西表島においては、さとうきび、パインアップル、熱帯果樹、かぼちゃ、水稲等を中心に生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

波照間島については、さとうきびを中心に肉用牛、モチキビ等、小浜島については、さとうきびを中心に肉用牛等、黒島については、肉用牛の振興を図る。

与那国町については、さとうきび、水稲、肉用牛、薬用作物の生産を振興し、経営の複合化を促進する。

(ア) さとうきび

生産性及び品質を向上させるために、優良品種の増殖普及や適期栽培管理、株出栽培体系の推進、有機物の施用や緑肥作物の栽培、防風・防潮林の普及啓発等を図るとともに、肉用牛との複合化や葉たばこ・野菜等との輪作体系を推進していく。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農地所有適格法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、かぼちゃ、オクラ、ゴーヤー、さやいんげん等の安定生産に努めるとともに、土づくり、防風対策、販売対策の強化により生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成を推進する。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

(ウ) パインアップル

パインアップル栽培に適した酸性の国頭マージ土壤の地域では、生食用品種を中心に生産が行われおり、観光産業へも大きく貢献している。

今後とも生食用優良品種の導入及び開花処理技術の組み合わせによる出荷期間の拡大、農業用機械等の導入等により生産性及び商品価値の向上を図るとともに、生食用果実の生産拡大を推進する。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

(エ) 熱帯果樹

マンゴーについては、優良品種の導入、栽培技術の改善、気候変動等に対応したハウスの導入などを図る。観光産業へも大きく貢献しているマンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、バナナ等の安定生産及び品質向上を目指し、拠点産地の形成・育成に努める。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

(オ) 花き

防風・防虫等ネット栽培施設や気候変動等に対応したハウス等の整備、新技術の普及を推進し、レッドジンジャー、ヘリコニア等熱帯花き拠点産地としての周年安定出荷体制の確立、ブランド化の推進に努めるとともに、切り葉等の生産拡大を図り、流通・販売対策の強化を推進する。

(カ) 水稻

栽培技術及び病虫害防除技術の向上等により安定的な生産を図る。さらに、消費者ニーズに対応して環境に配慮した米づくりを推進するとともに、生産コストの低減を図り、所得の向上に努める。

(キ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(ク) 畜産

肉用牛については、ブランド化の推進、自給飼料基盤の整備、優良種畜の導入・育成、

放牧地高度利用の推進及び飼養衛生管理技術の改善等により、供給基地としての産地形成を推進する。さらに、生産基盤強化のため畜舎の整備等を行う。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進し、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため、堆肥センターの活用を推進するとともに、地力の維持増進を図り、飼料自給率の向上に努める。

イ 森林・林業

水源地域においては、水源のかん養を図るための森林の整備及び保全を推進するとともに、その保全のために保安林の計画的な指定や適切な管理、治山施設の整備を行う。

貴重な動植物が生息・生育する森林については、適正な保全を図りつつ、森林環境教育や保健・休養及び森林ツーリズムの場として森林の整備を推進する。

さらに、森林・林業に精通したガイドの養成等を図り、森林ツーリズムを推進する。

また、木材の生産を重視すべき区域においては、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、森林組合等林業事業者の支援を行う。

(ア) 林産物

リュウキュウマツ等の計画的な生産及び収穫伐採体制を確立するため、効率的な伐採技術の確立、及び流通・販売体制を強化する。また、木炭等の生産拡大に努める。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤を整備し、生産体制を強化する。

また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルー・ツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

持続的な生産活動が維持されるよう、研究機関と連携したハタ類、マチ類等の資源管理を推進する。また、マグロやソデイカ、シャコガイ類等の生産拡大を図るため、流通・販売対策の取り組みを支援する。さらに、海洋保護区の設定とブルー・ツーリズムとの連携による新たな海洋・観光・水産資源の創出に向けた取り組みを行う。

(イ) 海面養殖業

登野城魚類養殖場を拠点とするハタ類の魚類養殖やシャコガイ類、クルマエビ、モズク

等の生産拡大を図るため、漁業者に対する技術指導や魚病防疫体制を整備するとともに、流通の機能強化を図る。

(重点振興品目)

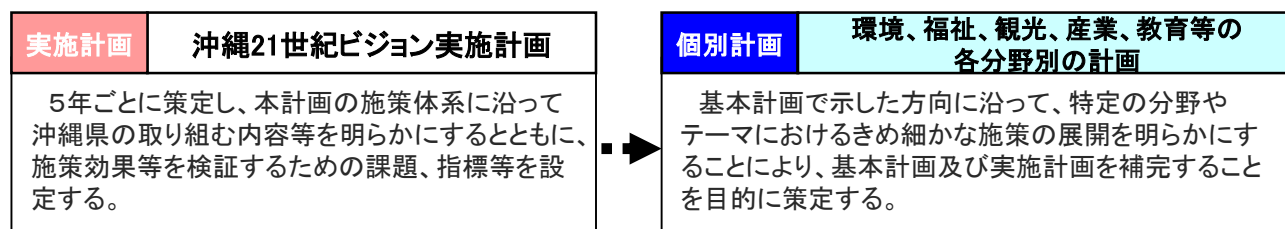
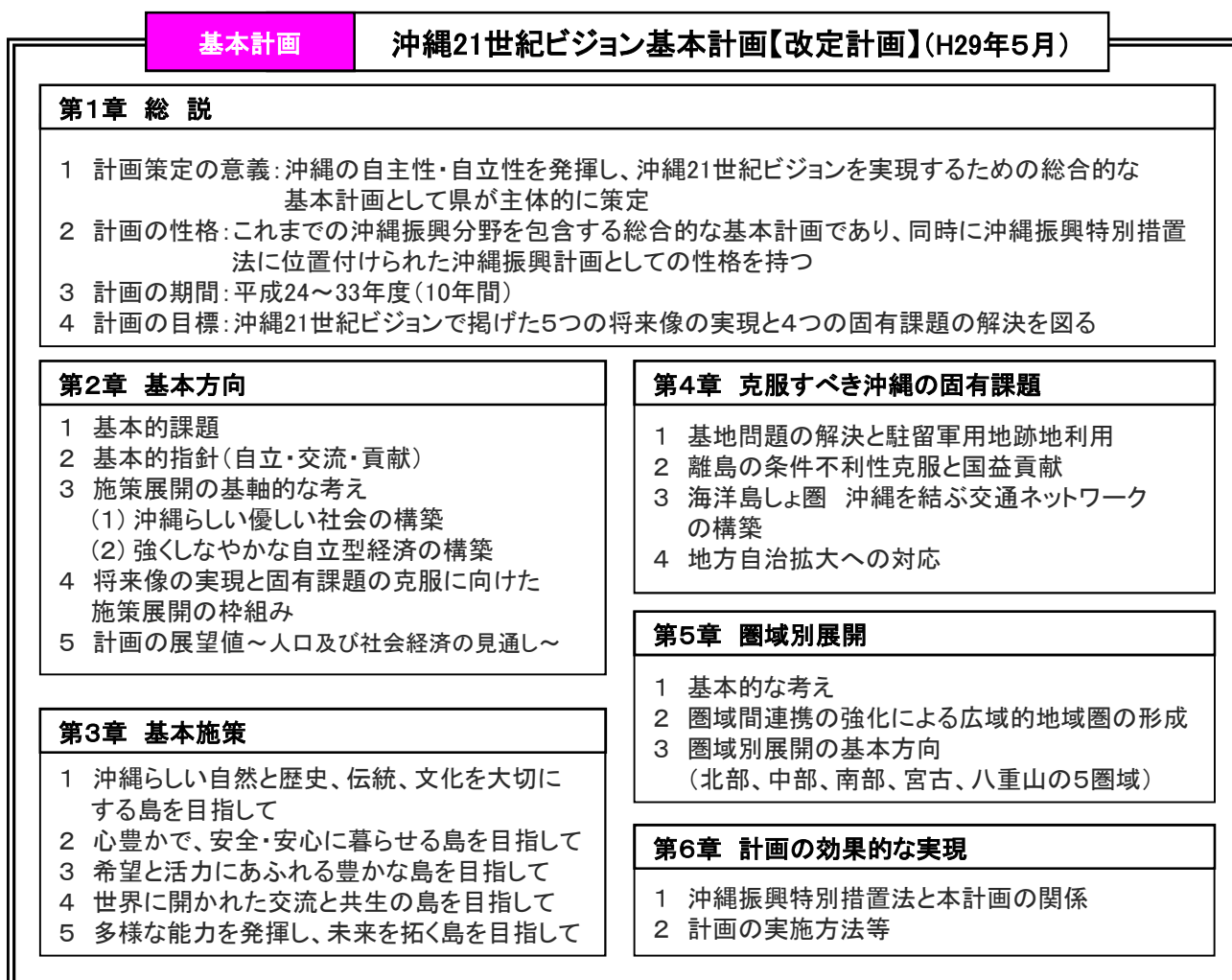
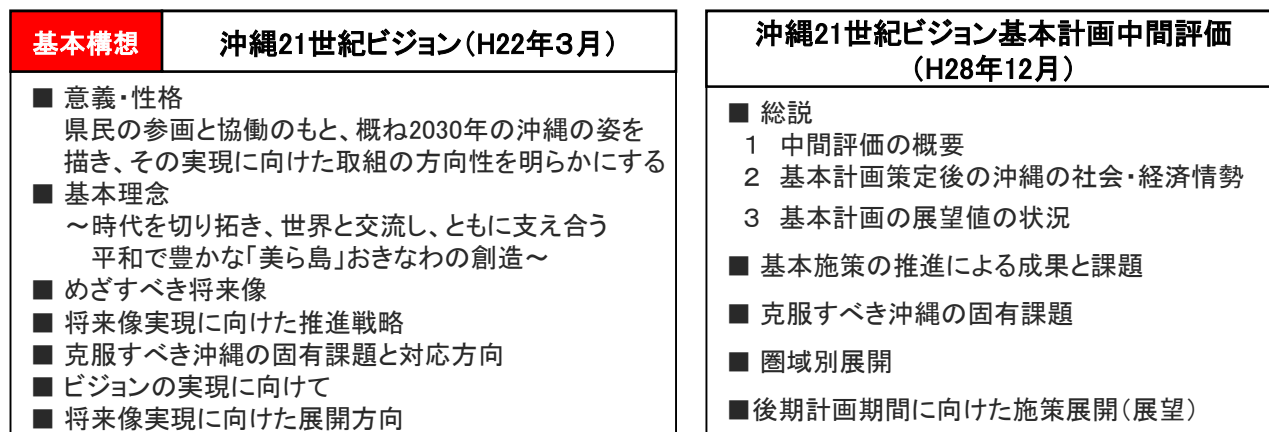
- | | |
|-----------|--|
| 【 耕 種 】 | さとうきび、水稻、葉たばこ、
かぼちゃ、オクラ、ゴーヤー、さやいんげん、
レットジンジャー、ヘリコニア、切り葉、
パインアップル(生食用)、マンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、
かんしょ、薬用作物 |
| 【 畜 産 】 | 肉用牛 |
| 【 林 業 】 | 木材、木炭 |
| 【 水 産 業 】 | クルマエビ、モズク、マグロ類、カジキ類、ソデイカ、ヤイトハタ、
シャコガイ類、タカセガイ、マチ類、フエフキダイ類 |

【 参考資料 】

目 次

1	基本構想、基本計画、実施計画等の全体構成	…	1
2	計画の効果的な実現	…	2
3	「沖縄21世紀農林水産業振興計画」策定の経緯	…	3
4	沖縄県振興審議会委員名簿及び沖縄県農政審議会委員名簿	…	4
5	「沖縄21世紀農林水産業振興計画(後期)」の概要	…	6
6	主な農林水産分野の個別計画等一覧	…	9
7	用語解説	…	10

1 構想、基本計画、実施計画等の全体構成



2 計画の効果的な実現

本項では、沖縄21世紀ビジョン基本計画や実施計画との関係、計画の進捗管理、効率的で効果的な推進など、計画の実現に向けた基本姿勢を示します。

1 沖縄21世紀ビジョン基本計画及び同実施計画と本計画の関係について

沖縄21世紀ビジョン基本計画は、沖縄21世紀ビジョンで県民とともに描いた将来像の実現を目指し、県が主体的に策定した計画であります。同基本計画に掲げる施策の展開を強く後押しする法律として、沖縄振興特別措置法が改正されており、同法では、内閣総理大臣が定めた沖縄振興基本方針に基づき県知事が策定する沖縄振興計画として本計画を位置付け、計画の策定主体を国から県に移行しているほか、沖縄県が自主的な選択に基づき活用できる新たな交付金制度も創設され、沖縄の主体性の更なる発揮ときめ細かな施策展開を可能としています。

また、沖縄21世紀ビジョン実施計画は、基本計画の着実な推進を図るため、計画に位置付けた基本施策を具体化する計画であります。同実施計画は5年ごとに策定し、本計画の施策体系に沿って沖縄県の取り組む内容等を明らかにするとともに、施策効果等を検証するための課題、指標等を設定しています。

さらに、特定の分野における施策展開等を明らかにする個別計画については、同基本計画で示す基本方向や基本施策に沿って策定し、ここに「沖縄21世紀農林水産業振興計画」を策定しています。

2 計画の進捗管理等

県内及び国内、海外の経済情勢の変化等に伴い、県内農林水産業もその時代変化に的確に対応し、沖縄21世紀ビジョン基本計画の実現を確かなものとするためには、施策の進捗状況や効果を随時検証し、必要に応じて計画の改定を行う必要があります。

このことを念頭におき、計画で設定した指標の達成状況を中心に、施策等の点検・評価を実施し、その結果に基づき計画の見直し・改善を行います。

このような企画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAサイクルを適切に活用し、計画の効果的な推進を図ります。

3 「沖縄21世紀農林水産業振興計画」策定の経緯

【平成22年】

- 3月31日 「沖縄21世紀ビジョン」を決定
- 4月21日 「沖縄振興計画等総点検報告書」を決定

【平成23年】

- 7月28日 「新たな計画の基本的考え方」を決定

【平成24年】

- 5月11日 内閣総理大臣が「沖縄振興基本方針」を決定
- 5月15日 「沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)」を決定 (※沖縄復帰40周年)
沖縄振興特別措置法第4条第5項に基づき同計画を内閣総理大臣へ提出
- 5月24日 沖縄振興特別措置法第4条第8項に基づき同計画に対し変更を求めない旨、
内閣総理大臣から県知事へ通知
- 9月13日 「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を決定
- 12月26日 沖縄県農政審議会「沖縄県農林水産業振興計画(仮称)(案)」を諮問

【平成25年】

- 2月22日 沖縄県農政審議会による「沖縄県農林水産業振興計画(仮称)(案)」の答申
- 3月1日 「沖縄21世紀農林水産業振興計画(前期)」を決定

【平成27年】

- 5月11日 「沖縄21世紀ビジョン基本計画の中間評価及び沖縄21世紀ビジョン実施計画の
評価・点検実施方針」を決定

【平成28年】

- 12月22日 「沖縄21世紀ビジョン基本計画中間評価」を決定

【平成29年】

- 1月17日 沖縄県農政審議会「沖縄21世紀農林水産業振興計画改定(案)」を諮問
第1回沖縄県農政審議会にて審議
- 2月15日 第2回沖縄県農政審議会にて審議
- 3月15日 第3回沖縄県農政審議会にて審議
- 4月6日 沖縄県振興審議会による「沖縄21世紀ビジョン基本計画改定(案)」の答申
- 5月15日 「沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)」を決定 (※沖縄復帰45周年)
沖縄振興特別措置法第4条第9項の規定により準用する同条第5項の規定に
より改定計画を内閣総理大臣へ提出
- 5月16日 沖縄県農政審議会による「沖縄21世紀農林水産業振興計画改定(案)」の答申
- 5月31日 「沖縄21世紀農林水産業振興計画(後期)」を決定

沖縄21世紀農林水産業振興計画改定(案)に対する県民、市町村、団体からの意見募集状況

- 平成29年1月31日～3月3日 県民等から意見募集を実施(ホームページ等)
- 1月23日～2月15日 市町村、団体への意見照会を実施

提出された意見数

合計:33件 県民意見:0件 市町村意見:2市(2件) 団体意見:6団体(31件)

4 沖縄県振興審議会委員名簿及び沖縄県農政審議会委員名簿

(1) 沖縄県振興審議会 (役職等は在職時、◎印=会長、○印=副会長)

氏名	役職等	備考
◎ 大城 肇	琉球大学 学長	
○ 安里 昌利	(一社)沖縄県経営者協会 会長	
名嘉座 元一	沖縄国際大学 教授	離島過疎地域振興部会 部会長
富川 盛武	沖縄国際大学 名誉教授	
大城 郁寛	琉球大学 教授	総合部会 部会長
内藤 重之	琉球大学 教授	農林水産業振興部会 部会長
宮城 邦治	沖縄国際大学 名誉教授	環境部会 部会長
大島 順子	琉球大学 准教授	
山城 眞紀子	沖縄キリスト教短期大学 特任教授	
小川 寿美子	名桜大学 教授	
山入端 津由	沖縄国際大学 教授	
前津 榮健	沖縄国際大学 学長	学術・人づくり部会 部会長
宮良 信詳	琉球大学 名誉教授	
喜友名 朝孝	沖縄伝統空手道振興会 理事長	
有住 康則	琉球大学 教授	基盤整備部会 部会長
池宮城 秀正	明治大学 教授	
名城 徹	アジアビジネスコンサルタント 代表	
玉栄 章宏	(有)きらら総合企画 取締役社長	
饒波 正博	日本赤十字社沖縄赤十字病院 脳神経外科部長	
大嶺 満	沖縄経済同友会 代表幹事	
石原 地江	沖縄県中小企業家同友会 副代表理事	
石嶺 伝一郎	沖縄県商工会議所連合会 会長	
當山 憲一	沖縄県商工会連合会 会長	
呉屋 守章	(公社)沖縄県工業連合会 会長	産業振興部会 部会長
津波古 勝三	沖縄県中小企業団体中央会 会長	
平良 美恵子	沖縄県伝統工芸団体協議会 副会長	
根路銘 勇	(公社)沖縄県情報産業協会 会長	
大城 紀夫	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 会長	
玉城 義昭	(一社)沖縄県銀行協会 会長	
具志堅 忠昭	沖縄振興開発金融公庫 理事	
平良 朝敬	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー 会長	
宮里 一郎	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長	
砂川 博紀	沖縄県農業協同組合中央会 会長	
上原 亀一	沖縄県漁業協同組合連合会 代表理事会長	
安里 哲好	(一社)沖縄県医師会 会長	福祉保健部会 副部会長
比嘉 良喬	(一社)沖縄県歯科医師会 会長	
仲座 明美	(公社)沖縄県看護協会 会長	
瑞慶覧 長行	(公社)沖縄県体育協会 副会長	
湧川 昌秀	(福)沖縄県社会福祉協議会 会長	福祉保健部会 部会長
池原 トモ子	(一社)沖縄県婦人連合会 副会長	
新城 洋子	(公財)おきなわ女性財団 理事長	
照喜名 朝一	(一社)沖縄県芸能関連協議会 会長	
平田 大一	(公財)沖縄県文化振興会 理事長	観光・交流産業部会 部会長
比嘉 森廣	(一社)沖縄県建設業協会 副会長	
眞喜志 康明	(一社)沖縄県軍用地等地主会連合会 会長	
古謝 景春	沖縄県市長会 会長	
高良 文雄	沖縄県町村会 会長	
翁長 俊英	沖縄県市議会議長会 会長	
德里 直樹	沖縄県町村議会議長会 会長	

(2) 沖縄県振興審議会 農林水産業振興部会

(役職等は在職時、◎印＝部会長、○印＝副部会長)

	氏名	役職等
◎	内藤 重之	琉球大学 教授
○	仲宗根 良和	沖縄県農業協同組合中央会 専務理事
	芝 正己	琉球大学 教授
	立原 一憲	琉球大学 准教授
	普天間 朝重	沖縄県農業協同組合 代表理事専務
	仲宗根 悦子	沖縄県農業協同組合女性部 会長
	具志 純子	沖縄県生活協同組合連合会 会長理事
	伊禮 輝夫	沖縄県中央卸売市場協会 会長
	上原 亀一	沖縄県漁業協同組合連合会 代表理事会長

(3) 沖縄県農政審議会

(役職等は在職時、◎印＝会長、○印＝副会長)

	氏名	役職等	備考
◎	砂川 博紀	沖縄県農業協同組合中央会 会長	
	大城 勉	沖縄県農業協同組合 代表理事理事長	
	當眞 淳	沖縄県土地改良事業団体連合会 理事	
○	護得久 友子	沖縄振興審議会 委員	
	波平 エリ子	沖縄大学 非常勤講師	
	高良 文雄	沖縄県町村会 会長	
	下地 敏彦	沖縄県市長会 副会長	
	上地 成子	食育コーディネーター	
	仲宗根 悦子	沖縄県農業協同組合女性部 会長	
	具志 純子	沖縄県生活協同組合連合会 会長理事	
	入口 淳一	沖縄県農業士等連絡協議会 会長	
	平良 菊	沖縄県婦人連合会 会長	
	知念 宏彦	日本分蜜糖工業会 副会長	
	安村 勇	沖縄県黒砂糖協同組合 副理事長	
	上江洲 智一	日本分蜜糖工業会 会長	H27年2月 ～H29年2月
	西村 憲	沖縄県黒砂糖協同組合 代表理事	H27年2月 ～H29年2月
※沖縄県農政審議会専門委員			
	村山 盛一	琉球大学 名誉教授	
	内藤 重之	琉球大学 教授	

5 「沖縄21世紀農林水産業振興計画(後期)」の概要

1 「沖縄21世紀農林水産業振興計画(後期)」の基本方針

(1) 前期計画の評価を踏まえた対応

おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、農林水産物の安全・安心の確立、担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化、農林水産技術の開発・普及、亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備、フロンティア型農林水産業の振興の7つの施策を掲げ、計画達成に向けた取組を推進する必要がある。

(2) 前期計画策定後の状況の変化

- ① 県内の農林漁業就業者の高齢化、減少が一層進行している。また、高齢化に伴い離農する農家等から、新規就農者や担い手農家などへの農地の円滑な利用集積が課題となっており、農地中間管理機構の整備・活用や、耕作放棄地対策の強化が求められている。
- ② 国による沖縄振興特別推進交付金の創設に伴う沖縄振興予算の拡充や、県では今後の沖縄とアジア地域の経済交流、産業振興に向けた基本指針となる沖縄県アジア経済戦略構想を策定した。
- ③ 国において新たな「食料・農業・農村基本計画」等が策定や、TPP協定承認案及び関連法案の決定、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定した。
- ④ 東日本大震災を契機とした「国土強靱化基本計画」等に基づく、防災・減災対策が強化されている。
- ⑤ 国外では、TPP協定の大筋合意やその後の新たな動き、アジア諸国の更なる経済発展が見込まれている。

(3) 後期計画策定にあたっての基本方針

農林水産業・農山漁村の現状、基本的課題及び目指すべき振興の基本方向等を踏まえ、7つの柱を基本に、食料の安定供給、産業振興及び多面的機能の発揮に向けた各種事業を推進するとともに、本県特有の不利性解消のための条件整備等による「持続的農林水産業の振興」を図る。また、6次産業化の促進等による新産業創出、他産業との連携・強化、アジアなど海外への展開、環境との調和等による「フロンティア型農林水産業の振興」を図るため、

- 台風災害等の地域状況に応じた自然災害に強い農林水産業の推進
- 新規就農から経営感覚に優れた担い手の育成・確保の施策の強化・拡充
- 亜熱帯特性等を生かした農林水産業基盤整備、施設等の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理等を推進
- 6次産業化等による新産業創出や付加価値の高い農林水産業の推進などに取り組む。

(4)計画期間

計画期間は、平成24年度から平成33年度まで10年間とし、

前期：平成24年度から平成28年度までの5年間

後期：平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

(5)計画目標

「持続的農林水産業の振興」及び「フロンティア型農林水産業の振興」を目標とする。

2 前期計画からの主な継続内容及び変更内容

○第1章 計画策定の基本的考え方

・情勢の変化及び実績等を踏まえた記述とした。

○第2章 農林水産業振興の方針

・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び同実施計画を踏まえて、前期計画の7つの柱である施策と「目標とする姿」、「成果指標」は継続する。

・「成果指標」については、施策事業の効果がより明確になる場合に限り指標を変更するものとした。なお、取組が順調な場合は上方値へ変更した。また、基本的に「成果指標」は下方値へ変更しないが、国の計画等との整合性を図る必要がある場合は変更するものとした。

○第3章 施策・事業の展開

- ① おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化については、引き続き、「拠点産地の形成」、「新技術・新品種の普及」等に取り組むとともに、我が国が参加する国際的な経済連携協定等の動向も注視しつつ、「農林水産物の安定供給」の体制強化に取り組む。

- ② 流通・販売・加工対策の強化については、引き続き、島しょ県の流通条件の不利性低減や卸売市場の再編・強化、農林水産物の戦略的な販路拡大等に取り組む。
- ③ 農林水産物の安全・安心の確立については、引き続き、食品表示法に基づき食品表示の適正化、農業生産工程管理(GAP)手法の推進、鳥獣害対策の推進、口蹄疫等の特定家畜伝染病に対する危機管理体制の強化、赤土等の流出防止対策の推進等に取り組む。
- ④ 担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化については、地域の人と農地の課題解決のための「人・農地プラン」の策定や新規就農から経営安定化まで一貫して支援するとともに、引き続き、認定農業者及び農業生産法人等を育成・確保、共済制度の推進を支援する。
- ⑤ 農林水産技術の開発・普及については、引き続き、農林水産業の研究・技術開発を推進するとともに、知的財産の保護や活用を図り、国際交流による人的交流・技術交流等を展開する。また、研究機関で開発された新技術等の普及や産地・地域の課題に向け取り組む。
- ⑥ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備については、亜熱帯特性等を生かした農林水産業基盤整備、施設等の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理等を推進する。また、離島における効率的かつ安定的な生産に向けた基盤整備に取り組む。
- ⑦ フロンティア型農林水産業の振興については、引き続き、6次産業化等による新産業創出や付加価値の高い農林水産業の推進、農山漁村における地域資源を活用した「多面的機能を生かした農山漁村の活性化」、アジアなど海外への展開、特色ある離島力を生かした振興に取り組む。

○第4章 地域特性を生かした圏域別振興方向

・品目毎の生産状況や農家数、拠点産地の取組状況など情勢の変化及び実績等を踏まえた記述とした。

6 主な農林水産分野の個別計画等一覧

沖縄県の総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に沿って、農林水産分野におけるきめ細かな施策・事業の展開を図り、同基本計画及び同実施計画を補完する主な個別計画・指針等は次のとおりです。

第3章 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して【将来像Ⅱ】

沖縄県農業・農村男女共同参画プラン	H25～29
-------------------	--------

第3章 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して【将来像Ⅲ】

沖縄21世紀農林水産業振興計画(後期)	H29～33
沖縄県果樹農業振興計画	H28～37
さとうきび増産計画	H28～37
沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画	H27～37
沖縄県食肉流通合理化計画	H23～32
沖縄県家畜流通合理化計	H23～32
沖縄県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画	H23～32
沖縄県卸売市場整備計画	H28～32
沖縄県地産地消推進計画	H26～30
人と環境にやさしいおきなわ農業推進プラン	H28～32
沖縄県家畜排せつ物の利用促進を図るための計画	H28～37
沖縄県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	H26～35
協同農業普及事業の実施に関する方針	H27～31
新ゆがふ「むら」づくり（沖縄県農業農村整備長期計画）	H24～33
沖縄県森林・林業アクションプラン	H29～33
沖縄北部地域森林計画	H26～35
沖縄中南部地域森林計画	H28～37
宮古八重山地域森林計画	H25～34

※ 平成29年5月現在。適宜、追加・改定等を行う。

7 用語解説

【あ】

赤土等流出

赤土等(国頭マージ等の県内に在する全ての土壌)が、降雨等によって河川、沿岸海域等に流出すること。赤土等の流出により、生態系や水産業、観光産業等に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

【い】

イモゾウムシ

沖永良部島から八重山諸島に分布するかんしょ(サツマイモ)等に寄生する害虫。本土に生息していないため、かんしょやグンバイヒルガオ等のヒルガオ科植物は本土への持ち出しが規制されている。

インフラ長寿命化基本計画

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業(メンテナンス産業)の競争力を確保するための方向性を示す基本計画である。

【え】

エコファーマー

有機物を用いた土づくりや化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組んでいる農家で、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき都道府県知事の認定を受けている農家のこと。

【お】

沖縄型の共済制度

台風等の自然災害が多く発生する沖縄の特殊性を考慮し、農業共済制度が沖縄でも安定的かつ効果的に機能できるようにすることを目的とした沖縄県の取組。

沖縄型のつくり育てる漁業

魚礁設置等の「海の畑づくり」や魚介類の放流等の「海の種づくり」に加え、養殖業等を取り込んだ漁業のこと。ここでいう「沖縄型」とは、温暖できれいな沖縄県の海域特性に即したエサの要らない海藻類養殖や漁場環境に配慮した養殖のことを指す。

沖縄振興開発金融公庫

昭和47年5月15日、沖縄の本土復帰に伴い、「沖縄振興開発金融公庫法」に基づいて設立された沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関。那覇市内の本店のほか、北部、中部、宮古、八重山の各圏域の支店、及び東京本部の全6店舗で業務を行っている。

沖縄振興特別措置法

平成24年3月に改正され、同年4月1日に施行された沖縄の振興に関する事項を定めた法律。沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

おきなわブランド

亜熱帯沖縄のイメージを持ち、高品質かつ安全・安心な沖縄県産の農林水産物で、消費者と生産者の双方にその価値が認知・評価されているもの。

オニヒトデ

サンゴを捕食する大型のヒトデ。有毒の棘をもつ。沖縄では、オニヒトデの大量発生により、貴重なサンゴ礁の減少が問題となっていることから、民間団体等による駆除対策が行われている。

【か】

海洋性レクリエーション

海辺におけるレクリエーション活動のこと。ダイビング、モーターボート、ヨット、遊覧クルーズ等のマリレジャーや海水浴、潮干狩り、海辺の散策、釣り等を指す。

含蜜糖、分蜜糖

含蜜糖とは、さとうきびを原料とする糖汁を濃縮し、糖蜜を分離せずに固化させた黒糖などのこと。分蜜糖とは、さとうきび、てん菜を原料とする糖汁を結晶化し、糖蜜を分離したもの(上白糖、グラニュー糖など)のこと。

【き】

郷土樹種

その地域に元々生えている樹木、又は相当程度古くに導入され、既に地域に定着している樹木。

拠点産地

組織力を持ち、「定時・定量・定品質」の出荷原則に基づき一定量の生産物を安定的に生産出荷し、消費者や市場から信頼される産地のこと。

【く】

グリーン・ツーリズム[green tourism]

みどり豊かな農山漁村地域において農漁業体験や生活体験を行うことによって、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

【ろ】

高度衛生管理型荷捌施設

漁港における衛生管理基準に基づき、取り扱われる水産物について、衛生管理に対する総合的管理体制が確立されている荷捌施設のこと。

【さ】

再生可能エネルギー

化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することができるものを活用したエネルギーであり、太陽エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー、水力エネルギー、海洋エネルギー等のこと。化石燃料(石油、石炭、天然ガスなど)やウランなどの鉱物資源を利用するものは「枯渇性エネルギー」という。

【し】

資源管理型漁業

生き物の生態や資源量に応じて、漁獲サイズや量、漁期などを制限し、漁業活動を管理して、合理的で持続的な水産資源の利用を目指す漁業をいう。

集落排水施設

農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水等処理するために設けられた汚水処理場や管路等の施設。下水道や合併処理浄化槽等の生活排水事業と連携し、地域にあった処理方式により整備が進められる。

食育

食に関する適切な知識や選択する力を身に付け、生涯にわたって健全な食生活を実践することができる人を育てることにより、心身の健康の増進と豊かな人間性を育むことを目指す取組。

森林ツーリズム

森林・林業と深い関わりを持つ山村地域固有の自然・文化・歴史等の資源を適切な管理による保全対策を講じつつ、持続可能な形で活用することで、地域資源の保全と観光業による利用を両立させ、山村地域の振興を目指す自然体験型の観光のこと。

森林の持つ多面的機能

生物多様性の保全、地球環境保全、土砂災害防止機能/土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能など、森林の様々な機能をいう。

【せ】

生物多様性

多様な生態系が存在すること及び生物の種や遺伝子に様々な差異が存在すること。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要な要素とされている。

【そ】

総合的病害虫管理

[IPM : Integrated Pest Management]

生産性の維持を図りつつ環境にも配慮した病害虫防除法のこと。化学農薬のみを用いるのではなく、輪作体系や抵抗性品種、熱による消毒や機械等を用いた物理的な防除、天敵やフェロモンの利用などを組み合わせた防除技術等により総合的な病害虫管理を行う。

【ち】

地下ダム

地上に水源を確保できない地域において、地中に水を通さない壁(止水壁)を造り、地下水の流れをせき止め、水を溜める施設。沖縄県では農業用水源を確保するため、宮古島市・久米島町・糸満市・八重瀬町・うるま市で琉球石灰岩の空隙に貯水する地下ダム(受益面積9,915ha)が整備されている。また、平成28年現在、伊江村及び宮古島市において整備が進められている。

長寿命化対策

一般的な建物・建造物の延命化に加え、点検・整備の効率化・高度化、コスト削減施策、新たな設計の考え方等を含めた対策のこと。

地理的表示保護制度

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度のこと。

【て】

低コスト技術集約型施設

農業分野において、高度な技術による栽培環境制御を行うことにより、野菜等の周年・計画生産が可能となり、かつ施設導入や生産コストの低減が図られる生産施設のこと。

【と】

特殊病害虫

アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、ミバエ類、アフリカマイマイ等農作物に大きな被害を与える病害虫のこと。法令等により病害虫そのものや寄主となる植物の移動が規制され

ている。

特用林産物

森林・林野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称で、きのこ類やオオタニワタリ等がある。

トレーサビリティ[traceability]

農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」ことを指す。食品の移動経路が把握できることで、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立つとともに、消費者の食に対する安全・安心の確保にもつながる。

【(イ)】

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村に提出して認定を受けた農業者のこと。

【(ロ)】

農業生産工程管理

[GAP : Good Agricultural Practice]

関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことにより、農業生産活動の改善を図る持続的な取組のこと。

この手法を多くの農業者や産地が取り入れることで食品の安全性向上、環境の保全等が図られるほか、競争力の強化、品質向上、農業経営の改善・効率化、消費者及び加工業・小売業等に対する信頼の確保などにつながる事が期待される。

農山漁村の多面的機能

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料・農産物の供給機能以外の多面にわたる機能をいう。

農地所有適格法人

農業経営を行うための農地や採草放牧地を所有することのできる法人のことで、農事組合法人、株式会社(公開会社でないものに限る)又は持分会社で、農地法の要件を満たすものをいう。

平成28年4月1日施行の改正農地法により、これまでの「農業生産法人」から呼称が変更となり、農地を所有できる法人であることを明確にするとともに、要件が緩和された。

農地流動化対策

耕作放棄地の解消や農地の集約化等の取組の一環として、経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるよう、農業委員会等が農地を売りたい、買いたい、貸したい、借りたい農家の間に立ち斡旋を行うなどして、農地の権利移動を促進すること。

農林水産業の6次産業化

農林水産物の生産だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通、販売(第3次産業)にも生産者が主体的かつ総合的に関わり、第2次、第3次産業の事業者が得ていた付加価値(加工賃や流通マージン等)を、生産者自身が得ることによって農林水産業を活性化させること。なお、“6次産業化”は、第1次産業、第2次産業、第3次産業の有機的・総合的な結合としての掛け算(1×2×3=6)という比喩的な意味で用いている。

【(ハ)】

排他的経済水域

[EEZ : Exclusive Economic Zone]

「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」において定められた、領海基線から200海里(約370km)までの海域(領海部分を除く)。

この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国の主権的権利が及ぶとされる。

【(ニ)】

ブルー・ツーリズム[blue tourism]

定置網漁業や一本釣り漁業等の体験漁業、漁獲した魚を船上で食べる観光漁業、ジンベイザメなどの魚類を生け簀網に収容してグラスボートやダイビングで見せる漁業、漁獲した鮮魚の直売や食堂経営などを総合的に組み合わせた余暇活動のこと。

フロンティア型農林水産業

観光産業や流通加工業など他産業との連携・融合、海外展開、環境との調和など、未開拓分野・新分野を含む新たな取組に挑戦する農林水産業のこと。

【(A~Z)】

HACCP (ハサップ又はハセップ)

[Hazard Analysis and Critical Control Point]

食品衛生管理手法の一つで、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法。危害分析、重要管理点、管理基準、モニタリング、改善措置、検証、記録の7つの原則から成り立っている。

沖縄21世紀農林水産業振興計画
(後期:平成29年度～平成33年度)

平成29年5月 発行

編集・発行 沖縄県農林水産部農林水産総務課
〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL (098)866-2254
FAX (098)866-2265
